

令和2年度
飲食店における受動喫煙防止対策実態調査
報告書

東京都福祉保健局

目次

第1部 調査概要	1
1. 調査の目的	3
2. 調査期間	3
3. 調査設計	3
(1) 調査対象	3
(2) 調査方法	3
(3) その他	3
4. 調査回収結果	3
5. 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について（概要）	4
6. その他	5
第2部 調査の結果	7
1. 回答者の属性	9
(1) 業種 <問1>	9
(2) 所在地 <問2>	11
(3) 経営形態 <問3>	13
(4) 従業員数 <問4>	14
(5) 客席数 <問5>	15
(6) 客席の面積 <問6>	16
(7) 資本金 <問7>	17
2. 受動喫煙に関する制度について	18
(1) 健康への影響の認知度 <問8>	18
(2) 改正健康増進法の認知度 <問9>	19
(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問10>	20
(4) 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度 <問11>	21
(5) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問12>	22
(6) 東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問13>	23
(7) 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度 <問14>	24
(8) 違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問15>	25
(9) 受動喫煙防止に関する新制度についての情報の入手方法（複数回答） <問16>	26
3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について	27
(1) 受動喫煙防止に向けた対応策の状況 <問17>	27
(2) 屋内を全面禁煙にした理由（複数回答） <問18>	29
(3) 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室（店）の今後の方針について <問19>	31
(4) 屋内全面禁煙以外にした理由（複数回答） <問20>	32
(5) 問17の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの（複数回答） <問21>	33
(6) 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと <問22>	35
(7) 屋外の喫煙場所等の状況について <問23>	37
(8) 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について <問24>	38
(9) 表示していない理由（複数回答） <問25>	39
(10) 店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問26>	41
4. 東京都への要望について	42
(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答） <問27>	42
第3部 調査の結果（業種別）	45
1. 回答者の属性	47
(1) 経営形態 <問3>	47
(2) 従業員数 <問4>	49

(3) 客席数 <問 5>	51
(4) 客席の面積 <問 6>	53
(5) 資本金 <問 7>	55
2. 受動喫煙に関する制度について	57
(1) 健康への影響の認知度 <問 8>	57
(2) 改正健康増進法の認知度 <問 9>	59
(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>	61
(5) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>	65
(6) 東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>	67
(7) 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度 <問 14>	69
(8) 違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>	71
(9) 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答） <問 16>	73
3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について	74
(1) 受動喫煙防止に向けた対応策の状況 <問 17>	74
(2) 屋内を全面禁煙にした理由（複数回答） <問 18>	76
(3) 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室（店）の今後の方針について <問 19>	77
(4) 屋内全面禁煙以外にした理由（複数回答） <問 20>	79
(5) 問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの（複数回答） <問 21>	80
(6) 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと <問 22>	81
(7) 屋外の喫煙場所等の状況について <問 23>	83
(8) 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について <問 24>	85
(9) 表示していない理由（複数回答） <問 25>	87
(10) 店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問 26>	88
4. 東京都への要望について	90
(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答） <問 27>	90
第 4 部 元年度調査との比較	91
1. 回答者の属性	93
(1) 業種 <問 1>	93
(2) 所在地 <問 2>	94
(3) 経営形態 <問 3>	95
(4) 従業員数 <問 4>	96
(5) 客席数 <問 5>	97
(6) 客席の面積 <問 6>	98
(7) 資本金 <問 7>	99
2. 受動喫煙に関する制度について	100
(1) 健康への影響の認知度 <問 8>	100
(2) 改正健康増進法の認知度 <問 9>	101
(3) 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>	102
(4) 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>	103
(5) 東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>	104
(6) 違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>	105
(7) 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答） <問 16>	106
3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について	107
(1) 屋外の喫煙場所等の状況について <問 23>	107
(2) 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について <問 24>	108
(3) 表示していない理由（複数回答） <問 25>	109
(4) 店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問 26>	110
4. 東京都への要望について	111
(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答） <問 27>	111
第 5 部 その他の意見	113

受動喫煙防止に関する意見・要望	115
第6部 参考資料	117

第1部 調査概要

1. 調査の目的

受動喫煙防止対策を推進し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が、2020年4月に全面施行された。

飲食店における新制度の認知度や取組状況を把握し、都の取組の強化につなげるため、調査を行った。

2. 調査期間

令和2年11月30日から令和2年12月21日

※令和2年12月15日に督促状を発送し、令和2年12月24日を締切りとした。

3. 調査設計

(1) 調査対象

東京都全域（島しょ地域を含む。）に所在地がある飲食店から無作為抽出した10,000標本

(2) 調査方法

調査票用紙送付・回収による調査

(3) その他

調査期間中に問合せ窓口を設置し、調査対象者からの調査に関する問い合わせ対応を実施した。

4. 調査回収結果

図表 1-4-1-1 調査回収結果

発送数	回収数	回収率
10,000	3,431	34.31%

5. 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について（概要）

健康増進法（※1）では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室（※2）以外では喫煙が禁止されている。

また、東京都受動喫煙防止条例（※3）では、従業員が1人でもいれば、「喫煙可能室（喫煙しながら飲食等ができる喫煙室）」を設置できないとしている。

制度に違反した場合に、保健所からの指導や過料（※4）の対象となる。

※1 健康増進法は、全国的に喫煙環境などの規定を定めた法律。

※2 喫煙室には以下の4種類がある。

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件がある。

①喫煙専用室

たばこを吸うためだけの喫煙室（飲食等不可）

②指定たばこ専用喫煙室

加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室（飲食等可）

③喫煙可能室

従業員のいない小規模飲食店の喫煙室（飲食等可）

以下ア～エの4つの要件を満たした場合のみ、設置できる。

ア 2020年4月1日時点ですでに営業している。

イ 客席部分の床面積が100㎡以下

ウ 中小企業または個人経営

エ 従業員がいない（エは都独自の規定。）

④喫煙目的室

喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」（シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所）にのみ設置できる喫煙室（シガーバー等の飲食店が設置する場合：飲食等可）。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できない。

シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要がある。

ア たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること

イ 「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

※3 都では、改正健康増進法をもとに都独自の規定を定めた東京都受動喫煙防止条例を制定している。

※4 違反者に制裁として科せられるもの。金額は違反内容により異なります。

飲食店では、店頭で禁煙又は喫煙室設置状況について表示する義務があり、喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入り口にも標識を掲示する義務がある。（表示されていない場合は、違反事例となる可能性がある。）

以下に店頭表示するステッカーの例を示す。

※喫煙室と店頭に表示するステッカー（例）

- 店内全面禁煙の場合
 -
- 喫煙専用室を設置した場合（飲食等不可）
 -
 -
- 指定たばこ専用喫煙室を設置した場合（飲食等可） ※指定たばこ＝加熱式たばこ
 -
 -
- 喫煙可能室を設置した場合（飲食等可）
 - ※従業員がいない小さな飲食店のみ設置可能
 -
 -

6. その他

- （1）調査結果の集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- （2）nは当該設問の回答者数（母数）です。
- （3）nが少数にとどまる分析軸については、あえて記述していない場合もあります。
- （4）複数の回答が可能な設問では、図表タイトル末に「（複数回答）」と記載しており、記載がない場合は、「単数回答」であることを示しています。
- （5）複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が100%を超える場合があります。
- （6）サンプル数が少数のものについては、参考値として掲載しています。

第2部 調査の結果

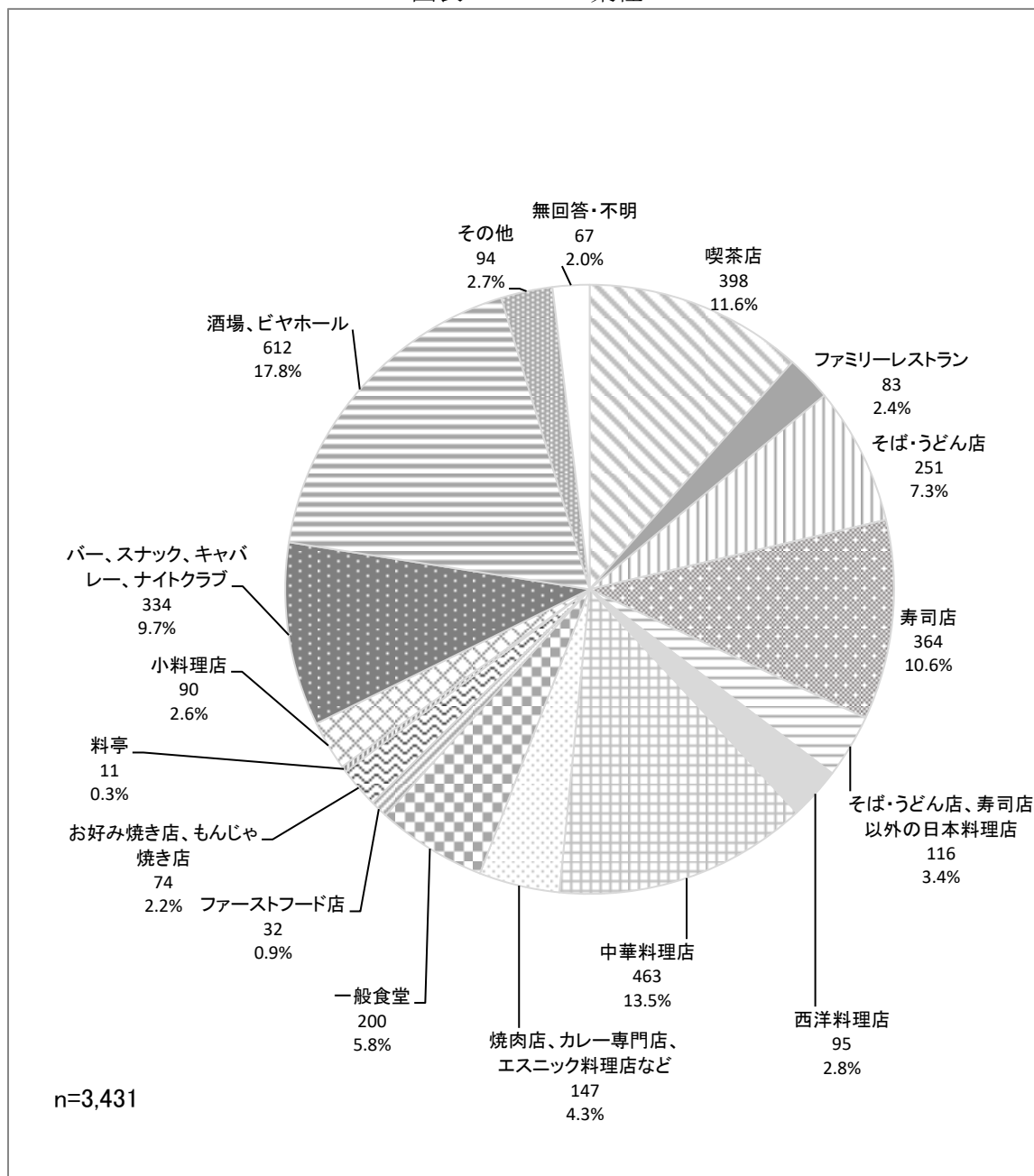
1. 回答者の属性

(1)業種 <問1>

図表 2-1-1-1 業種

	項目	件数	構成比
一般飲食店	喫茶店	398	11.6%
	ファミリーレストラン	83	2.4%
	そば・うどん店	251	7.3%
	寿司店	364	10.6%
	そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店（天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど）	116	3.4%
	西洋料理店（フランス料理、イタリア料理など）	95	2.8%
	中華料理店（ラーメン店も含む）	463	13.5%
	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	147	4.3%
	一般食堂（定食屋など）	200	5.8%
	ファーストフード店	32	0.9%
	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	74	2.2%
	その他	94	2.7%
	一般飲食店計	2,317	67.5%
	遊興飲食店	料亭	11
小料理店		90	2.6%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ		334	9.7%
酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）		612	17.8%
遊興飲食店計		1,047	30.5%
	無回答・不明	67	2.0%
	合計	3,431	100.0%

図表 2-1-1-2 業種



<その他の意見（主なもの）>

- ・とんかつ店（15件）
- ・ステーキ店（13件）
- ・カラオケ店（7件）
- ・洋食レストラン（3件）
- ・たこ焼き店（2件）
- ・ホテルレストラン（2件）
- ・珈琲豆焙煎専門店（2件）

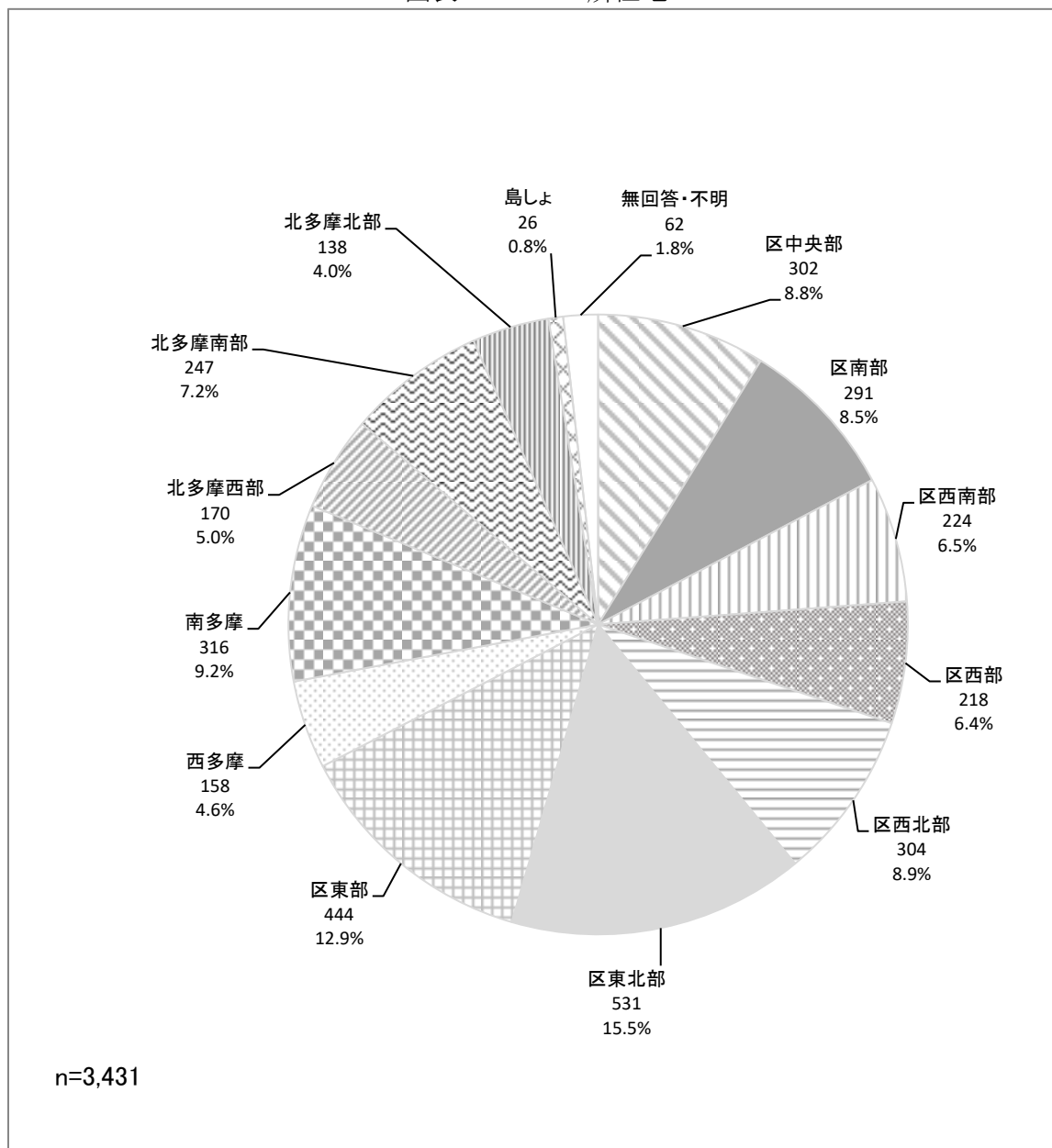
(2)所在地 <問2>

「区東北部」が15.5%と最も多く、次いで「区東部」12.9%、「南多摩」9.2%、「区西北部」8.9%、「区中央部」8.8%となっている。

図表 2-1-2-1 所在地

項目	件数	構成比
区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）	302	8.8%
区南部（品川区、大田区）	291	8.5%
区西南部（目黒区、世田谷区、渋谷区）	224	6.5%
区西部（新宿区、中野区、杉並区）	218	6.4%
区西北部（豊島区、北区、板橋区、練馬区）	304	8.9%
区東北部（荒川区、足立区、葛飾区）	531	15.5%
区東部（墨田区、江東区、江戸川区）	444	12.9%
西多摩（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）	158	4.6%
南多摩（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）	316	9.2%
北多摩西部（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）	170	5.0%
北多摩南部（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）	247	7.2%
北多摩北部（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）	138	4.0%
島しょ（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村）	26	0.8%
無回答・不明	62	1.8%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-2-2 所在地



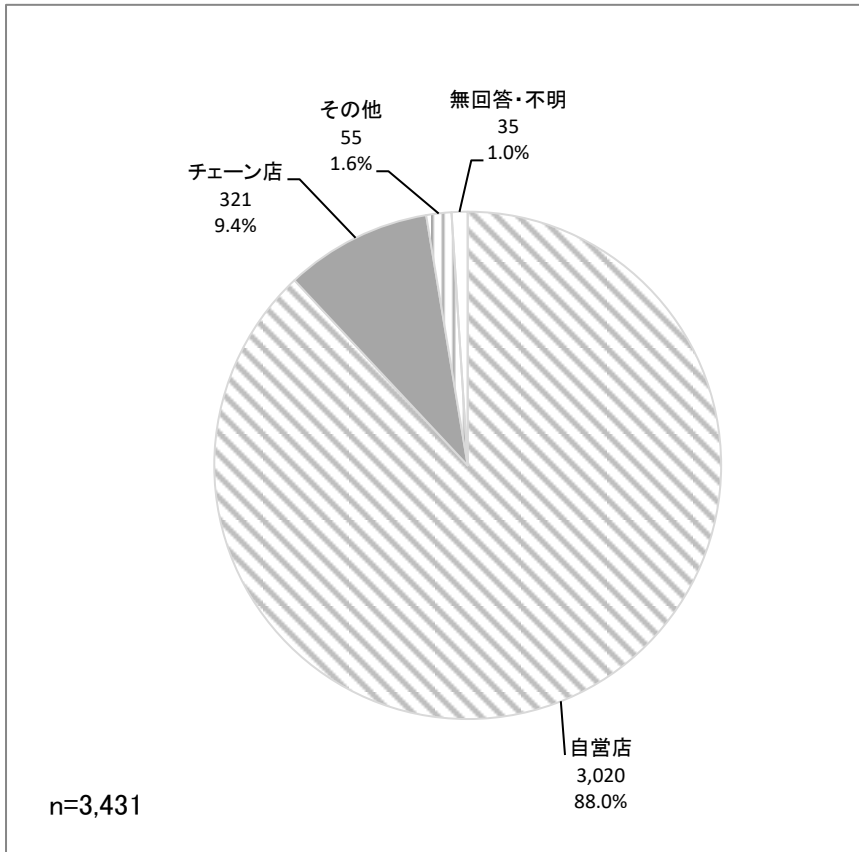
(3) 経営形態 <問3>

「自営店」が88.0%と約9割を占めており、「チェーン店」9.4%、「その他」1.6%となっている。

図表 2-1-3-1 経営形態

項目	件数	構成比
自営店	3,020	88.0%
チェーン店	321	9.4%
その他	55	1.6%
無回答・不明	35	1.0%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-3-2 経営形態



<その他の意見 (主なもの) >

- ・有限会社 (5件)
- ・法人 (4件)
- ・業務委託 (3件)
- ・社会福祉法人 (2件)
- ・直営店 (2件)

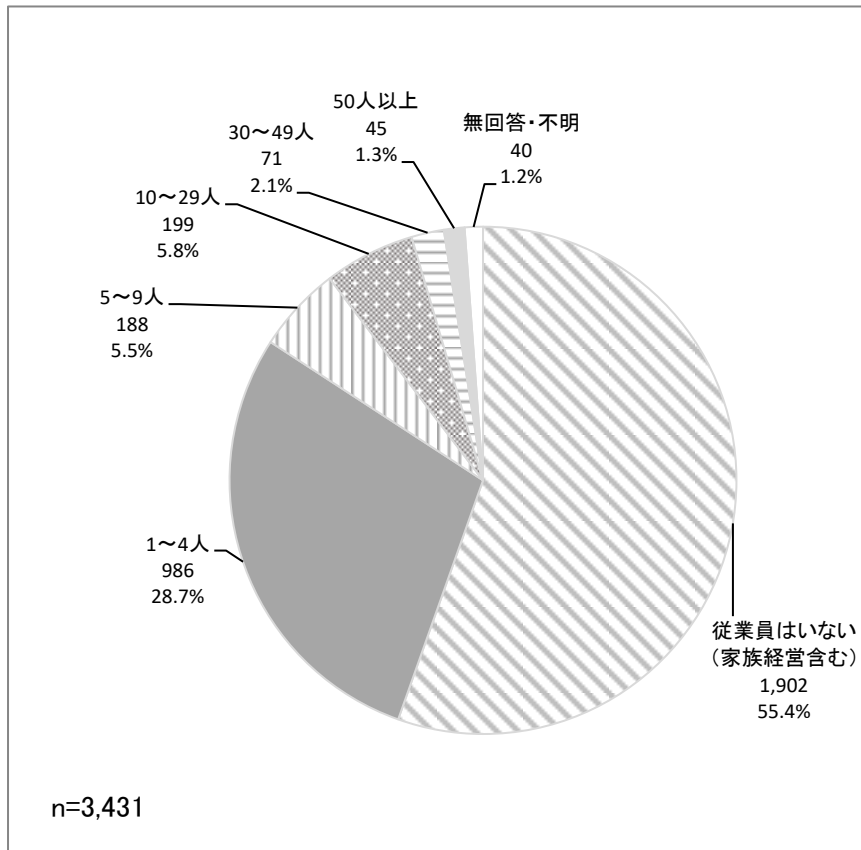
(4)従業員数 <問4>

従業員数は、「従業員はいない（家族経営含む）」が55.4%と最も多く、次いで「1～4人」が28.7%となっている。

図表 2-1-4-1 従業員数

項目	件数	構成比
従業員はいない（家族経営含む）	1,902	55.4%
1～4人	986	28.7%
5～9人	188	5.5%
10～29人	199	5.8%
30～49人	71	2.1%
50人以上	45	1.3%
無回答・不明	40	1.2%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-4-2 従業員数



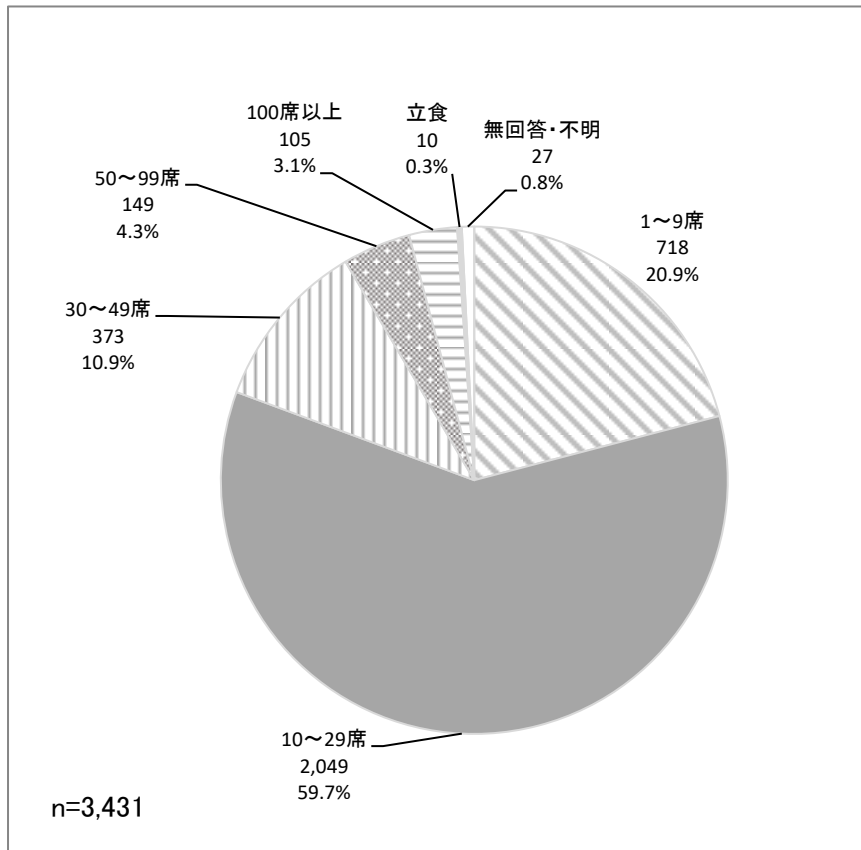
(5)客席数 <問5>

客席数は、「10～29席」が59.7%と最も多く、次いで「1～9席」20.9%、「30～49席」10.9%となっている。50席未満の店が全体の9割以上を占めている。

図表 2-1-5-1 客席数

項目	件数	構成比
1～9席	718	20.9%
10～29席	2,049	59.7%
30～49席	373	10.9%
50～99席	149	4.3%
100席以上	105	3.1%
立食	10	0.3%
無回答・不明	27	0.8%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-5-2 客席数



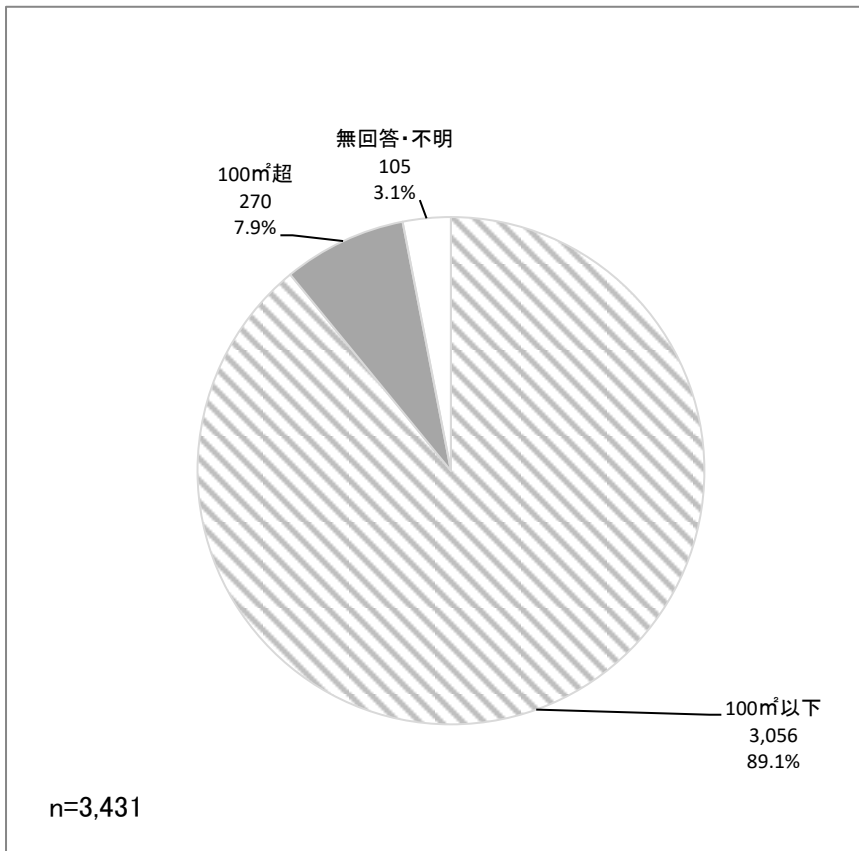
(6)客席の面積 <問6>

客席の面積は、「100 m²以下」が 89.1%と約 9 割を占めている。

図表 2-1-6-1 客席の面積

項目	件数	構成比
100m ² 以下	3,056	89.1%
100m ² 超	270	7.9%
無回答・不明	105	3.1%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-6-2 客席の面積



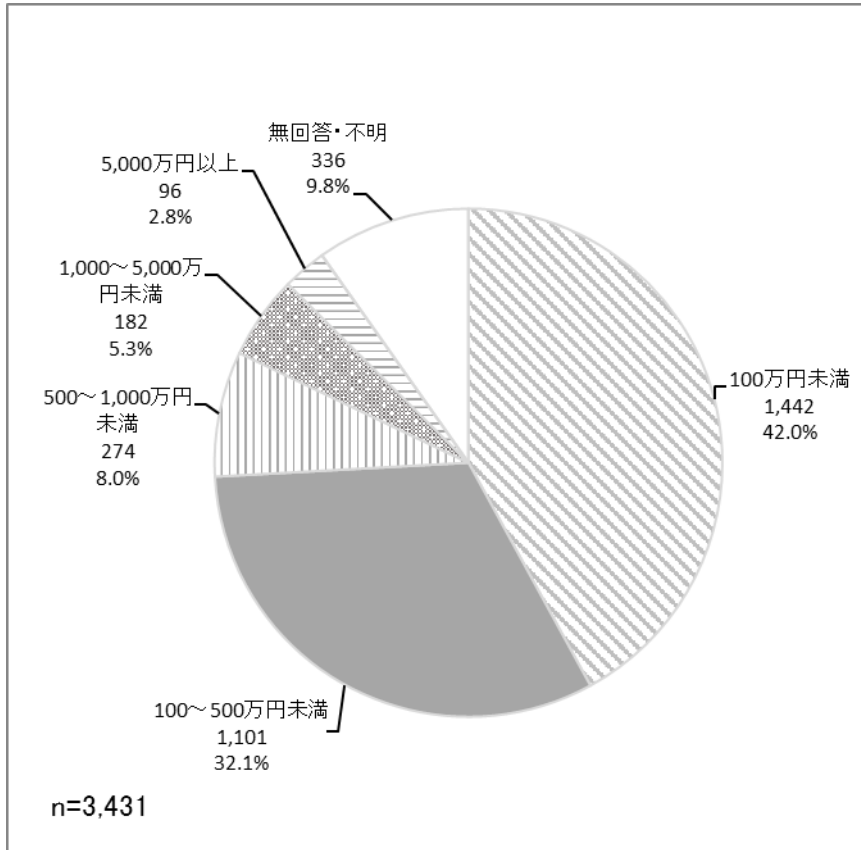
(7)資本金 <問7>

資本金は、「100万円未満」が42.0%と最も多く、500万円未満の店が全体の7割を超えている。

図表 2-1-7-1 資本金

項目	件数	構成比
100万円未満	1,442	42.0%
100～500万円未満	1,101	32.1%
500～1,000万円未満	274	8.0%
1,000～5,000万円未満	182	5.3%
5,000万円以上	96	2.8%
無回答・不明	336	9.8%
合計	3,431	100.0%

図表 2-1-7-2 資本金



2. 受動喫煙に関する制度について

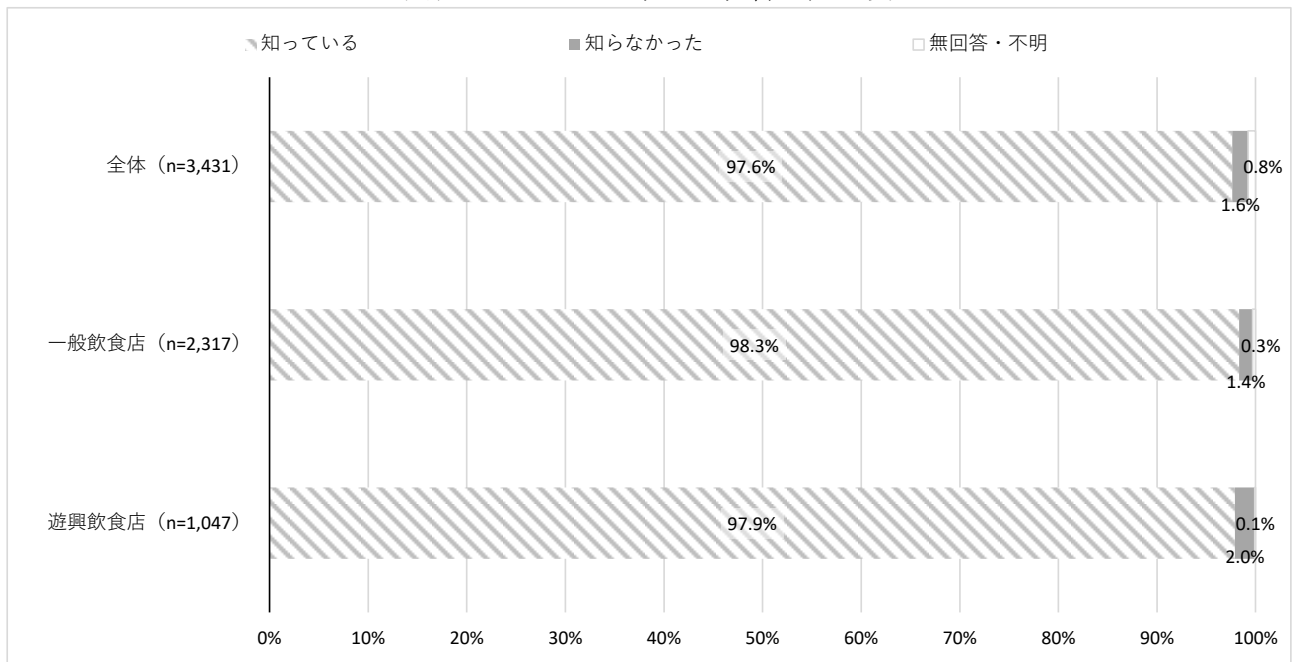
(1)健康への影響の認知度 <問8>

受動喫煙が健康に影響することについて、「知っている」が97.6%となっている。
一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-1-1 健康への影響の認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	3,350 97.6%	55 1.6%	26 0.8%
一般飲食店 (n=2,317)	2,278 98.3%	32 1.4%	7 0.3%
遊興飲食店 (n=1,047)	1,025 97.9%	21 2.0%	1 0.1%
無回答・不明 (n=67)	47 70.1%	2 3.0%	18 26.9%

図表 2-2-1-2 健康への影響の認知度



(2)改正健康増進法の認知度 <問9>

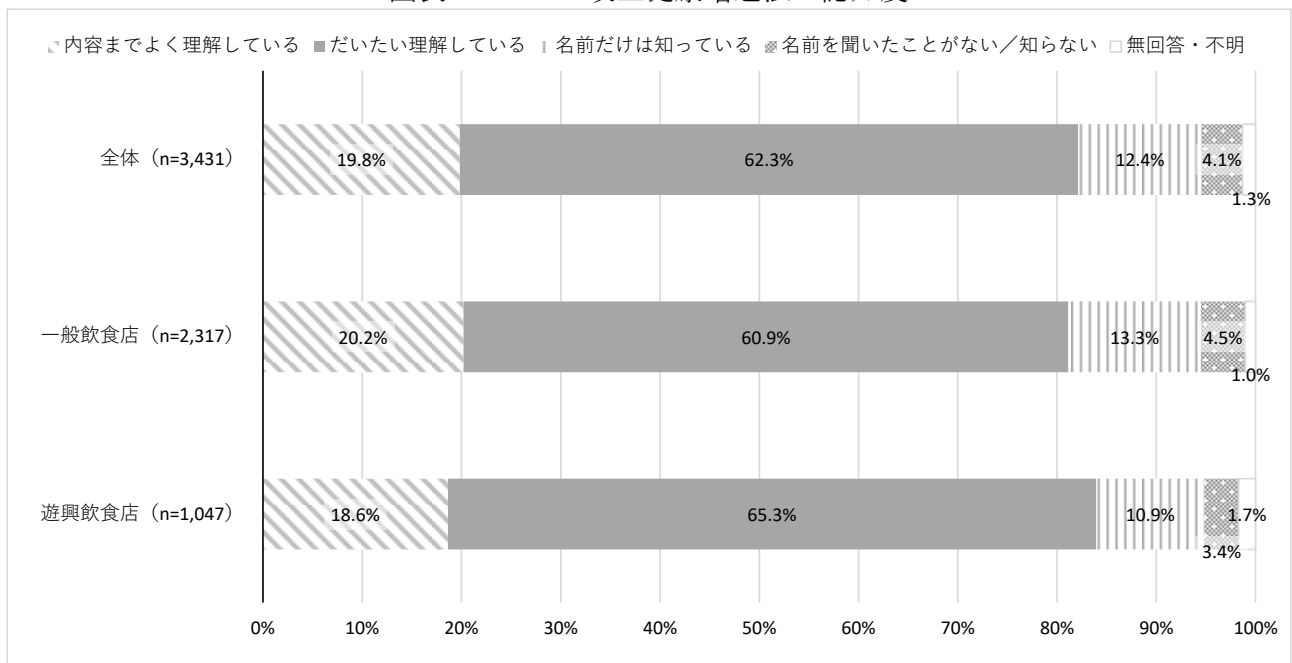
改正健康増進法の認知度（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）は、94.5%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-2-1 改正健康増進法の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	680 19.8%	2,138 62.3%	426 12.4%	142 4.1%	45 1.3%
一般飲食店 (n=2,317)	468 20.2%	1,412 60.9%	309 13.3%	104 4.5%	24 1.0%
遊興飲食店 (n=1,047)	195 18.6%	684 65.3%	114 10.9%	36 3.4%	18 1.7%
無回答・不明 (n=67)	17 25.4%	42 62.7%	3 4.5%	2 3.0%	3 4.5%

図表 2-2-2-2 改正健康増進法の認知度



(3)改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>

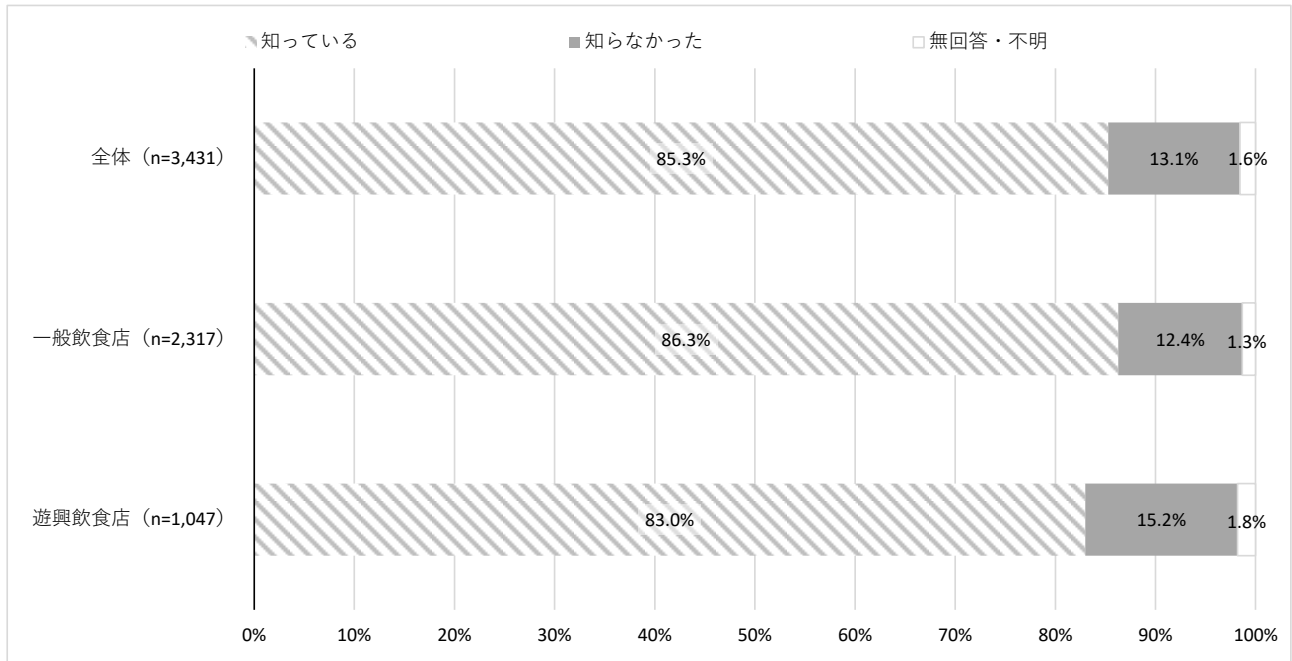
改正健康増進法においては、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室以外での喫煙が禁止されていることについて、「知っている」は85.3%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,926 85.3%	451 13.1%	54 1.6%
一般飲食店 (n=2,317)	1,999 86.3%	287 12.4%	31 1.3%
遊興飲食店 (n=1,047)	869 83.0%	159 15.2%	19 1.8%
無回答・不明 (n=67)	58 86.6%	5 7.5%	4 6.0%

図表 2-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



(4) 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度 <問 11>

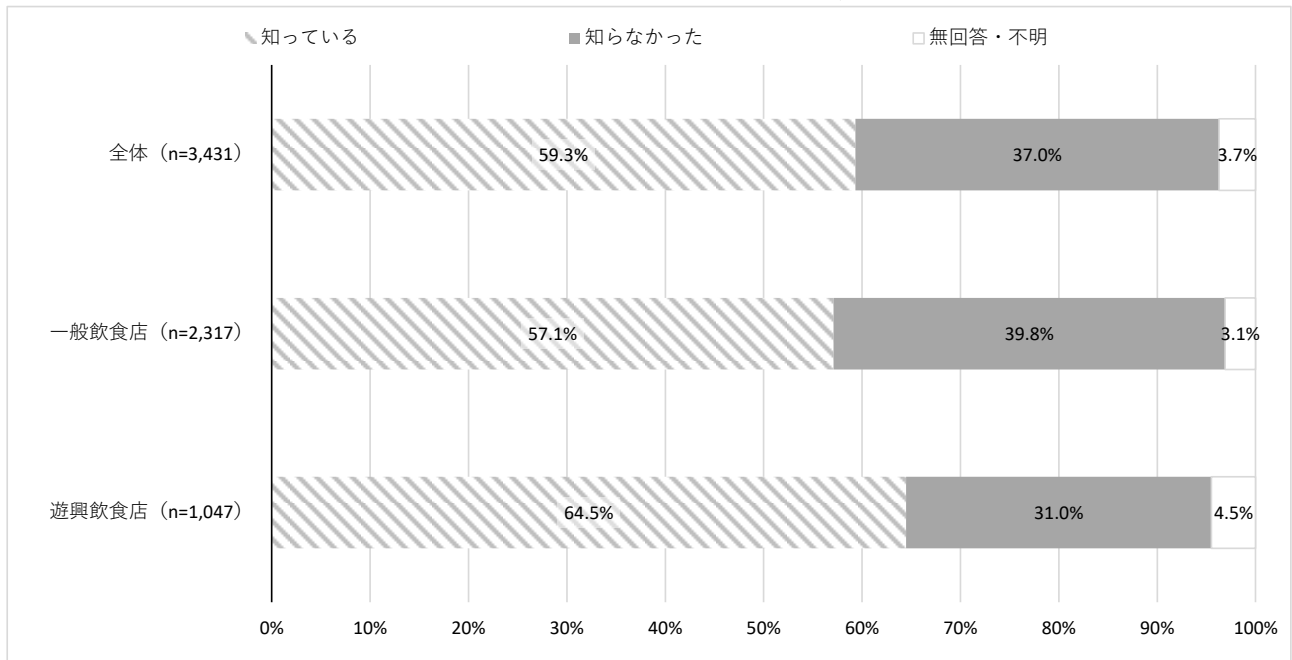
改正健康増進法が定める4種類の喫煙室のうち、指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについて、「知っている」は59.3%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、遊興飲食店の認知度は、一般飲食店に比べて、約7%高くなっている。

図表 2-2-4-1 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,035 59.3%	1,269 37.0%	127 3.7%
一般飲食店 (n=2,317)	1,323 57.1%	922 39.8%	72 3.1%
遊興飲食店 (n=1,047)	675 64.5%	325 31.0%	47 4.5%
無回答・不明 (n=67)	37 55.2%	22 32.8%	8 11.9%

図表 2-2-4-2 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度



(5)改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>

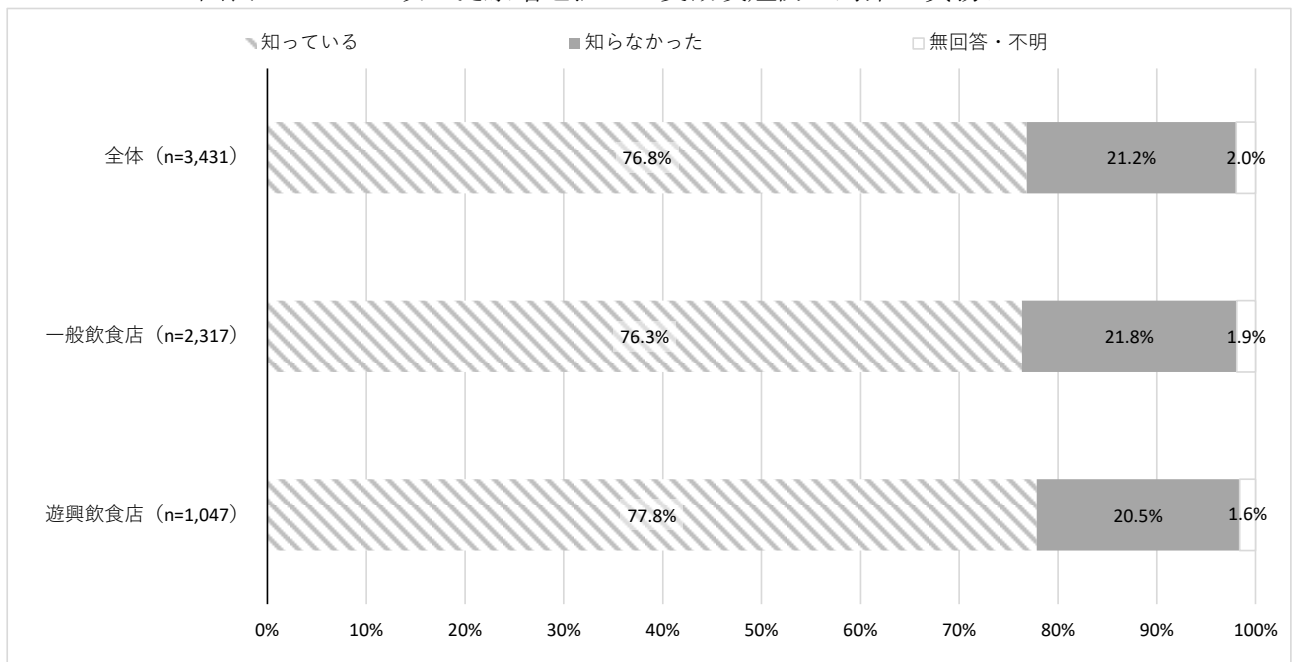
施設管理者に、喫煙禁止場所の喫煙器具・設備の撤去、喫煙者への喫煙の中止の依頼、標識の提示（店頭喫煙場所があるかを表示／喫煙室入口に表示）など受動喫煙を防止するための責務が発生することについて、「知っている」は76.8%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-5-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,636 76.8%	728 21.2%	67 2.0%
一般飲食店 (n=2,317)	1,769 76.3%	504 21.8%	44 1.9%
遊興飲食店 (n=1,047)	815 77.8%	215 20.5%	17 1.6%
無回答・不明 (n=67)	52 77.6%	9 13.4%	6 9.0%

図表 2-2-5-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



(6)東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>

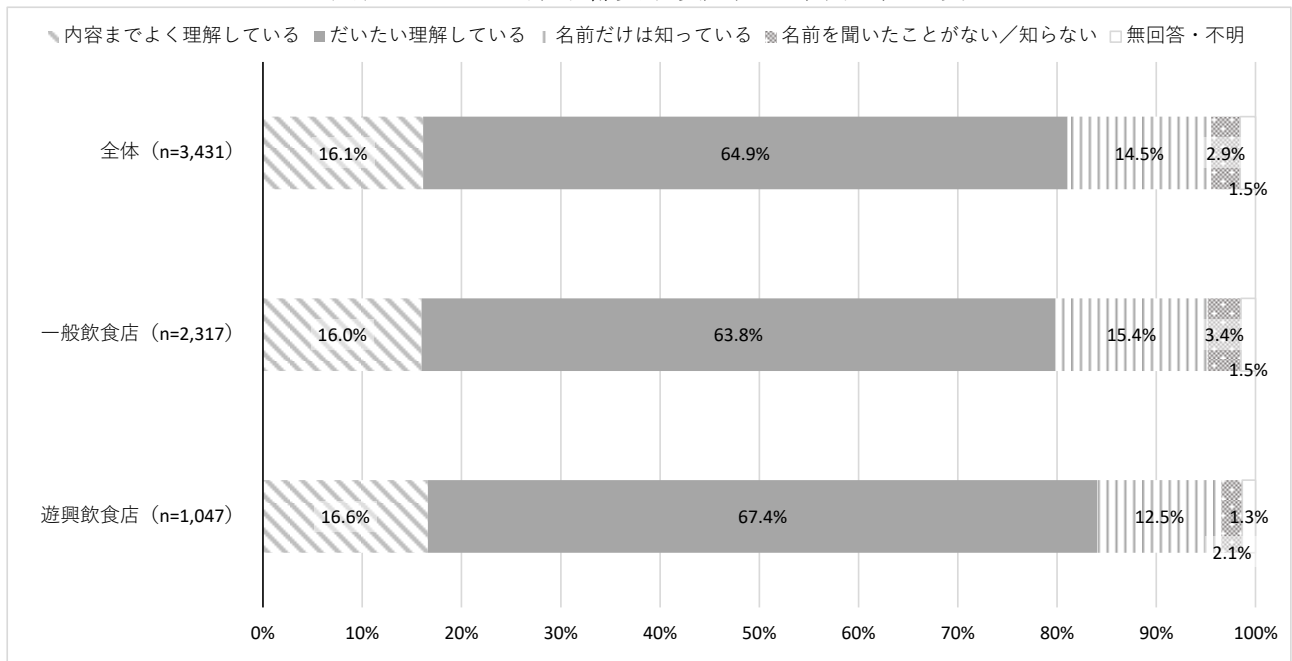
東京都受動喫煙防止条例の認知度（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）は、95.5%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-6-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	554 16.1%	2,227 64.9%	496 14.5%	101 2.9%	53 1.5%
一般飲食店 (n=2,317)	370 16.0%	1,479 63.8%	356 15.4%	78 3.4%	34 1.5%
遊興飲食店 (n=1,047)	174 16.6%	706 67.4%	131 12.5%	22 2.1%	14 1.3%
無回答・不明 (n=67)	10 14.9%	42 62.7%	9 13.4%	1 1.5%	5 7.5%

図表 2-2-6-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



(7)東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度 <問 14>

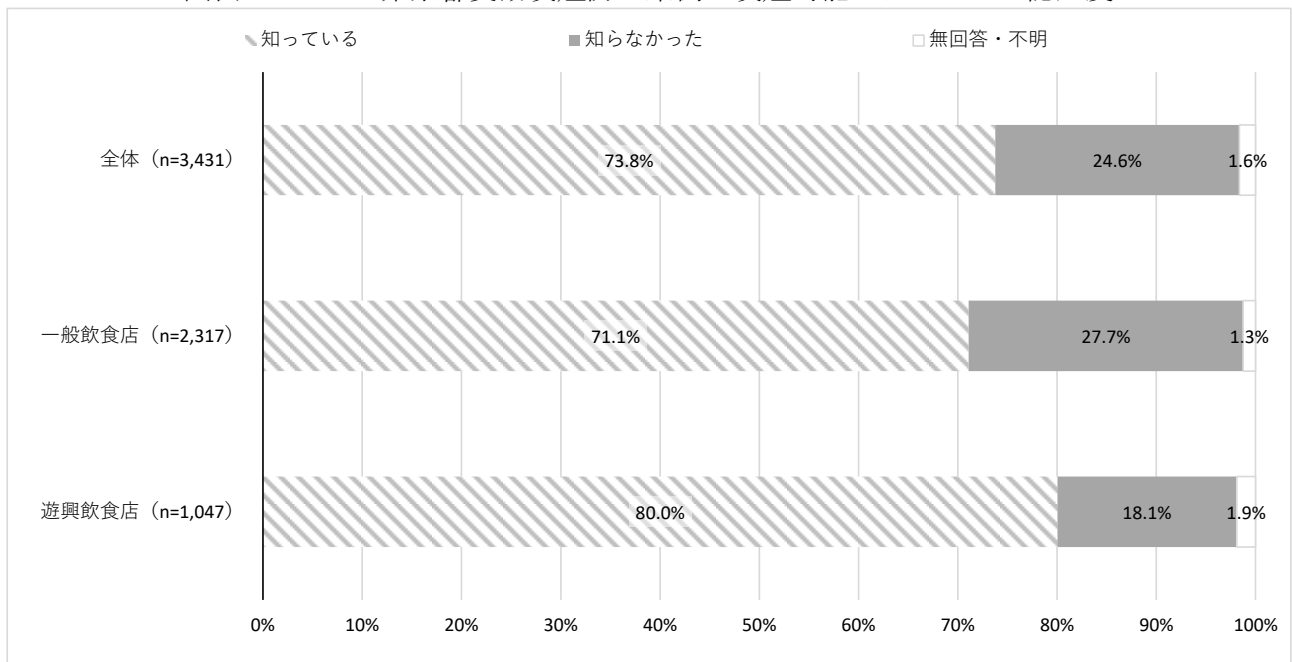
東京都受動喫煙防止条例では、従業員が1人でもいれば、喫煙可能室（喫煙しながら飲食等ができる喫煙室）を設置できないことについて、「知っている」は73.8%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、遊興飲食店の認知度は、一般飲食店に比べて、約9%高くなっている。

図表 2-2-7-1 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,531 73.8%	844 24.6%	56 1.6%
一般飲食店 (n=2,317)	1,647 71.1%	641 27.7%	29 1.3%
遊興飲食店 (n=1,047)	838 80.0%	189 18.1%	20 1.9%
無回答・不明 (n=67)	46 68.7%	14 20.9%	7 10.4%

図表 2-2-7-2 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度



(8)違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>

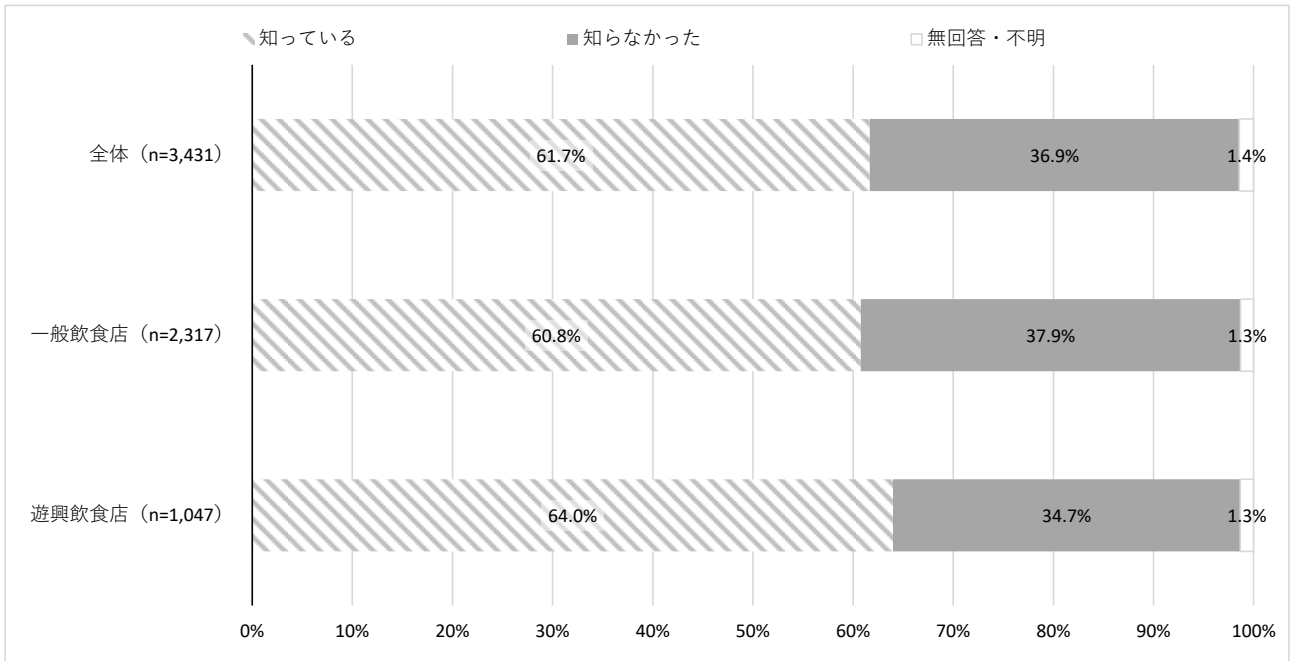
改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例では、制度に違反した場合に、保健所からの指導や過料の対象になることについて、「知っている」が61.7%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-2-8-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,116 61.7%	1,266 36.9%	49 1.4%
一般飲食店 (n=2,317)	1,408 60.8%	879 37.9%	30 1.3%
遊興飲食店 (n=1,047)	670 64.0%	363 34.7%	14 1.3%
無回答・不明 (n=67)	38 56.7%	24 35.8%	5 7.5%

図表 2-2-8-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



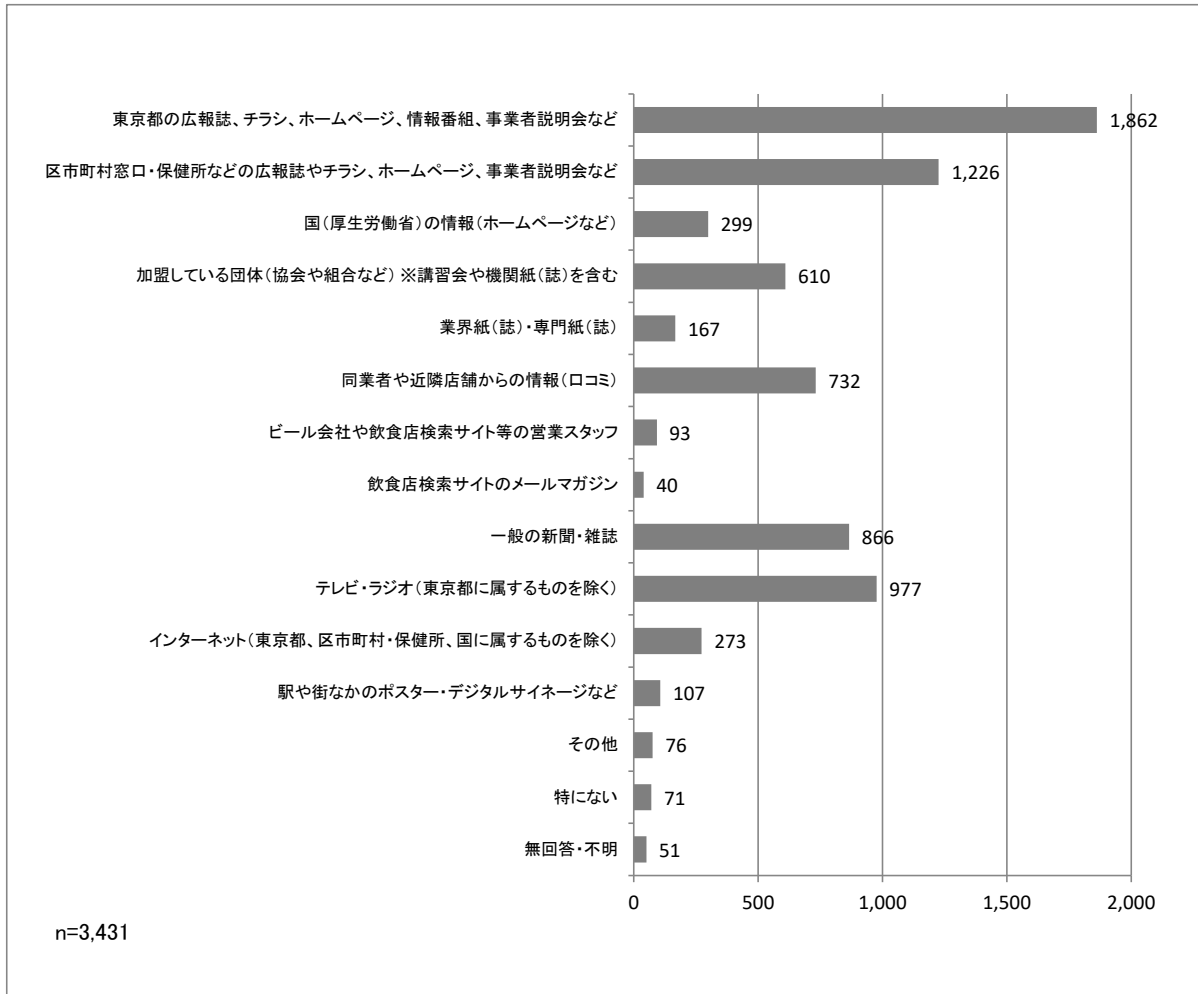
(9) 受動喫煙防止に関する新制度についての情報の入手方法(複数回答) <問 16>

受動喫煙防止に関する新制度についての情報の入手方法は、「東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など」が1,862件と最も多くなっている。
一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の傾向がみられる。

図表 2-2-9-1 受動喫煙防止に関する新制度についての情報の入手方法 (複数回答)

項目	東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)	インターネット(東京都、区市町村・保健所、国に属するものを除く)	駅や街なかのポスター・デジタルサイネージなど	その他	特にない	無回答・不明
全体	1,862	1,226	299	610	167	732	93	40	866	977	273	107	76	71	51
一般飲食店	1,291	804	203	411	120	413	49	29	642	678	190	62	49	58	26
遊興飲食店	541	395	89	187	46	312	43	11	208	277	77	42	24	12	21
無回答・不明	30	27	7	12	1	7	1	0	16	22	6	3	3	1	4

図表 2-2-9-2 受動喫煙防止に関する新制度についての情報の入手方法 (全体) (複数回答)



<その他の意見(主なもの)>

- ・会社から (14件)
- ・保健所から (10件)
- ・知り合いから (7件)
- ・今回の調査から (9件)
- ・お客さんから (4件)
- ・飲食組合の説明会 (3件)
- ・ステッカーの送付 (3件)

3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について

(1) 受動喫煙防止に向けた対応策の状況 <問 17>

現在の対応策については、「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」が35.2%と最も多く、次いで、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」が26.5%であり、店内を禁煙としている店が6割を超えている。

また、「屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）」が18.3%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、一般飲食店は店内を禁煙にしている店が7割を超えており、遊興飲食店では約3割にとどまっている。遊興飲食店では、「屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした」が35.4%、「喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした」が7.3%と、一般飲食店と比べ高くなっている。

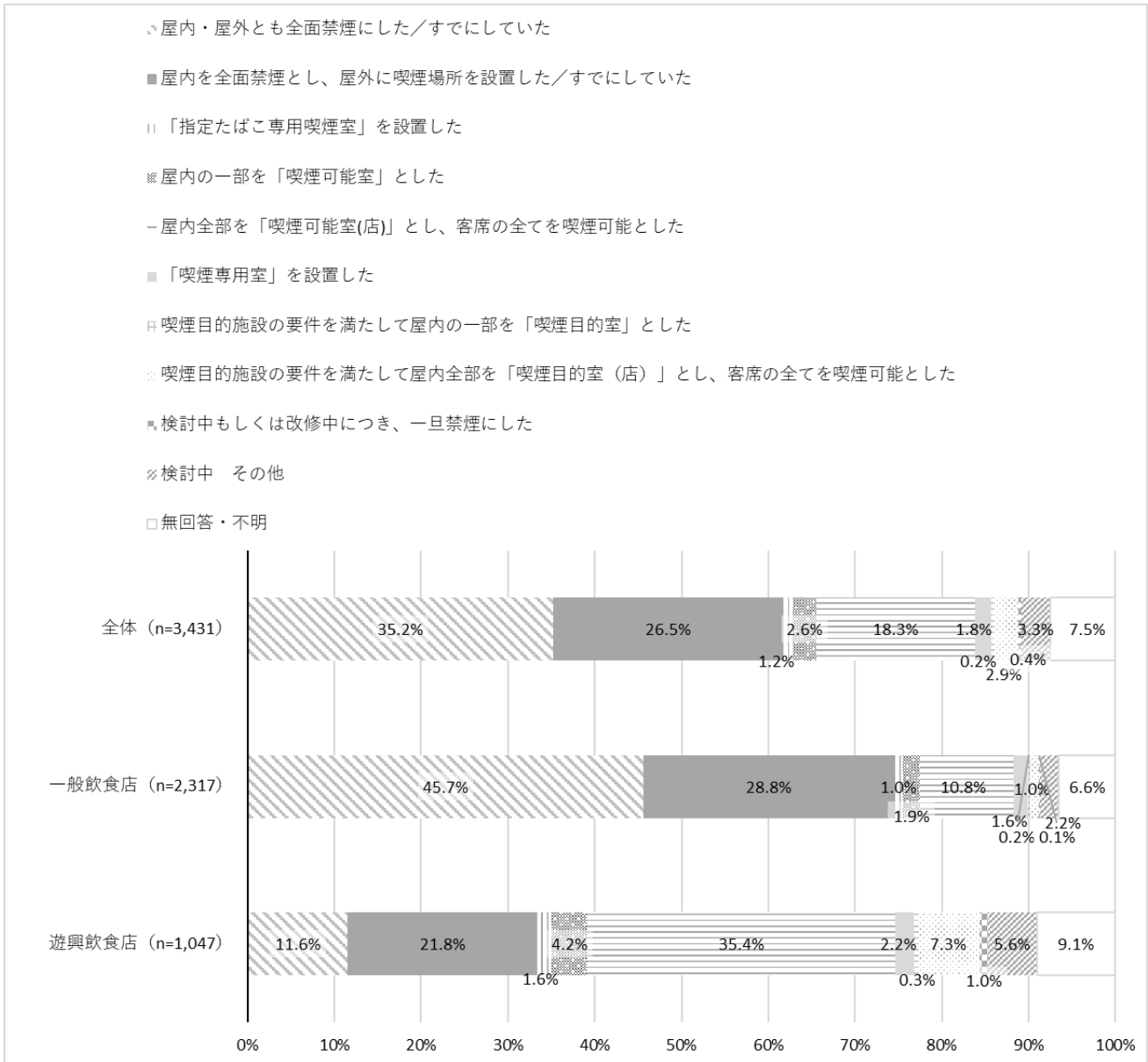
図表 2-3-1-1 受動喫煙防止に向けた対応策の状況

項目	屋内・屋外とも全面禁煙にした／す	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した	「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	屋内の一部を「喫煙可能室」とした	屋内、客席の全てを喫煙可能とした	「喫煙専用室」を設置した	喫煙目的施設「喫煙目的室」を満たして屋内	客席の全てを喫煙可能とした	喫煙目的施設「喫煙可能室(店)」として屋内	禁煙にしました	検討中もしくは改修中につき、一旦	検討中その他	無回答・不明
全体 (n=3,431)	1,207 35.2%	909 26.5%	41 1.2%	90 2.6%	629 18.3%	62 1.8%	8 0.2%	101 2.9%	13 0.4%	114 3.3%	257 7.5%		
一般飲食店 (n=2,317)	1,058 45.7%	668 28.8%	24 1.0%	45 1.9%	250 10.8%	38 1.6%	5 0.2%	24 1.0%	3 0.1%	50 2.2%	152 6.6%		
遊興飲食店 (n=1,047)	121 11.6%	228 21.8%	17 1.6%	44 4.2%	371 35.4%	23 2.2%	3 0.3%	76 7.3%	10 1.0%	59 5.6%	95 9.1%		
無回答・不明 (n=67)	28 41.8%	13 19.4%	0 0.0%	1 1.5%	8 11.9%	1 1.5%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	5 7.5%	10 14.9%		

(※東京都注) 従業員がいる飲食店は、喫煙可能室(店)を設置できません。また、飲食を目的とする施設(一般的な居酒屋やレストランなど)では、喫煙目的室(店)を設置できません。

上記調査結果は、飲食店からの回答であり、実際の施設において、喫煙可能室や喫煙目的室等の要件を満たしていない場合には、法・条例により罰則等の対象となります。

図表 2-3-1-2 受動喫煙防止に向けた対応策の状況



<その他の意見（主なもの）>

- ・屋内全面禁煙（5件）
- ・禁煙にするか検討中（3件）
- ・テイクアウト専門店（2件）
- ・店内に喫煙場所を作る予定（2件）
- ・屋外で喫煙してもらっている（5件）
- ・喫煙客がない（2件）
- ・特にしていない（2件）

(2) 屋内を全面禁煙にした理由(複数回答) <問 18>

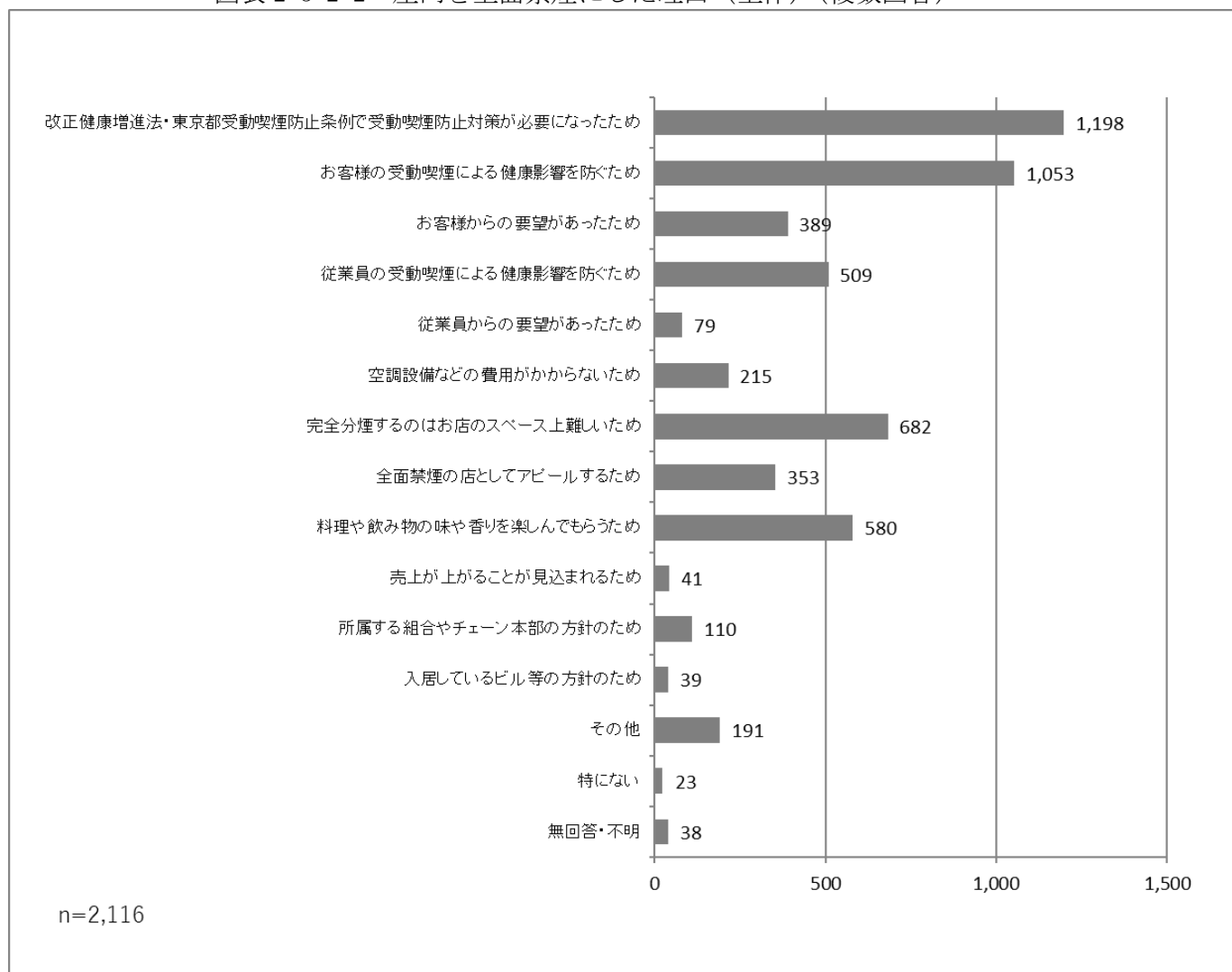
問 17 で「屋内・屋外とも全面禁煙にした/すでにしていた」、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した/すでにしていた」と回答している店が、全面禁煙にした理由として、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要となったため」が 1,198 件と最も多く、次いで「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が 1,053 件、「完全分煙するのはお店のスペース上難しいため」が 682 件、「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」が 580 件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、ほぼ同様の傾向がみられる。

図表 2-3-2-1 屋内を全面禁煙にした理由(複数回答)

項目	た た め	改 正 健 康 増 進 法 ・ 東 京 都 受 動 喫 煙 防 止 条 例 で 必 要 に な っ た た め	ぐ お 客 様 の 受 動 喫 煙 に よ る 健 康 影 響 を 防 ぐ た め	お 客 様 か ら の 要 望 が あ っ た た め	ぐ 従 業 員 の 受 動 喫 煙 に よ る 健 康 影 響 を 防 ぐ た め	従 業 員 か ら の 要 望 が あ っ た た め	空 調 設 備 な ど の 費 用 が か か ら な い た め	し 完 全 分 煙 す る の は お 店 の ス ペ ー ス 上 難 しい た め	全 面 禁 煙 の 店 と し て ア ピ ー ル す る た め	ら 料 理 や 飲 み 物 の 味 や 香 り を 楽 し ん で も ら う た め	売 上 が 上 が る こ と が 見 込 ま れ る た め	た 所 属 す る 組 合 や チ ェ ー ン 本 部 の 方 針 の た め	入 居 し て い る ビ ル 等 の 方 針 の た め	そ の 他	特 に な い	無 回 答 ・ 不 明
全体	1,198	1,053	389	509	79	215	682	353	580	41	110	39	191	23	38	
一般飲食店	951	860	312	420	69	156	554	299	494	36	98	35	167	20	29	
遊興飲食店	220	170	67	76	9	58	116	46	72	5	7	0	22	3	9	
無回答・不明	27	23	10	13	1	1	12	8	14	0	5	4	2	0	0	

図表 2-3-2-2 屋内を全面禁煙にした理由（全体）（複数回答）



<その他の意見（主なもの）>

- ・タバコが嫌い、においが嫌い（40件）
- ・開店時から禁煙、元々禁煙（35件）
- ・健康影響を考慮（16件）
- ・自分又は従業員が吸わない（13件）
- ・以前から禁煙（12件）
- ・子供が来店するため（11件）
- ・会社の指示（5件）
- ・コロナのため（3件）
- ・テイクアウト専門店のため（2件）
- ・保健所から指導（2件）
- ・時代の流れ（2件）
- ・ペットがいるから（2件）
- ・近隣からのクレーム（2件）

(3) 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)の今後の方針について <問 19>

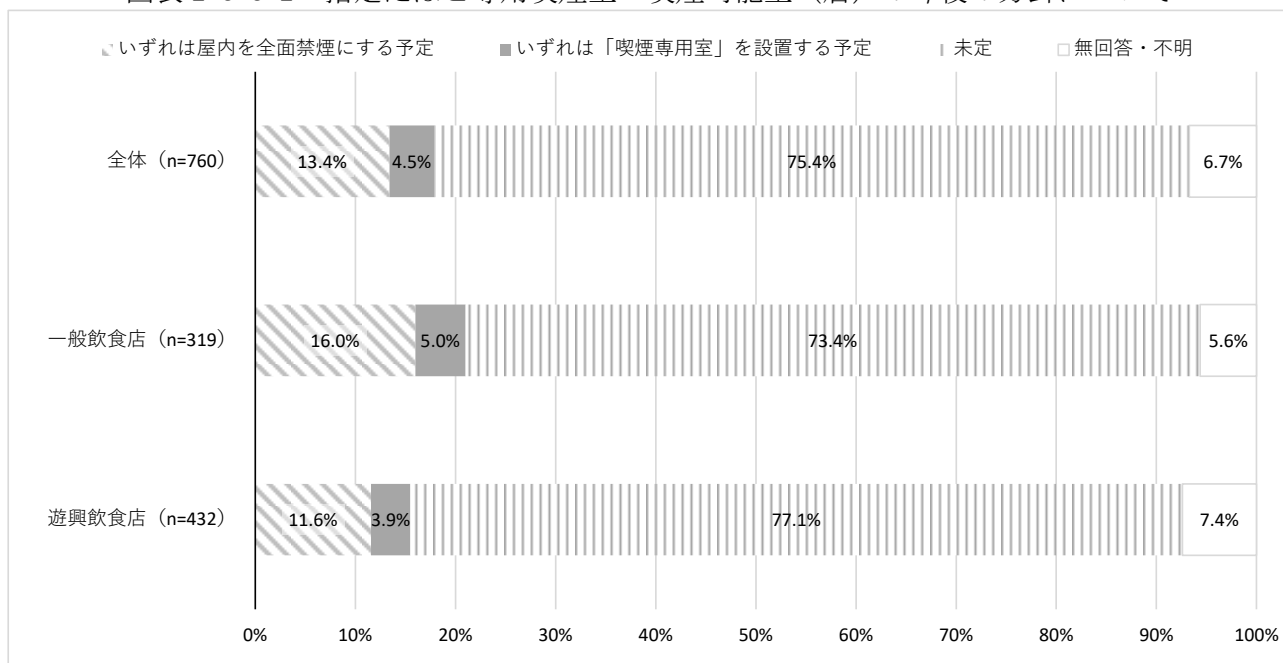
問 17 で、「指定たばこ専用喫煙室」を設置した、「屋内の一部を「喫煙可能室」とした」、又は「屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした」と回答した店舗において、受動喫煙防止対策に関する今後の方針については「未定」という回答が 75.4%と最も高くなっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の構成比となっている。

図表 2-3-3-1 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)の今後の方針について

項目	いずれは 屋内を全 面禁煙に する予定	いずれは 「喫煙専 用室」を 設置する 予定	未定	無回答・ 不明
全体 (n=760)	102 13.4%	34 4.5%	573 75.4%	51 6.7%
一般飲食店 (n=319)	51 16.0%	16 5.0%	234 73.4%	18 5.6%
遊興飲食店 (n=432)	50 11.6%	17 3.9%	333 77.1%	32 7.4%
無回答・不明 (n=9)	1 11.1%	1 11.1%	6 66.7%	1 11.1%

図表 2-3-3-2 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)の今後の方針について



(4)屋内全面禁煙以外にした理由(複数回答) <問 20>

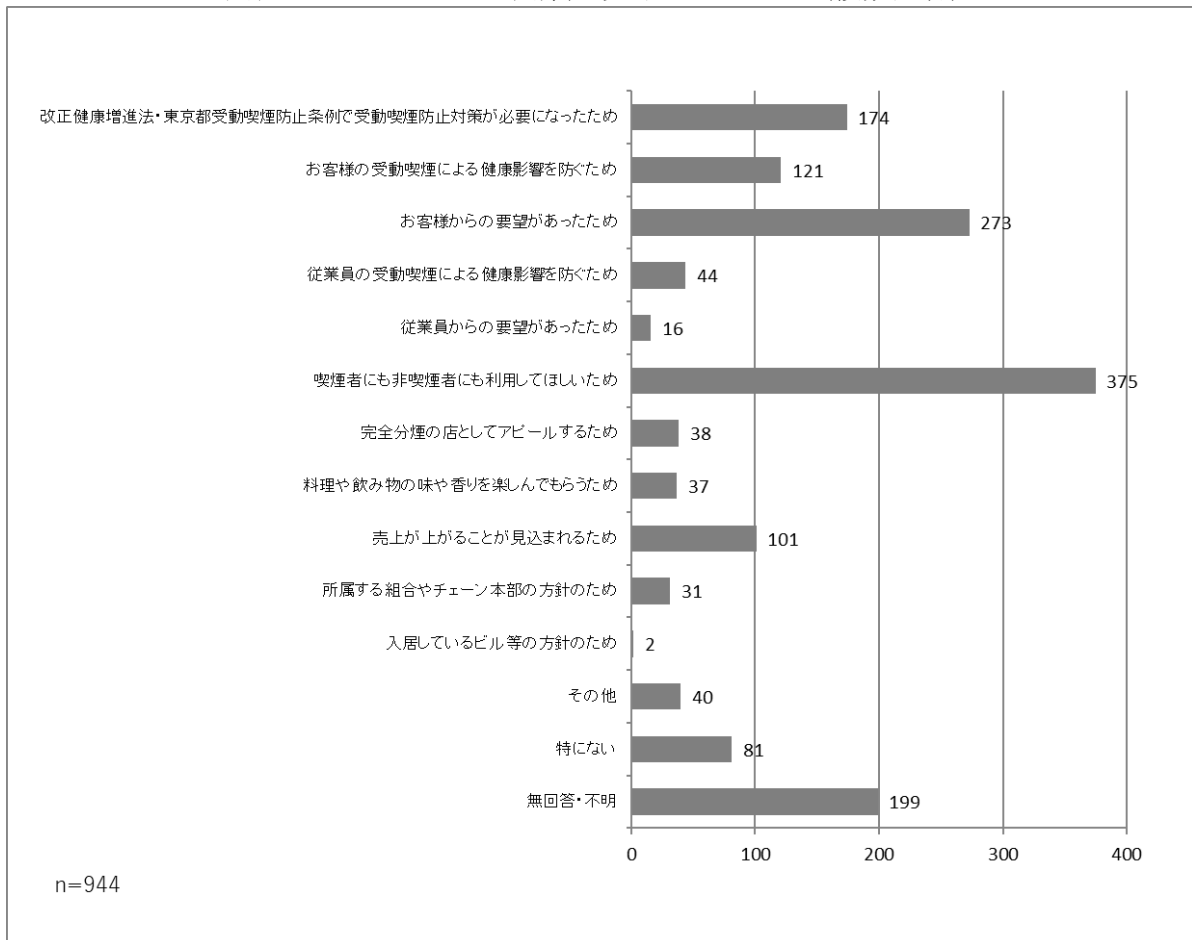
問 17 で「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」又は「検討中 その他」以外の回答をした店が、その対応にした理由として、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が 375 件と最も多く、次いで、「お客様からの要望があったため」が 273 件、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため」が 174 件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、ほぼ同様の傾向がみられる。

図表 2-3-4-1 屋内全面禁煙以外にした理由(複数回答)

項目	対策が必要になったため	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様からの要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	完全分煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しむため	売上が上がるが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
全体	174	121	273	44	16	375	38	37	101	31	2	40	81	199	
一般飲食店	71	55	114	22	5	156	24	18	44	22	0	22	41	72	
遊興飲食店	101	64	158	21	11	215	13	18	55	9	2	18	38	124	
無回答・不明	2	2	1	1	0	4	1	1	2	0	0	0	2	3	

図表 2-3-4-2 屋内全面禁煙以外にした理由(複数回答)



<その他の意見(主なもの)>

- ・タバコが嫌い (2件)
- ・シガーバーのため (2件)
- ・以前から設置済 (2件)
- ・従業員がいないため (2件)
- ・喫煙者の店だから (2件)

(5)問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの(複数回答) <問 21>

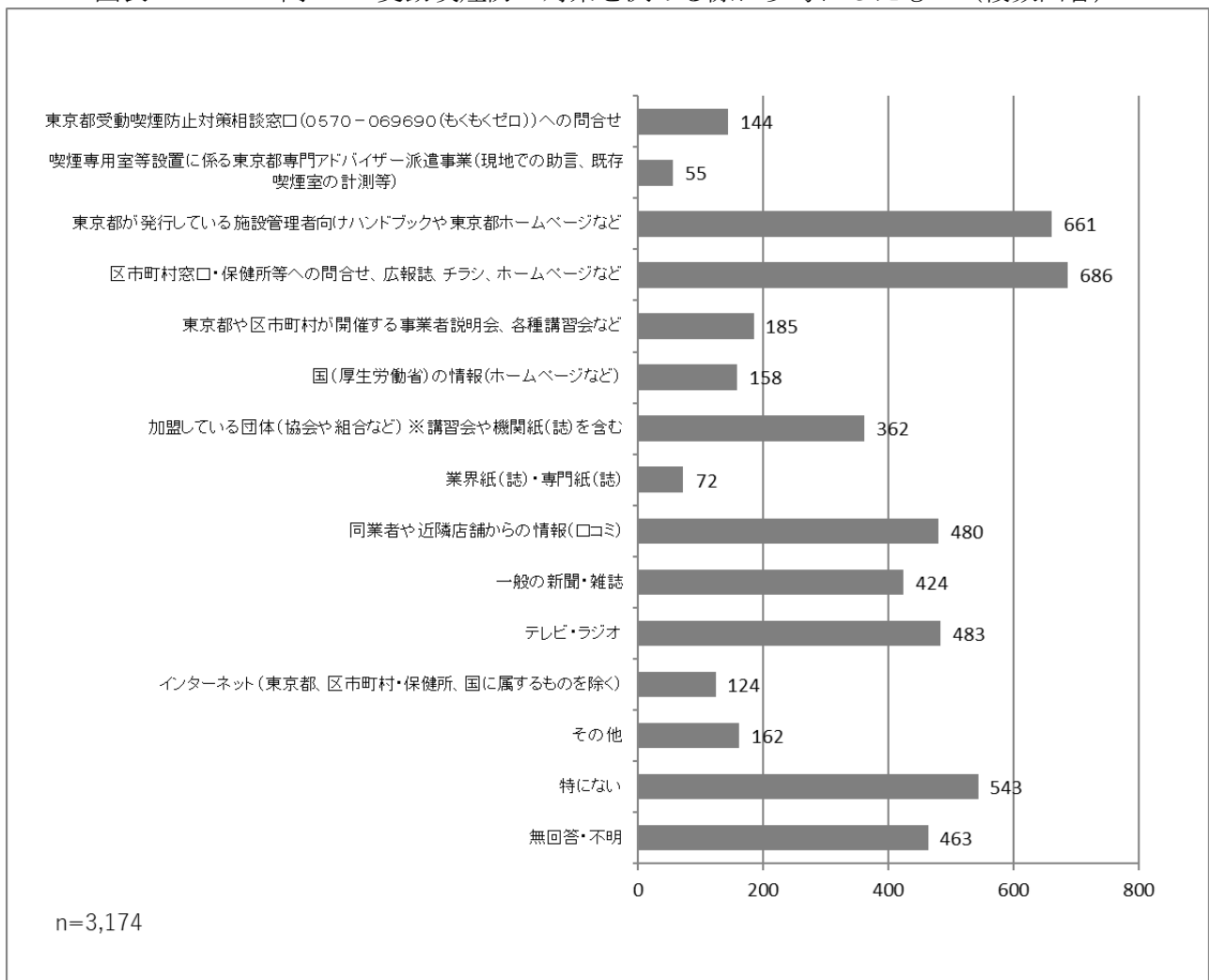
問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたものについては、「特になし」を除けば、「区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど」が 686 件と最も多く、次いで、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど」が 661 件、「テレビ・ラジオ」が 483 件、「同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)」が 480 件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別でも、おおよそ同様の傾向となっている。

図表 2-3-5-1 問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの(複数回答)

項目	もくろみ(区市町村窓口)	東京都受動喫煙防止対策(相談窓口)	の助言(既存喫煙室の計測等)	門アジなど	喫煙専用室等設置に係る(現地)	ベージュなど	向けてハンドブックや東京ホームページ	ジセなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ	者説明会、各種講習会など	東京都や区市町村が主催する事業	ベージュ(厚生労働省)の情報(ホームページ)	含む(※講習会や機関紙(誌)を)	加盟している団体(協会や組合)	業界紙(誌)・専門紙(誌)	口コミ)	同業者や近隣店舗からの情報(口)	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	く(インターネット(東京都、区市町村を除	その他	特になし	無回答・不明
全体	144	55	661	686	185	158	362	72	480	424	483	124	162	543	463								
一般飲食店	91	34	459	459	120	112	262	47	275	322	332	83	132	427	271								
遊興飲食店	48	19	189	213	61	43	94	25	201	94	139	39	27	110	179								
無回答・不明	5	2	13	14	4	3	6	0	4	8	12	2	3	6	13								

図表 2-3-5-2 問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの（複数回答）



<その他の意見(主なもの)>

- ・会社の方針、指示 (25 件)
- ・開店時から禁煙、元々禁煙 (14 件)
- ・保健所から (10 件)
- ・お客様からの要望 (6 件)
- ・子供が来店するため (3 件)
- ・タバコが嫌い、においが嫌い (15 件)
- ・健康影響を考慮した (12 件)
- ・自分たちの考え (9 件)
- ・時代の流れ (5 件)
- ・以前から考えていた (3 件)
- ・以前から禁煙 (6 件)
- ・自分又は従業員が吸わない (4 件)
- ・ステッカーの送付 (3 件)

(6)新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと <問 22>

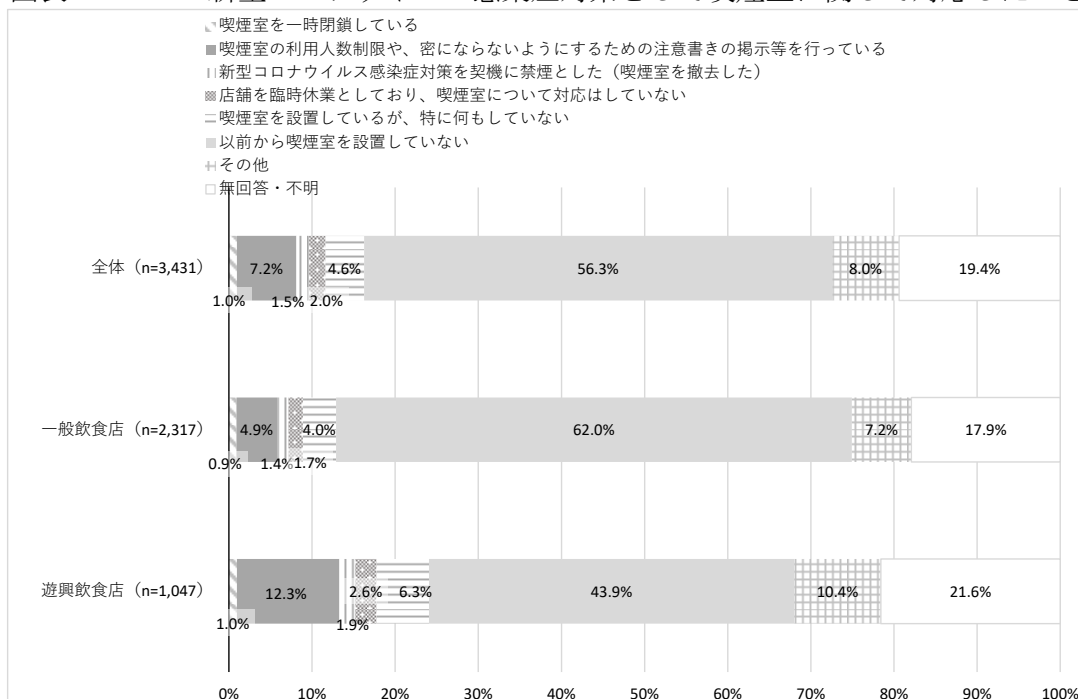
新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したことは、「以前から喫煙室を設置していない」が56.3%と最も高くなっている。

一般飲食店・遊興飲食店別においても、「以前から喫煙室を設置していない」が最も割合が高いが、一般飲食店では62.0%であるのに対し、遊興飲食店では43.9%と数値に差がある。

図表 2-3-6-1 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと

項目	喫煙室を一時閉鎖している	示等を行っていない	喫煙室の利用人数制限や、密に	た(禁煙とした喫煙室を撤去し	機に新型コロナウイルス感染症対策を契	に店舗を臨時休業としていない、喫煙室	し喫煙室を設置しているが、特に何も	以前から喫煙室を設置していない	その他	無回答・不明
全体 (n=3,431)	33 1.0%	246 7.2%	52 1.5%	68 2.0%	159 4.6%	1,932 56.3%	276 8.0%	665 19.4%		
一般飲食店 (n=2,317)	21 0.9%	113 4.9%	32 1.4%	40 1.7%	93 4.0%	1,437 62.0%	166 7.2%	415 17.9%		
遊興飲食店 (n=1,047)	10 1.0%	129 12.3%	20 1.9%	27 2.6%	66 6.3%	460 43.9%	109 10.4%	226 21.6%		
無回答・不明 (n=67)	2 3.0%	4 6.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	35 52.2%	1 1.5%	24 35.8%		

図表 2-3-6-2 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと



<その他の意見（主なもの）>

- 屋外のため（69件）
- 人数制限（17件）
- 間隔をあけている（10件）
- タバコを吸う人はいない（4件）
- 全面禁煙（48件）
- 何もしていない（15件）
- 喫煙可能（10件）
- 営業日の制限（3件）
- 換気をしている（34件）
- 喫煙室なし（11件）
- 休業中（4件）
- 消毒している（2件）

(7)屋外の喫煙場所等の状況について <問 23>

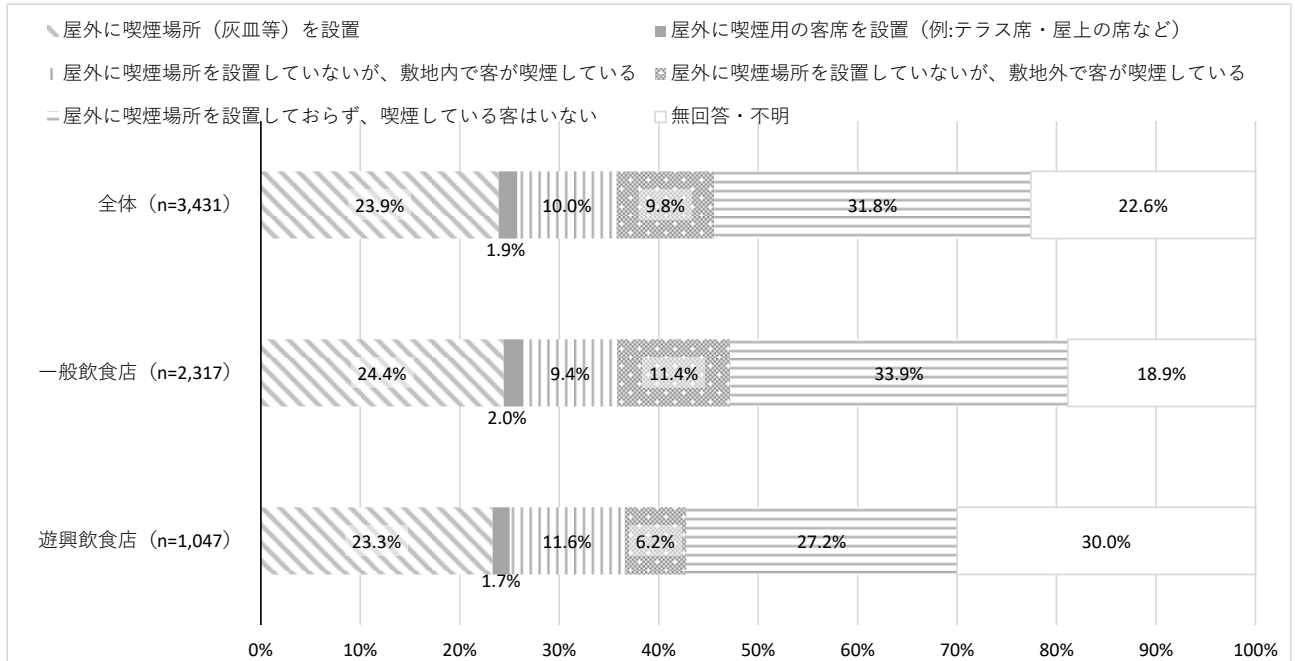
屋外の喫煙場所等の状況については、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」が31.8%と最も高く、次いで、「屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置」が23.9%となっている。「屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している」「屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している」という喫煙場所を設置していない屋外で喫煙しているという回答は合わせて約2割となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、ほぼ同様の構成比となっている。

図表 2-3-7-1 屋外の喫煙場所等の状況について

項目	屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置	屋外に喫煙用の客席を設置（例:テラス席・屋上の席など）	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	821 23.9%	64 1.9%	342 10.0%	337 9.8%	1,092 31.8%	775 22.6%
一般飲食店 (n=2,317)	566 24.4%	46 2.0%	218 9.4%	264 11.4%	786 33.9%	437 18.9%
遊興飲食店 (n=1,047)	244 23.3%	18 1.7%	121 11.6%	65 6.2%	285 27.2%	314 30.0%
無回答・不明 (n=67)	11 16.4%	0 0.0%	3 4.5%	8 11.9%	21 31.3%	24 35.8%

図表 2-3-7-2 屋外の喫煙場所等の状況について



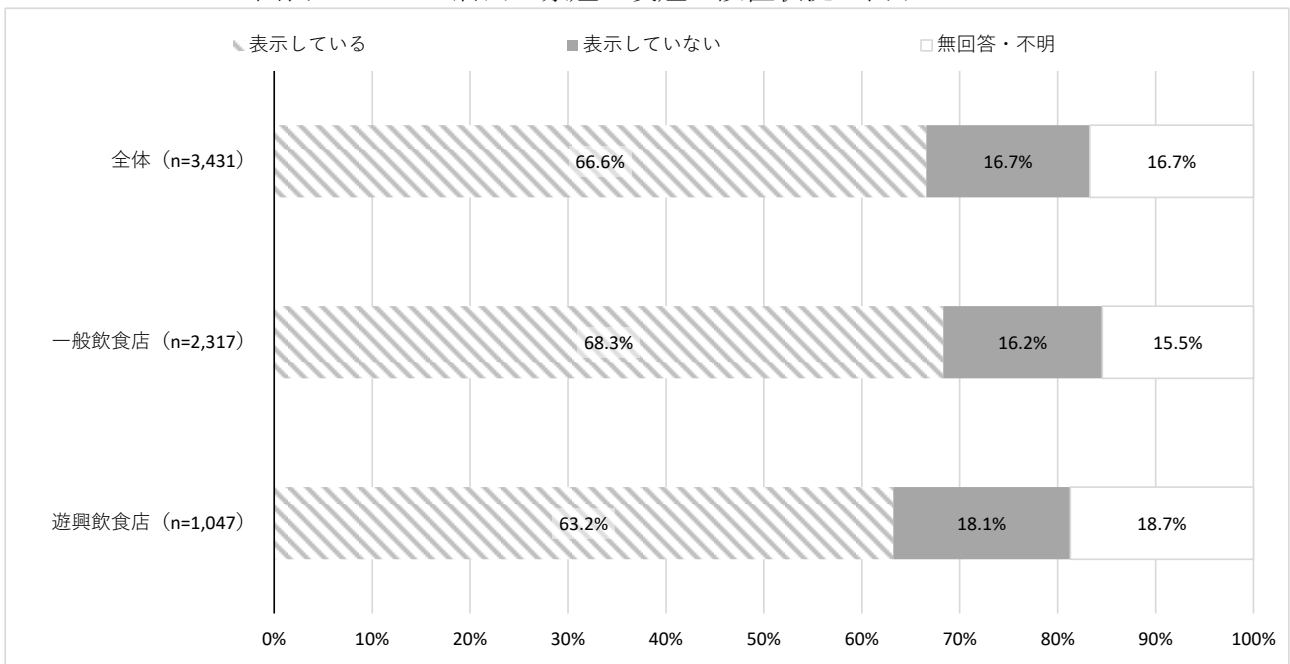
(8) 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について <問 24>

店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示については、「表示している」が 66.6%と高くなっており、一般飲食店・遊興飲食店別でも、同様の傾向がみられる。

図表 2-3-8-1 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について

項目	表示して いる	表示して いない	無回答・ 不明
全体 (n=3,431)	2,285 66.6%	573 16.7%	573 16.7%
一般飲食店 (n=2,317)	1,583 68.3%	376 16.2%	358 15.5%
遊興飲食店 (n=1,047)	662 63.2%	189 18.1%	196 18.7%
無回答・不明 (n=67)	40 59.7%	8 11.9%	19 28.4%

図表 2-3-8-2 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について



(9)表示していない理由(複数回答) <問 25>

問 24 で表示していないと回答した店が表示していない理由として、「表示しなくてもトラブルがないため」が 237 件と最も多く、次いで「表示が義務化されていることを知らなかったため」220 件、「来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため」123 件となっている。
 一般飲食店・遊興飲食店別でも、ほぼ同様の傾向となっている。

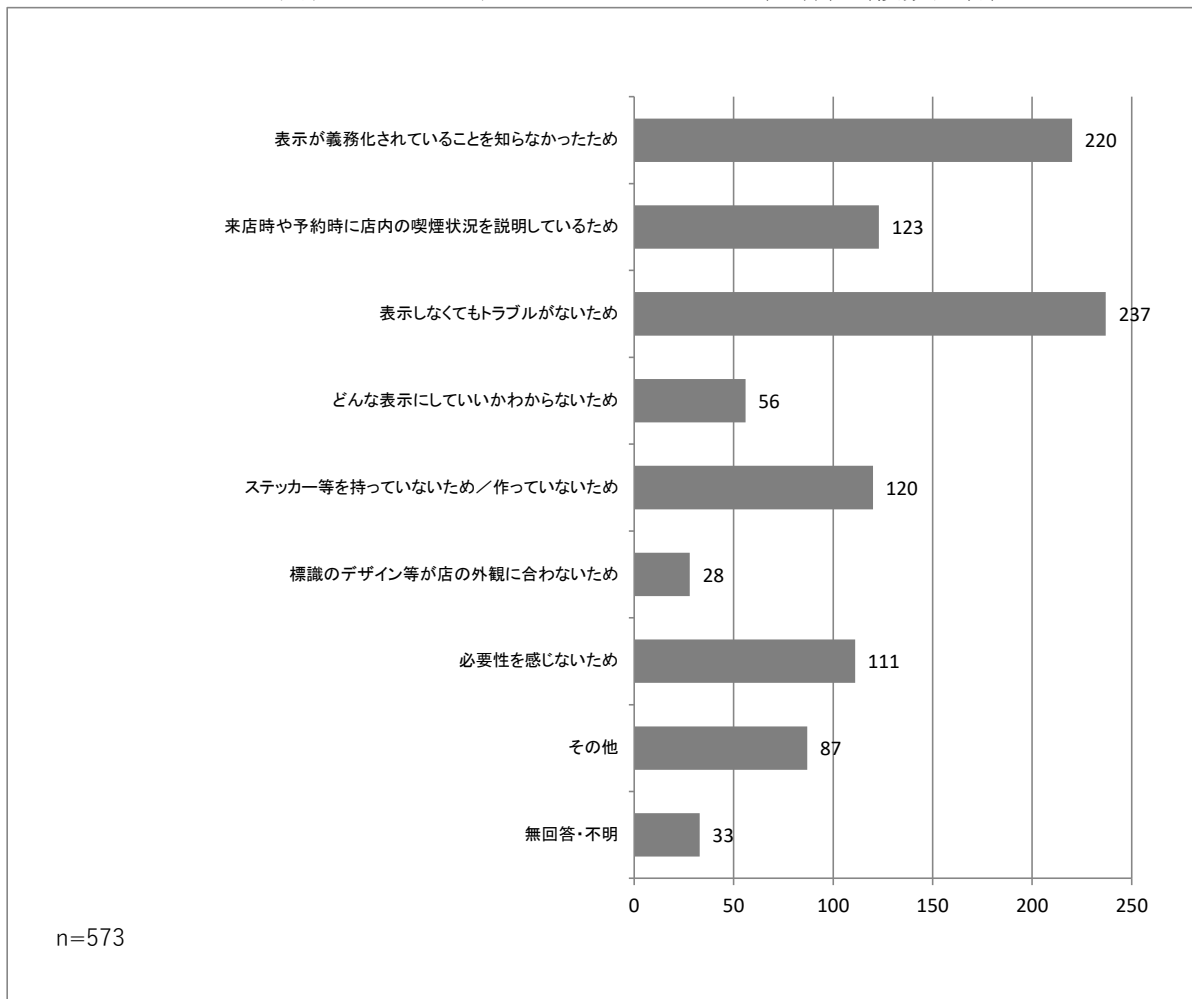
(※東京都注)

令和 2 年 4 月 1 日以降、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、飲食店においては標識の掲示が義務化されています。

図表 2-3-9-1 表示していない理由 (複数回答)

項目	表示が義務化されていることを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	どんな表示にしてもいいかわからないため	ステッカー等を持っていないため／作っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
全体	220	123	237	56	120	28	111	87	33
一般飲食店	144	80	151	36	73	19	80	67	19
遊興飲食店	74	41	80	19	46	9	29	20	13
無回答・不明	2	2	6	1	1	0	2	0	1

図表 2-3-9-2 表示していない理由（全体）（複数回答）



<その他の意見（主なもの）>

- ・禁煙のため（18件）
- ・喫煙室を設置していない（13件）
- ・口頭で説明している（8件）
- ・休業中（7件）
- ・店内等に表示している（7件）
- ・お客様が吸わない（5件）
- ・すぐに剥がれてしまう（2件）
- ・常連客のみ（2件）

(10)店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問 26>

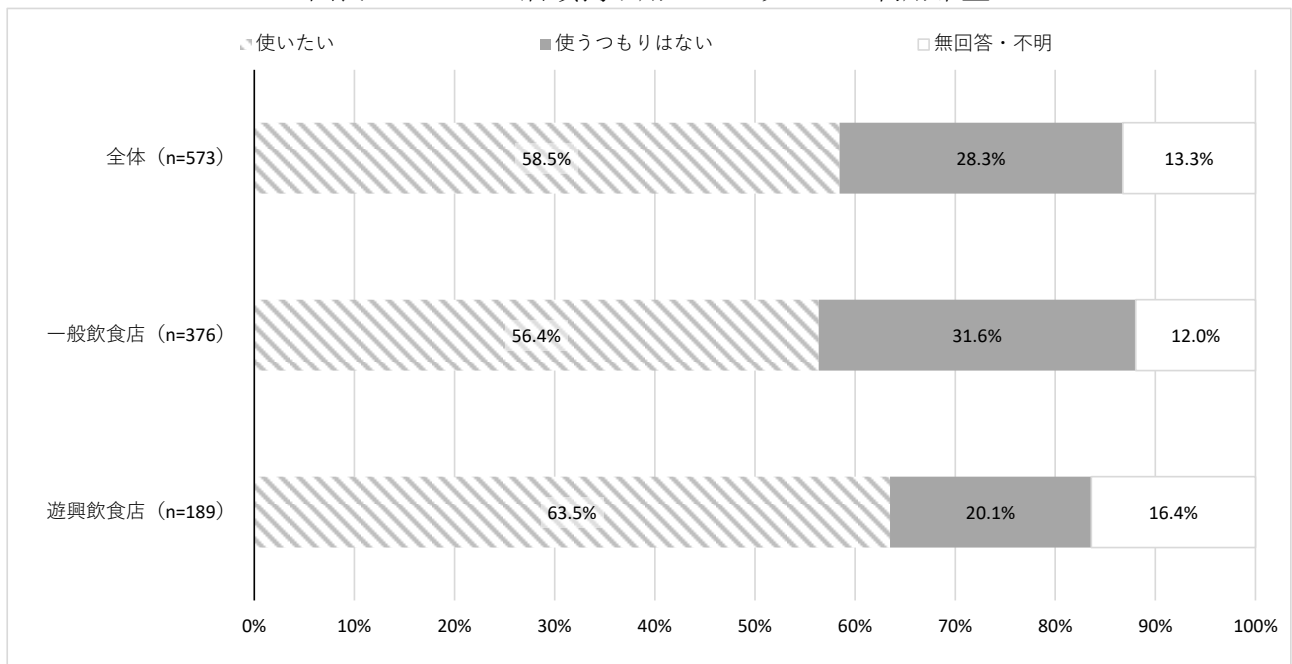
問 24 で表示していないと回答した店で、店頭ステッカーの利用希望度について、「使いたい」が 58.5%となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、遊興飲食店の方が 63.5%と一般飲食店 56.4%に比べて「使いたい」がやや高い。

図表 2-3-10-1 店頭掲示用のステッカーの利用希望

項目	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明
全体 (n=573)	335 58.5%	162 28.3%	76 13.3%
一般飲食店 (n=376)	212 56.4%	119 31.6%	45 12.0%
遊興飲食店 (n=189)	120 63.5%	38 20.1%	31 16.4%
無回答・不明 (n=8)	3 37.5%	5 62.5%	0 0.0%

図表 2-3-10-2 店頭掲示用のステッカーの利用希望



4. 東京都への要望について

(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答) <問 27>

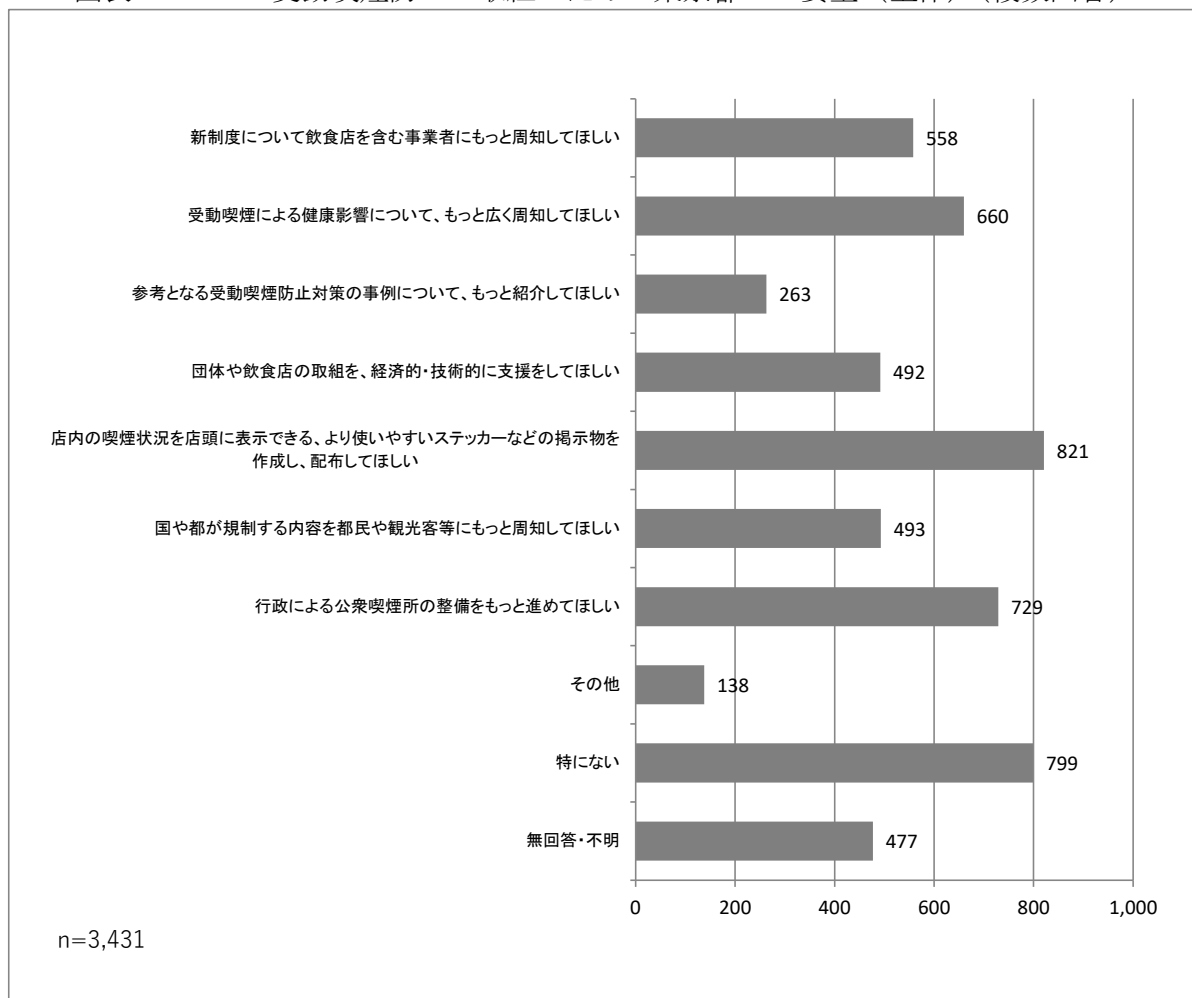
受動喫煙防止の取組のための東京都への要望は、「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」が821件と最も多く、次いで「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」729件、「受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい」660件、「新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい」558件、「国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい」493件、「団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援をしてほしい」492件となっている。

一般飲食店・遊興飲食店別では、一般飲食店は「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」が558件と最も多いが、遊興飲食店では「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」が251件と最も多くなっている。

図表 2-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望 (複数回答)

項目	新制度について周知してほしい飲食店を含む事業者	受動喫煙による健康影響について	例となる受動喫煙防止対策の事例	参考となる受動喫煙防止対策の事例	技術的支援を希望する団体や飲食店の取組を、経済的・	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	観光客等にも周知してほしい	国や都が規制する内容を都民や観	行政による公衆喫煙所の整備を	その他	特にな	無回答・不明
全体	558	660	263	492	821	493	729	138	799	477		
一般飲食店	367	506	174	308	558	384	465	104	560	292		
遊興飲食店	186	143	87	178	250	102	251	33	225	163		
無回答・不明	5	11	2	6	13	7	13	1	14	22		

図表 2-4-1-2 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（全体）（複数回答）



<その他の意見（主なもの）>

- ・歩きタバコ、路上喫煙を取り締まってほしい（19件）
- ・この制度をやめてほしい（14件）
- ・全店舗禁煙にしてほしい（13件）
- ・違反店舗を取り締まってほしい（11件）
- ・ステッカーがほしい（8件）
- ・喫煙できる場所を削減してほしい（6件）
- ・助成金手続きの煩雑さ（2件）
- ・タバコの販売をやめてほしい（12件）
- ・制度をもっと周知してほしい（10件）
- ・店舗で決めさせてほしい（7件）
- ・タバコ価格の値上げ（5件）
- ・喫煙者の立場も考慮してほしい（2件）
- ・マナーの問題（6件）

第3部 調査の結果(業種別)

1. 回答者の属性

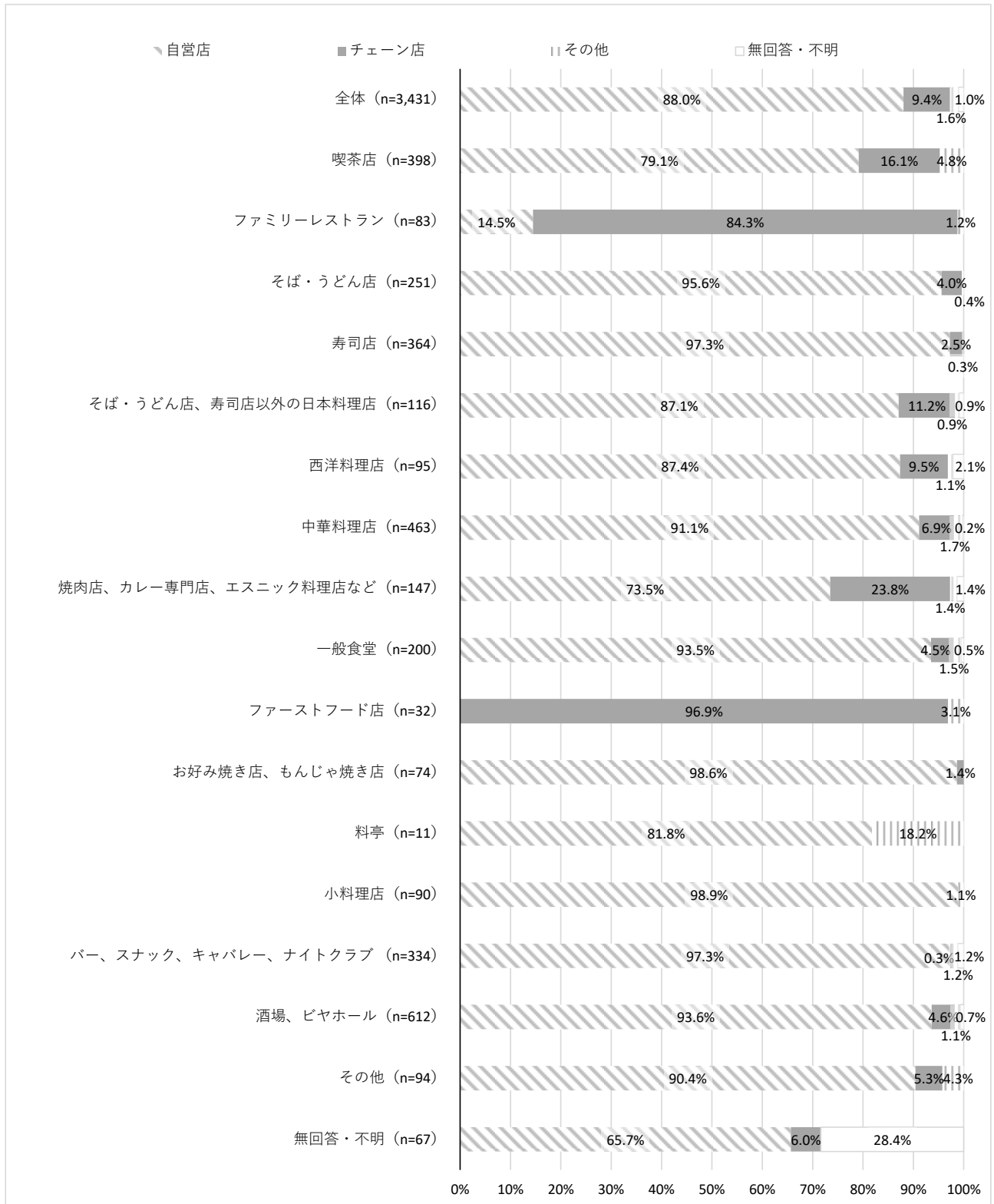
(1) 経営形態 <問3>

ファミリーレストラン、ファーストフード店では、「チェーン店」の割合が高く、それ以外の業種では「自営店」の割合が高くなっている。

図表 3-1-1-1 経営形態

項目	自営店	チェーン店	その他	無回答・不明
全体 (n=3,431)	3,020 88.0%	321 9.4%	55 1.6%	35 1.0%
喫茶店 (n=398)	315 79.1%	64 16.1%	19 4.8%	0 0.0%
ファミリーレストラン (n=83)	12 14.5%	70 84.3%	1 1.2%	0 0.0%
そば・うどん店 (n=251)	240 95.6%	10 4.0%	1 0.4%	0 0.0%
寿司店 (n=364)	354 97.3%	9 2.5%	0 0.0%	1 0.3%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	101 87.1%	13 11.2%	1 0.9%	1 0.9%
西洋料理店 (n=95)	83 87.4%	9 9.5%	1 1.1%	2 2.1%
中華料理店 (n=463)	422 91.1%	32 6.9%	8 1.7%	1 0.2%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	108 73.5%	35 23.8%	2 1.4%	2 1.4%
一般食堂 (n=200)	187 93.5%	9 4.5%	3 1.5%	1 0.5%
ファーストフード店 (n=32)	0 0.0%	31 96.9%	1 3.1%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	73 98.6%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
料亭 (n=11)	9 81.8%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	89 98.9%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	325 97.3%	1 0.3%	4 1.2%	4 1.2%
酒場、ビヤホール (n=612)	573 93.6%	28 4.6%	7 1.1%	4 0.7%
その他 (n=94)	85 90.4%	5 5.3%	4 4.3%	0 0.0%
無回答・不明 (n=67)	44 65.7%	4 6.0%	0 0.0%	19 28.4%

図表 3-1-1-2 経営形態



(2)従業員数 <問4>

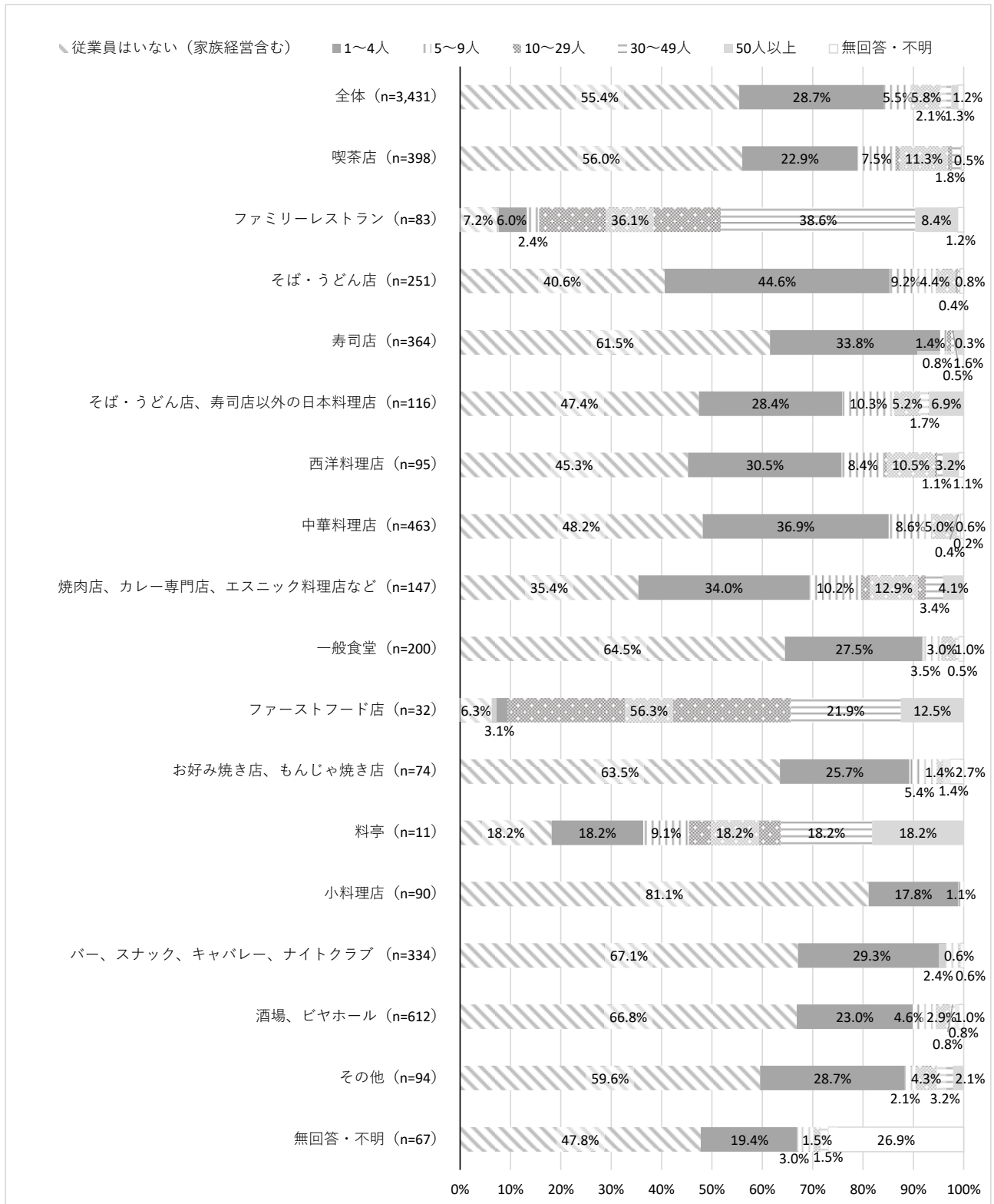
「従業員がいない店」の割合は業種によってばらつきがあり、小料理店の81.1%が最も高く、ファーストフード店の6.3%が最も低くなっている。

「従業員が10人以上いる店（「10～29人」「30～49人」「50人以上」の計）」の構成比が高い業種は、ファーストフード店90.7%、ファミリーレストランが83.1%、料亭が54.6%となっている。

図表 3-1-2-1 従業員数

項目	従業員は いない (家族経 営含む)	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	無回答・ 不明
全体 (n=3,431)	1,902	986	188	199	71	45	40
	55.4%	28.7%	5.5%	5.8%	2.1%	1.3%	1.2%
喫茶店 (n=398)	223	91	30	45	7	0	2
	56.0%	22.9%	7.5%	11.3%	1.8%	0.0%	0.5%
ファミリーレストラン (n=83)	6	5	2	30	32	7	1
	7.2%	6.0%	2.4%	36.1%	38.6%	8.4%	1.2%
そば・うどん店 (n=251)	102	112	23	11	1	0	2
	40.6%	44.6%	9.2%	4.4%	0.4%	0.0%	0.8%
寿司店 (n=364)	224	123	5	3	2	6	1
	61.5%	33.8%	1.4%	0.8%	0.5%	1.6%	0.3%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	55	33	12	6	2	8	0
	47.4%	28.4%	10.3%	5.2%	1.7%	6.9%	0.0%
西洋料理店 (n=95)	43	29	8	10	1	3	1
	45.3%	30.5%	8.4%	10.5%	1.1%	3.2%	1.1%
中華料理店 (n=463)	223	171	40	23	2	1	3
	48.2%	36.9%	8.6%	5.0%	0.4%	0.2%	0.6%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	52	50	15	19	5	6	0
	35.4%	34.0%	10.2%	12.9%	3.4%	4.1%	0.0%
一般食堂 (n=200)	129	55	7	6	1	0	2
	64.5%	27.5%	3.5%	3.0%	0.5%	0.0%	1.0%
ファーストフード店 (n=32)	2	1	0	18	7	4	0
	6.3%	3.1%	0.0%	56.3%	21.9%	12.5%	0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	47	19	4	1	0	1	2
	63.5%	25.7%	5.4%	1.4%	0.0%	1.4%	2.7%
料亭 (n=11)	2	2	1	2	2	2	0
	18.2%	18.2%	9.1%	18.2%	18.2%	18.2%	0.0%
小料理店 (n=90)	73	16	1	0	0	0	0
	81.1%	17.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	224	98	8	2	0	0	2
	67.1%	29.3%	2.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%
酒場、ビヤホール (n=612)	409	141	28	18	5	5	6
	66.8%	23.0%	4.6%	2.9%	0.8%	0.8%	1.0%
その他 (n=94)	56	27	2	4	3	2	0
	59.6%	28.7%	2.1%	4.3%	3.2%	2.1%	0.0%
無回答・不明 (n=67)	32	13	2	1	1	0	18
	47.8%	19.4%	3.0%	1.5%	1.5%	0.0%	26.9%

図表 3-1-2-2 従業員数



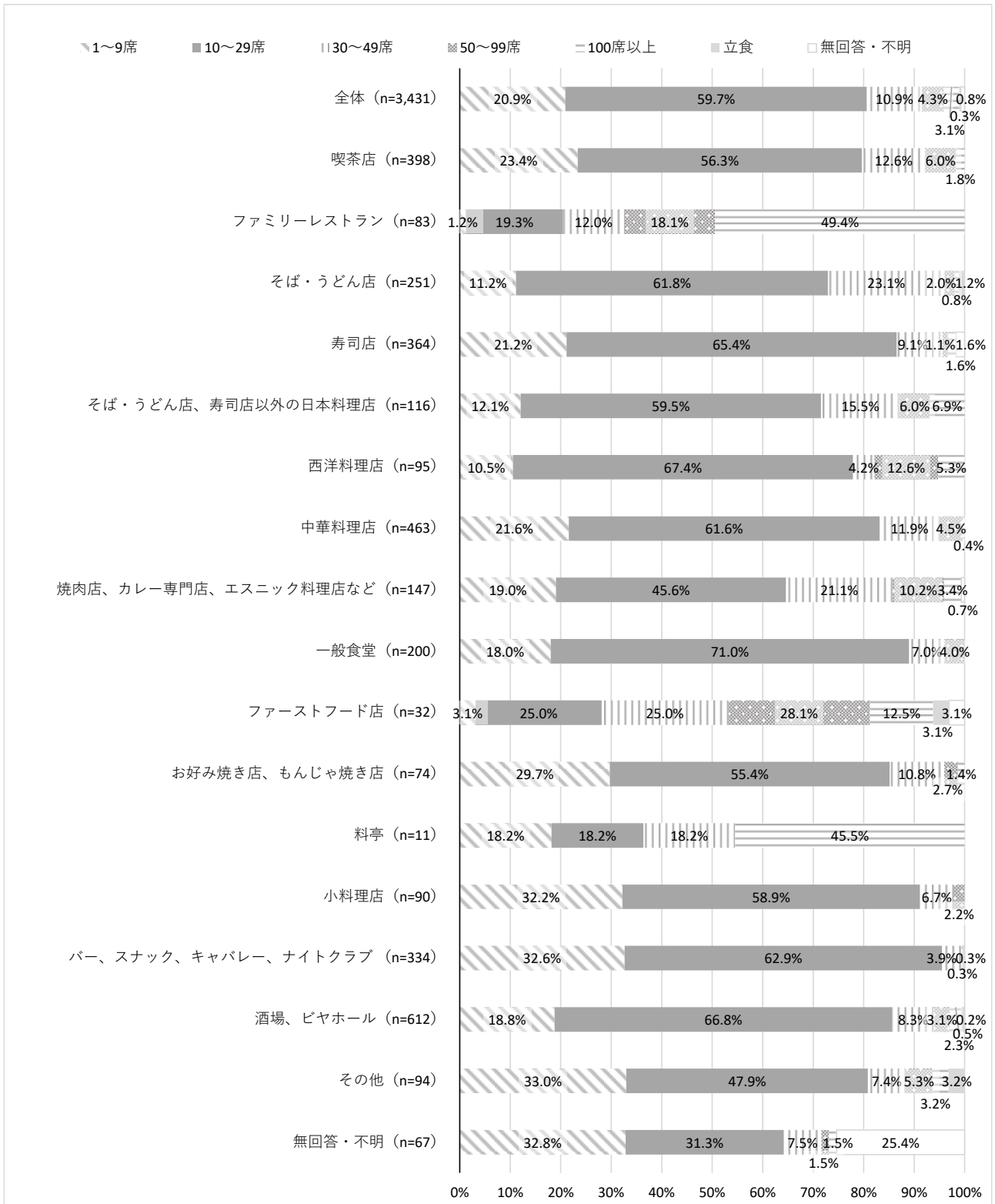
(3)客席数 <問5>

ファミリーレストラン、ファーストフード店、料亭は、客席数が比較的多い傾向にある。

図表 3-1-3-1 客席数

項目	1～9席	10～29席	30～49席	50～99席	100席以上	立食	無回答・不明
全体 (n=3,431)	718 20.9%	2,049 59.7%	373 10.9%	149 4.3%	105 3.1%	10 0.3%	27 0.8%
喫茶店 (n=398)	93 23.4%	224 56.3%	50 12.6%	24 6.0%	7 1.8%	0 0.0%	0 0.0%
ファミリーレストラン (n=83)	1 1.2%	16 19.3%	10 12.0%	15 18.1%	41 49.4%	0 0.0%	0 0.0%
そば・うどん店 (n=251)	28 11.2%	155 61.8%	58 23.1%	5 2.0%	2 0.8%	3 1.2%	0 0.0%
寿司店 (n=364)	77 21.2%	238 65.4%	33 9.1%	4 1.1%	6 1.6%	0 0.0%	6 1.6%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	14 12.1%	69 59.5%	18 15.5%	7 6.0%	8 6.9%	0 0.0%	0 0.0%
西洋料理店 (n=95)	10 10.5%	64 67.4%	4 4.2%	12 12.6%	5 5.3%	0 0.0%	0 0.0%
中華料理店 (n=463)	100 21.6%	285 61.6%	55 11.9%	21 4.5%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	28 19.0%	67 45.6%	31 21.1%	15 10.2%	5 3.4%	0 0.0%	1 0.7%
一般食堂 (n=200)	36 18.0%	142 71.0%	14 7.0%	8 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ファーストフード店 (n=32)	1 3.1%	8 25.0%	8 25.0%	9 28.1%	4 12.5%	1 3.1%	1 3.1%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	22 29.7%	41 55.4%	8 10.8%	2 2.7%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
料亭 (n=11)	2 18.2%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	29 32.2%	53 58.9%	6 6.7%	2 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	109 32.6%	210 62.9%	13 3.9%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%
酒場、ビヤホール (n=612)	115 18.8%	409 66.8%	51 8.3%	19 3.1%	14 2.3%	3 0.5%	1 0.2%
その他 (n=94)	31 33.0%	45 47.9%	7 7.4%	5 5.3%	3 3.2%	3 3.2%	0 0.0%
無回答・不明 (n=67)	22 32.8%	21 31.3%	5 7.5%	1 1.5%	1 1.5%	0 0.0%	17 25.4%

図表 3-1-3-2 客席数



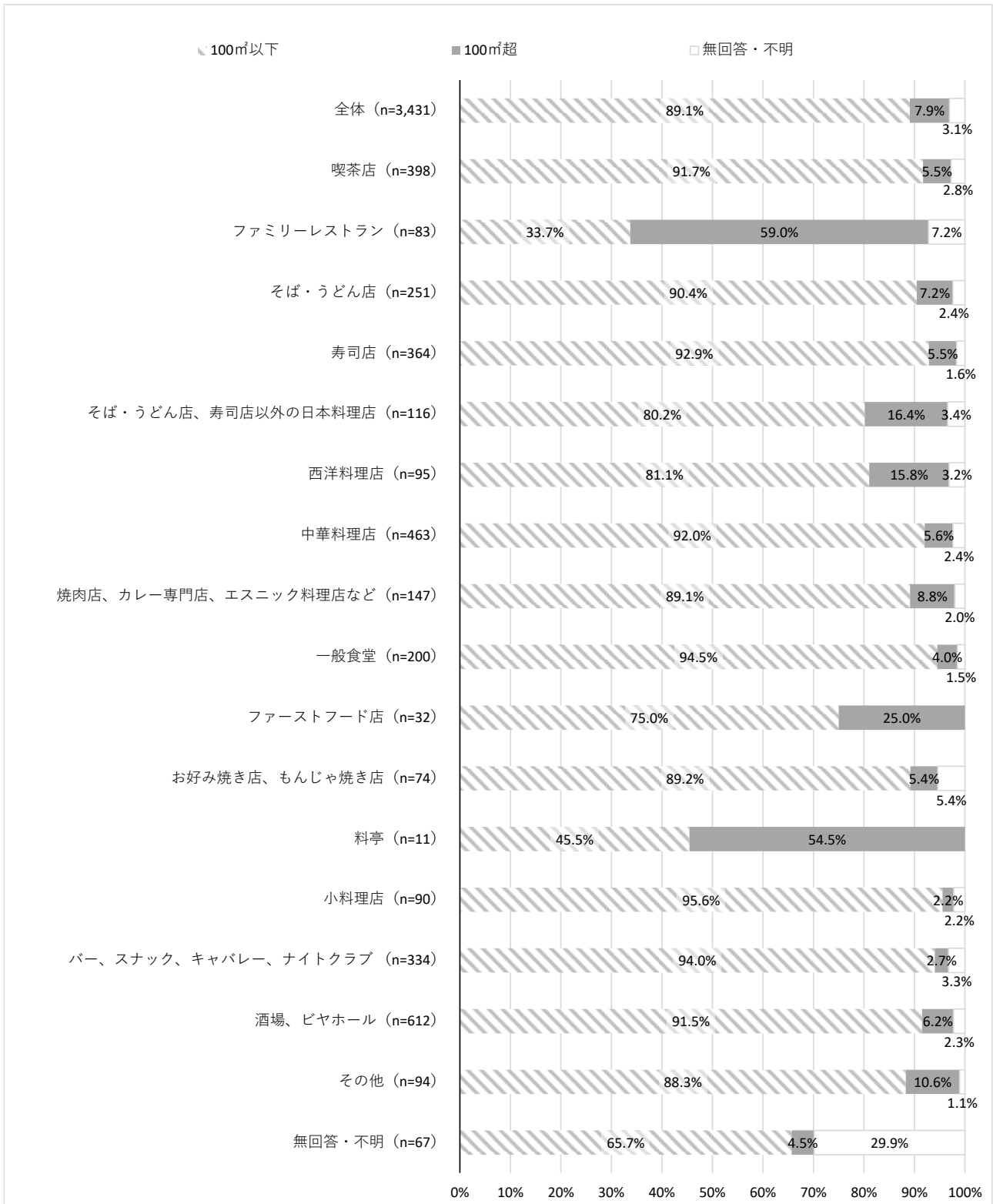
(4)客席の面積 <問6>

「客席面積が 100 m²以上である店」が多い業種は、ファミリーレストランや料亭である。それ以外の業種では、「客席面積 100 m²以下の店」が 7 割から 9 割となっている。

図表 3-1-4-1 客席の面積

項目	100m ² 以下	100m ² 超	無回答・不明
全体 (n=3,431)	3,056	270	105
	89.1%	7.9%	3.1%
喫茶店 (n=398)	365	22	11
	91.7%	5.5%	2.8%
ファミリーレストラン (n=83)	28	49	6
	33.7%	59.0%	7.2%
そば・うどん店 (n=251)	227	18	6
	90.4%	7.2%	2.4%
寿司店 (n=364)	338	20	6
	92.9%	5.5%	1.6%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	93	19	4
	80.2%	16.4%	3.4%
西洋料理店 (n=95)	77	15	3
	81.1%	15.8%	3.2%
中華料理店 (n=463)	426	26	11
	92.0%	5.6%	2.4%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	131	13	3
	89.1%	8.8%	2.0%
一般食堂 (n=200)	189	8	3
	94.5%	4.0%	1.5%
ファーストフード店 (n=32)	24	8	0
	75.0%	25.0%	0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	66	4	4
	89.2%	5.4%	5.4%
料亭 (n=11)	5	6	0
	45.5%	54.5%	0.0%
小料理店 (n=90)	86	2	2
	95.6%	2.2%	2.2%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	314	9	11
	94.0%	2.7%	3.3%
酒場、ピヤホール (n=612)	560	38	14
	91.5%	6.2%	2.3%
その他 (n=94)	83	10	1
	88.3%	10.6%	1.1%
無回答・不明 (n=67)	44	3	20
	65.7%	4.5%	29.9%

図表 3-1-4-2 客席の面積



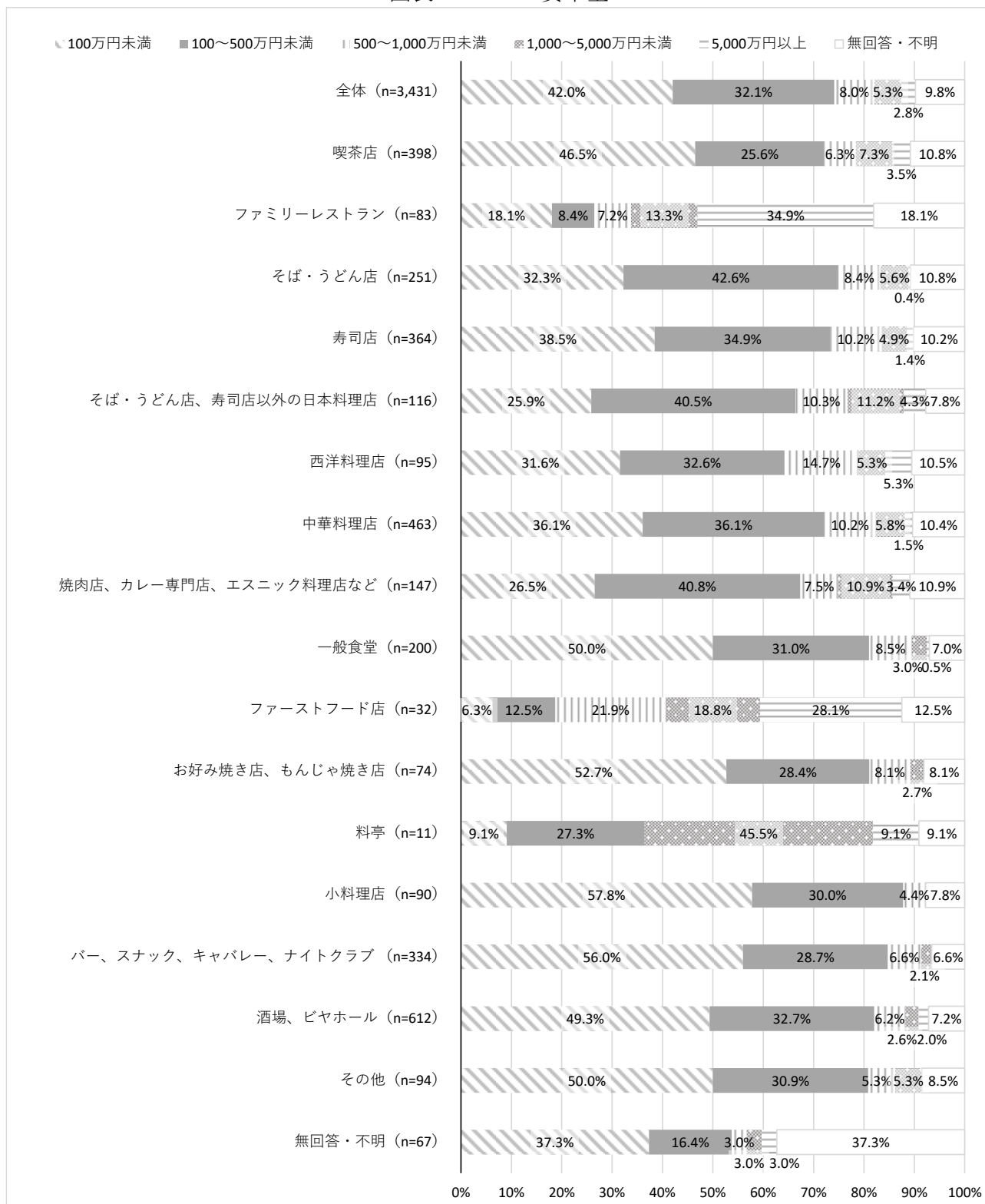
(5)資本金 <問7>

「資本金 5,000 万円以上の店」が多かった業種は、ファミリーレストランで 34.9%、ファーストフード店で 28.1%となっている。それ以外の業種では、「資本金 5,000 万円未満の店」が 8割以上となっている。

図表 3-1-5-1 資本金

項目	100万円未 満	100~500 万円未満	500~ 1,000万円 未満	1,000~ 5,000万円 未満	5,000万円 以上	無回答・ 不明
全体 (n=3,431)	1,442 42.0%	1,101 32.1%	274 8.0%	182 5.3%	96 2.8%	336 9.8%
喫茶店 (n=398)	185 46.5%	102 25.6%	25 6.3%	29 7.3%	14 3.5%	43 10.8%
ファミリーレストラン (n=83)	15 18.1%	7 8.4%	6 7.2%	11 13.3%	29 34.9%	15 18.1%
そば・うどん店 (n=251)	81 32.3%	107 42.6%	21 8.4%	14 5.6%	1 0.4%	27 10.8%
寿司店 (n=364)	140 38.5%	127 34.9%	37 10.2%	18 4.9%	5 1.4%	37 10.2%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	30 25.9%	47 40.5%	12 10.3%	13 11.2%	5 4.3%	9 7.8%
西洋料理店 (n=95)	30 31.6%	31 32.6%	14 14.7%	5 5.3%	5 5.3%	10 10.5%
中華料理店 (n=463)	167 36.1%	167 36.1%	47 10.2%	27 5.8%	7 1.5%	48 10.4%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	39 26.5%	60 40.8%	11 7.5%	16 10.9%	5 3.4%	16 10.9%
一般食堂 (n=200)	100 50.0%	62 31.0%	17 8.5%	6 3.0%	1 0.5%	14 7.0%
ファーストフード店 (n=32)	2 6.3%	4 12.5%	7 21.9%	6 18.8%	9 28.1%	4 12.5%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	39 52.7%	21 28.4%	6 8.1%	2 2.7%	0 0.0%	6 8.1%
料亭 (n=11)	1 9.1%	3 27.3%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%	1 9.1%
小料理店 (n=90)	52 57.8%	27 30.0%	4 4.4%	0 0.0%	0 0.0%	7 7.8%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	187 56.0%	96 28.7%	22 6.6%	7 2.1%	0 0.0%	22 6.6%
酒場、ピヤホール (n=612)	302 49.3%	200 32.7%	38 6.2%	16 2.6%	12 2.0%	44 7.2%
その他 (n=94)	47 50.0%	29 30.9%	5 5.3%	5 5.3%	0 0.0%	8 8.5%
無回答・不明 (n=67)	25 37.3%	11 16.4%	2 3.0%	2 3.0%	2 3.0%	25 37.3%

図表 3-1-5-2 資本金



2. 受動喫煙に関する制度について

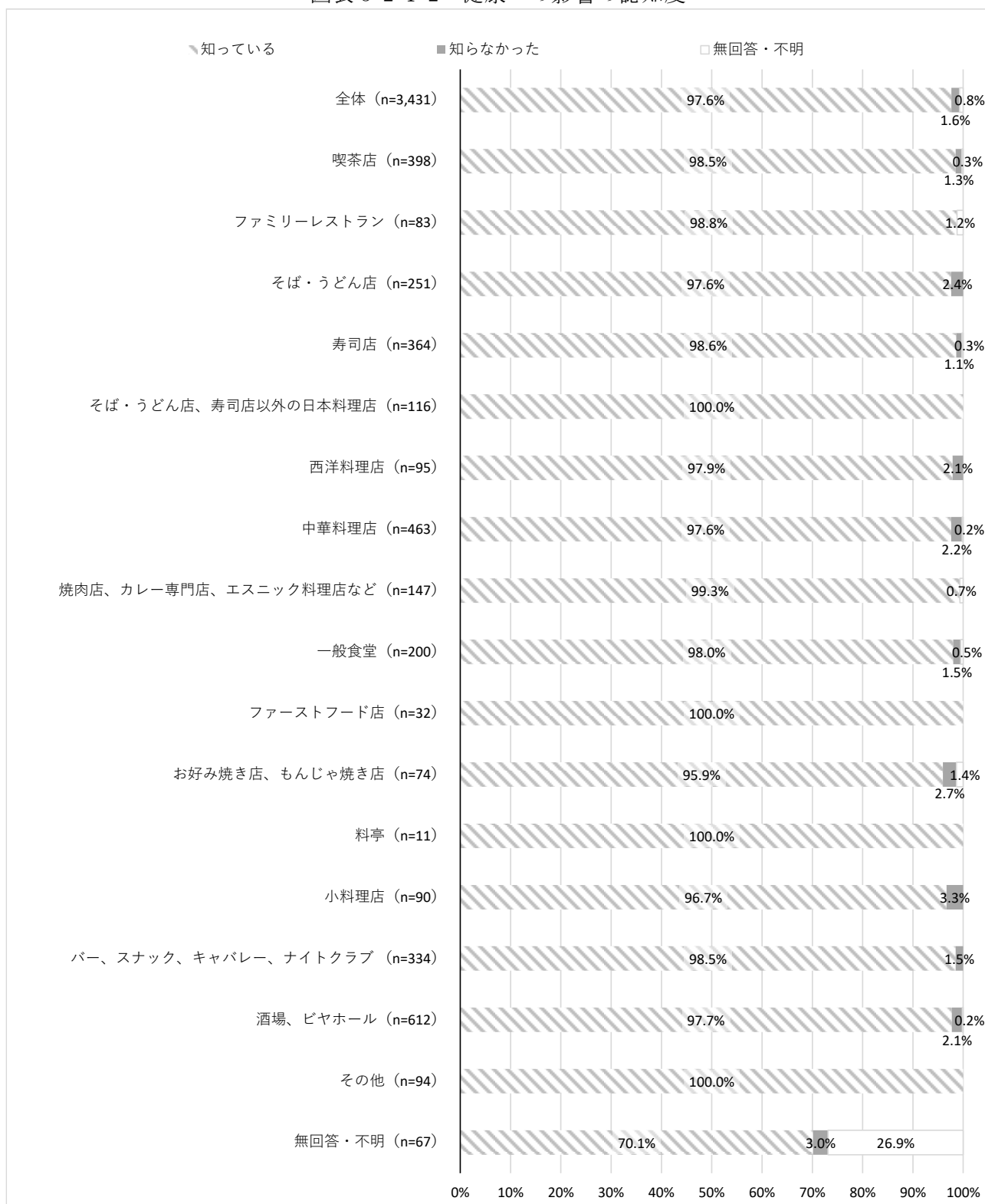
(1)健康への影響の認知度 <問8>

全ての業種で認知度は9割を超えている。

図表 3-2-1-1 健康への影響の認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	3,350 97.6%	55 1.6%	26 0.8%
喫茶店 (n=398)	392 98.5%	5 1.3%	1 0.3%
ファミリーレストラン (n=83)	82 98.8%	0 0.0%	1 1.2%
そば・うどん店 (n=251)	245 97.6%	6 2.4%	0 0.0%
寿司店 (n=364)	359 98.6%	4 1.1%	1 0.3%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	116 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
西洋料理店 (n=95)	93 97.9%	2 2.1%	0 0.0%
中華料理店 (n=463)	452 97.6%	10 2.2%	1 0.2%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	146 99.3%	0 0.0%	1 0.7%
一般食堂 (n=200)	196 98.0%	3 1.5%	1 0.5%
ファーストフード店 (n=32)	32 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	71 95.9%	2 2.7%	1 1.4%
料亭 (n=11)	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	87 96.7%	3 3.3%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	329 98.5%	5 1.5%	0 0.0%
酒場、ビヤホール (n=612)	598 97.7%	13 2.1%	1 0.2%
その他 (n=94)	94 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答・不明 (n=67)	47 70.1%	2 3.0%	18 26.9%

図表 3-2-1-2 健康への影響の認知度



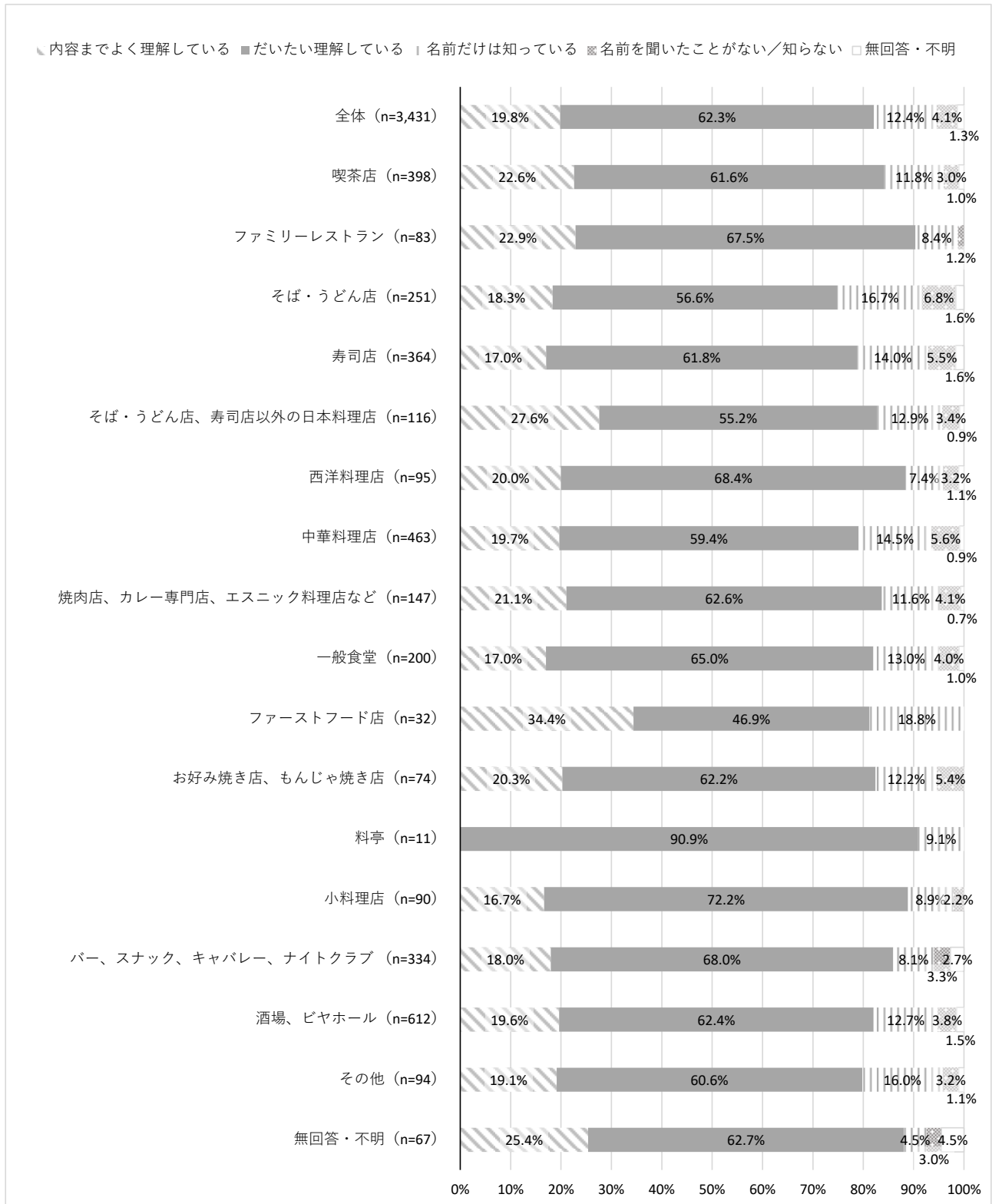
(2)改正健康増進法の認知度 <問9>

改正健康増進法の認知度については、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）はどの業種でも9割を超えており高い認知度になっている。特に、ファーストフード店では「内容までよく理解している」が34.4%と唯一3割を超えている。

図表 3-2-2-1 改正健康増進法の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	680 19.8%	2,138 62.3%	426 12.4%	142 4.1%	45 1.3%
喫茶店 (n=398)	90 22.6%	245 61.6%	47 11.8%	12 3.0%	4 1.0%
ファミリーレストラン (n=83)	19 22.9%	56 67.5%	7 8.4%	1 1.2%	0 0.0%
そば・うどん店 (n=251)	46 18.3%	142 56.6%	42 16.7%	17 6.8%	4 1.6%
寿司店 (n=364)	62 17.0%	225 61.8%	51 14.0%	20 5.5%	6 1.6%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	32 27.6%	64 55.2%	15 12.9%	4 3.4%	1 0.9%
西洋料理店 (n=95)	19 20.0%	65 68.4%	7 7.4%	3 3.2%	1 1.1%
中華料理店 (n=463)	91 19.7%	275 59.4%	67 14.5%	26 5.6%	4 0.9%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	31 21.1%	92 62.6%	17 11.6%	6 4.1%	1 0.7%
一般食堂 (n=200)	34 17.0%	130 65.0%	26 13.0%	8 4.0%	2 1.0%
ファーストフード店 (n=32)	11 34.4%	15 46.9%	6 18.8%	0 0.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	15 20.3%	46 62.2%	9 12.2%	4 5.4%	0 0.0%
料亭 (n=11)	0 0.0%	10 90.9%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	15 16.7%	65 72.2%	8 8.9%	2 2.2%	0 0.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	60 18.0%	227 68.0%	27 8.1%	11 3.3%	9 2.7%
酒場、ビヤホール (n=612)	120 19.6%	382 62.4%	78 12.7%	23 3.8%	9 1.5%
その他 (n=94)	18 19.1%	57 60.6%	15 16.0%	3 3.2%	1 1.1%
無回答・不明 (n=67)	17 25.4%	42 62.7%	3 4.5%	2 3.0%	3 4.5%

図表 3-2-2-2 改正健康増進法の認知度



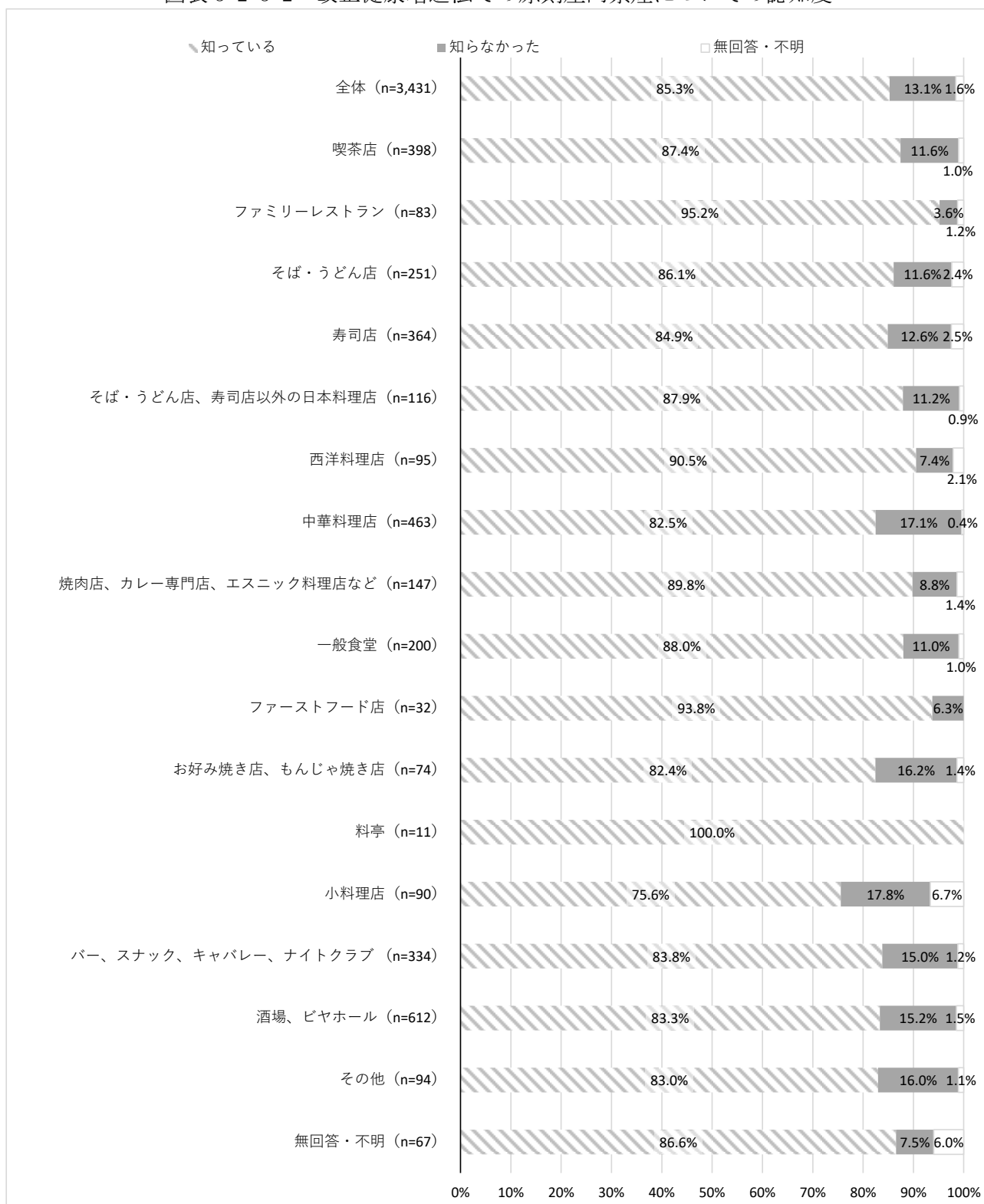
(3)改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>

料亭では「知っている」が 100.0%の認知度であった。「知っている」の割合が最も低い小料理店では 75.6%となっている。

図表 3-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,926 85.3%	451 13.1%	54 1.6%
喫茶店 (n=398)	348 87.4%	46 11.6%	4 1.0%
ファミリーレストラン (n=83)	79 95.2%	3 3.6%	1 1.2%
そば・うどん店 (n=251)	216 86.1%	29 11.6%	6 2.4%
寿司店 (n=364)	309 84.9%	46 12.6%	9 2.5%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	102 87.9%	13 11.2%	1 0.9%
西洋料理店 (n=95)	86 90.5%	7 7.4%	2 2.1%
中華料理店 (n=463)	382 82.5%	79 17.1%	2 0.4%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	132 89.8%	13 8.8%	2 1.4%
一般食堂 (n=200)	176 88.0%	22 11.0%	2 1.0%
ファーストフード店 (n=32)	30 93.8%	2 6.3%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	61 82.4%	12 16.2%	1 1.4%
料亭 (n=11)	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	68 75.6%	16 17.8%	6 6.7%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	280 83.8%	50 15.0%	4 1.2%
酒場、ビヤホール (n=612)	510 83.3%	93 15.2%	9 1.5%
その他 (n=94)	78 83.0%	15 16.0%	1 1.1%
無回答・不明 (n=67)	58 86.6%	5 7.5%	4 6.0%

図表 3-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



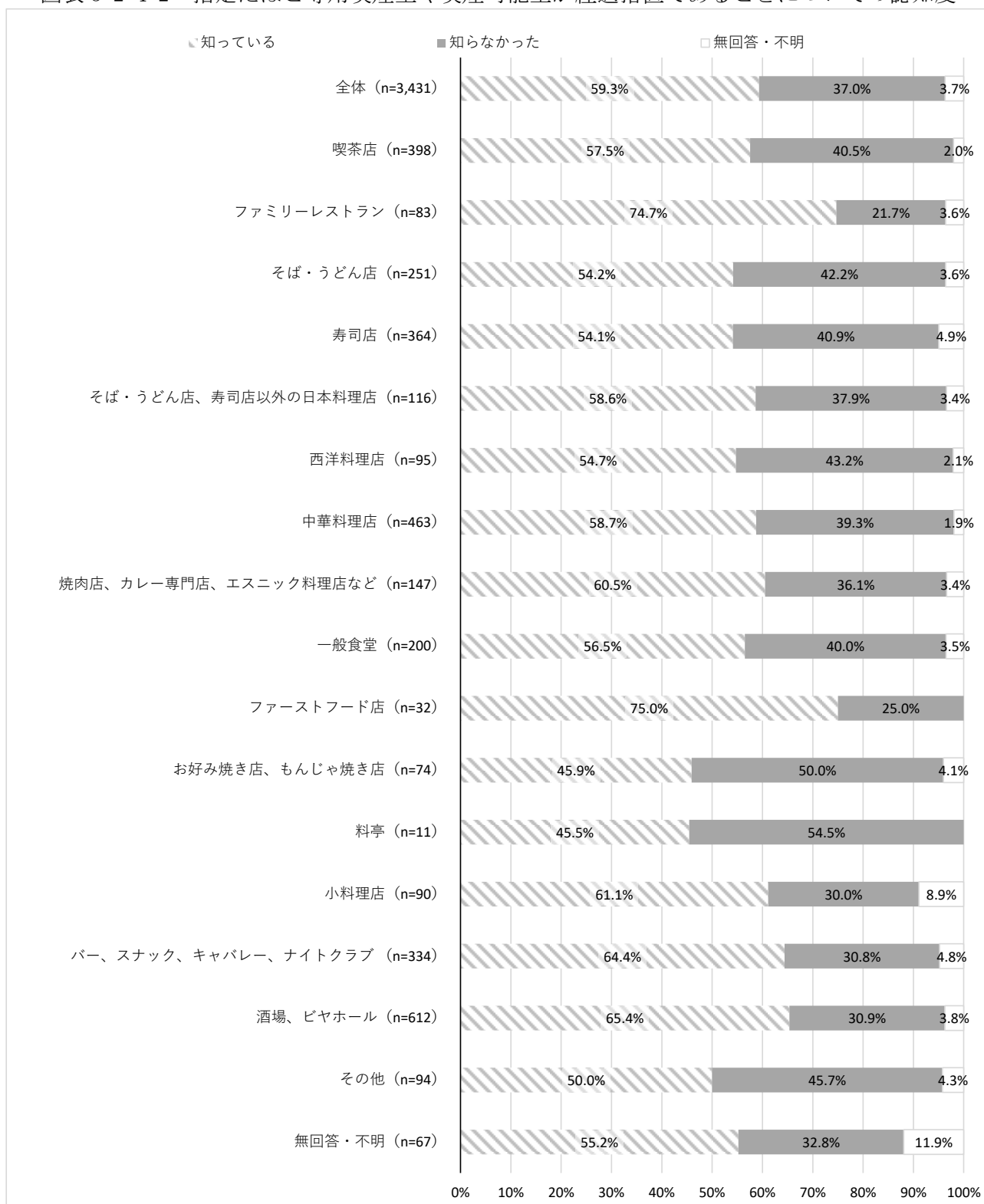
(4) 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度 <問 11>

ファーストフード店やファミリーレストランでは「知っている」が75.0%、74.7%と比較的認知度が高くなっているのに対して、お好み焼き店・もんじゃ焼き店や料亭では45.9%、45.5%と比較的低くなっている。業種によってばらつきが見られる。

図表 3-2-4-1 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,035 59.3%	1,269 37.0%	127 3.7%
喫茶店 (n=398)	229 57.5%	161 40.5%	8 2.0%
ファミリーレストラン (n=83)	62 74.7%	18 21.7%	3 3.6%
そば・うどん店 (n=251)	136 54.2%	106 42.2%	9 3.6%
寿司店 (n=364)	197 54.1%	149 40.9%	18 4.9%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	68 58.6%	44 37.9%	4 3.4%
西洋料理店 (n=95)	52 54.7%	41 43.2%	2 2.1%
中華料理店 (n=463)	272 58.7%	182 39.3%	9 1.9%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	89 60.5%	53 36.1%	5 3.4%
一般食堂 (n=200)	113 56.5%	80 40.0%	7 3.5%
ファーストフード店 (n=32)	24 75.0%	8 25.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	34 45.9%	37 50.0%	3 4.1%
料亭 (n=11)	5 45.5%	6 54.5%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	55 61.1%	27 30.0%	8 8.9%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	215 64.4%	103 30.8%	16 4.8%
酒場、ビヤホール (n=612)	400 65.4%	189 30.9%	23 3.8%
その他 (n=94)	47 50.0%	43 45.7%	4 4.3%
無回答・不明 (n=67)	37 55.2%	22 32.8%	8 11.9%

図表 3-2-4-2 指定たばこ専用喫煙室や喫煙可能室が経過措置であることについての認知度



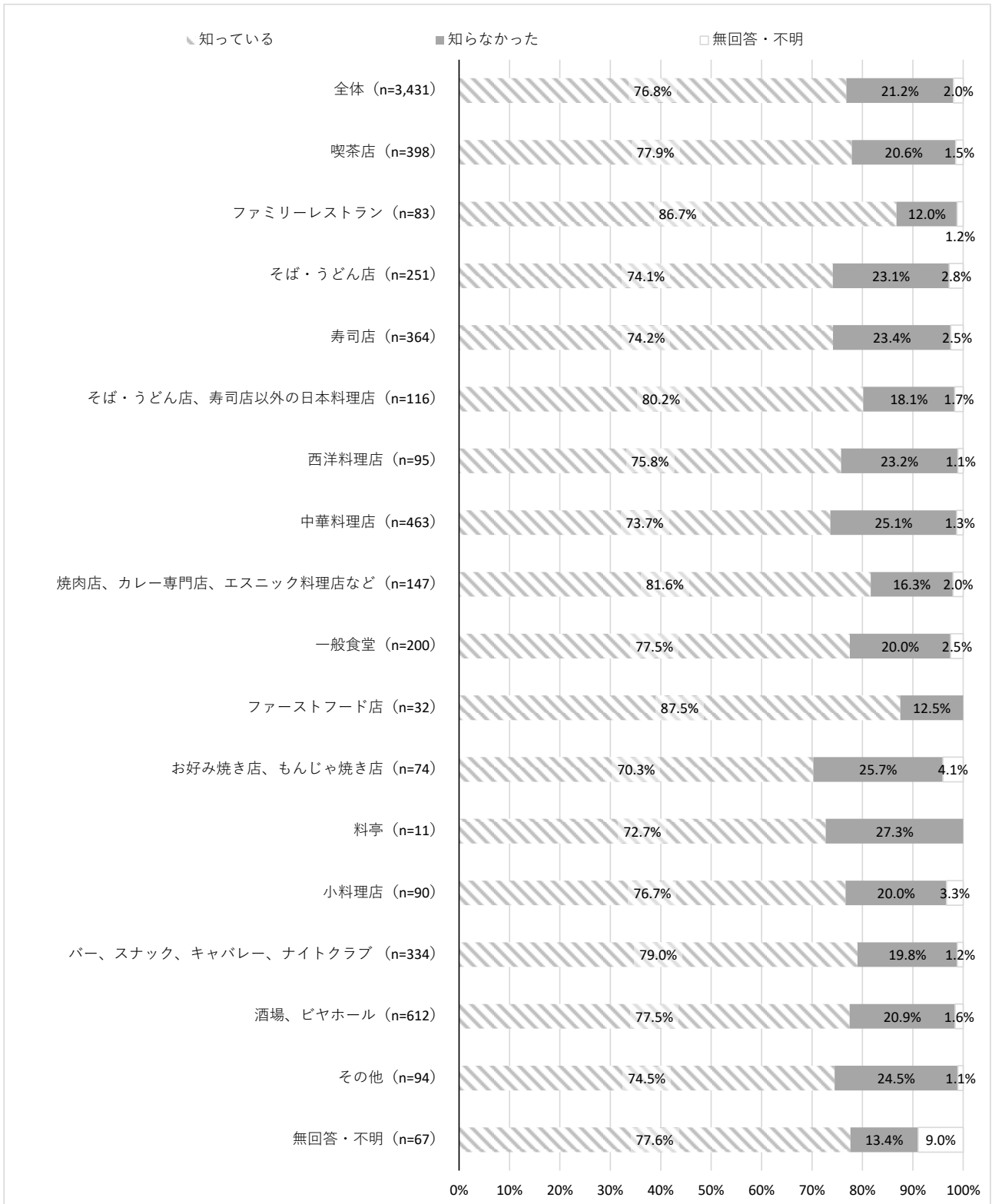
(5)改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>

ファミリーレストラン、そば・うどん店・寿司店以外の日本料理店、焼肉店・カレー専門店・エスニック料理店など、ファーストフード店は「知っている」が8割を超えており、認知度が比較的高くなっている。その他の業種でも「知っている」の割合は7割を超えている。

図表 3-2-5-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,636 76.8%	728 21.2%	67 2.0%
喫茶店 (n=398)	310 77.9%	82 20.6%	6 1.5%
ファミリーレストラン (n=83)	72 86.7%	10 12.0%	1 1.2%
そば・うどん店 (n=251)	186 74.1%	58 23.1%	7 2.8%
寿司店 (n=364)	270 74.2%	85 23.4%	9 2.5%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	93 80.2%	21 18.1%	2 1.7%
西洋料理店 (n=95)	72 75.8%	22 23.2%	1 1.1%
中華料理店 (n=463)	341 73.7%	116 25.1%	6 1.3%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	120 81.6%	24 16.3%	3 2.0%
一般食堂 (n=200)	155 77.5%	40 20.0%	5 2.5%
ファーストフード店 (n=32)	28 87.5%	4 12.5%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	52 70.3%	19 25.7%	3 4.1%
料亭 (n=11)	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	69 76.7%	18 20.0%	3 3.3%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	264 79.0%	66 19.8%	4 1.2%
酒場、ピヤホール (n=612)	474 77.5%	128 20.9%	10 1.6%
その他 (n=94)	70 74.5%	23 24.5%	1 1.1%
無回答・不明 (n=67)	52 77.6%	9 13.4%	6 9.0%

図表 3-2-5-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



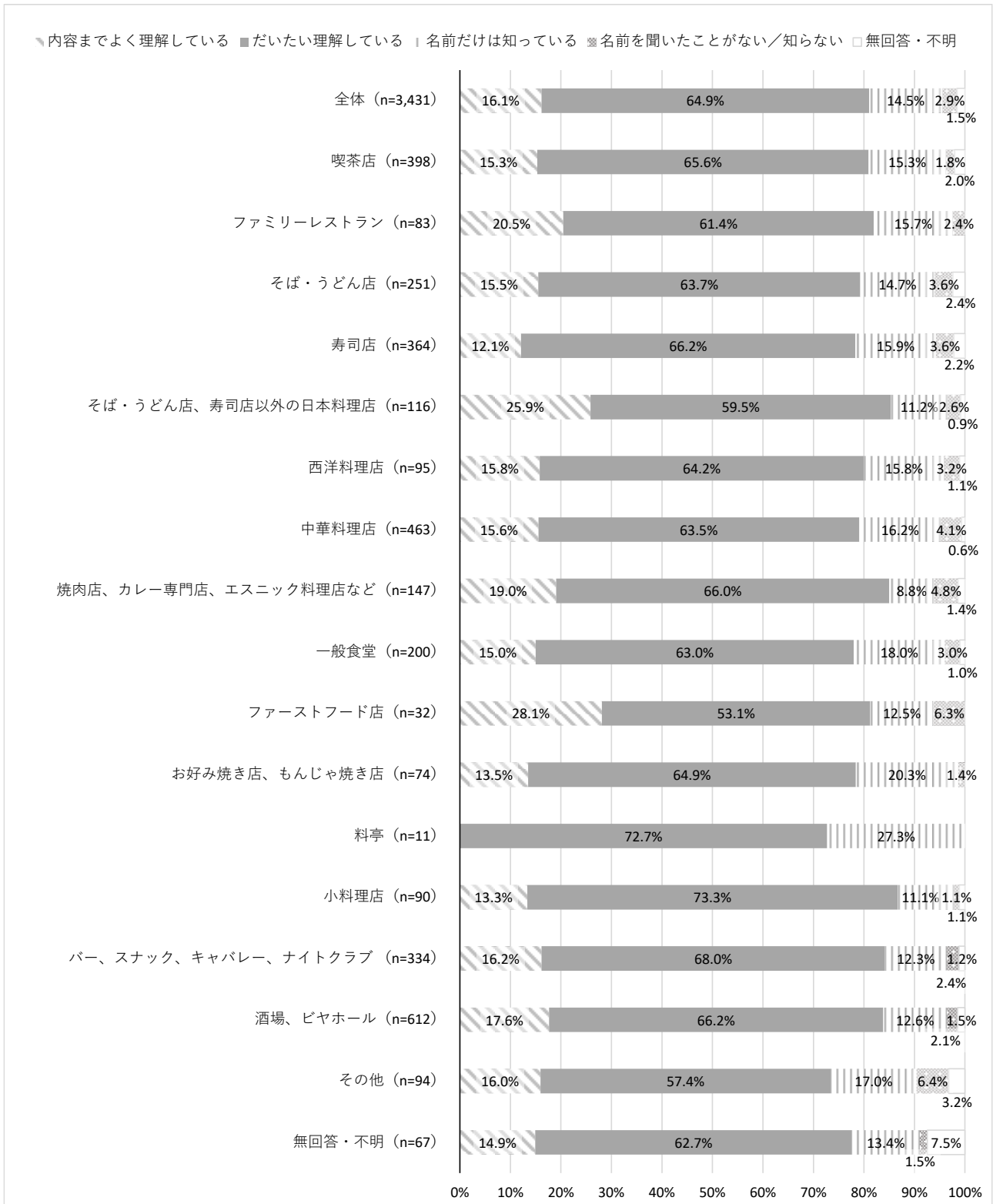
(6) 東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>

どの業種でも東京都受動喫煙防止条例の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）は約9割となっており、認知度は高い。特に、そば・うどん店・寿司店以外の日本料理店とファーストフード店では「内容までよく理解している」が、25.9%、28.1%と他の業種と比べて高い。一方、料亭では0.0%であり、他と比べて低くなっている。

図表 3-2-6-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	554 16.1%	2,227 64.9%	496 14.5%	101 2.9%	53 1.5%
喫茶店 (n=398)	61 15.3%	261 65.6%	61 15.3%	7 1.8%	8 2.0%
ファミリーレストラン (n=83)	17 20.5%	51 61.4%	13 15.7%	2 2.4%	0 0.0%
そば・うどん店 (n=251)	39 15.5%	160 63.7%	37 14.7%	9 3.6%	6 2.4%
寿司店 (n=364)	44 12.1%	241 66.2%	58 15.9%	13 3.6%	8 2.2%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	30 25.9%	69 59.5%	13 11.2%	3 2.6%	1 0.9%
西洋料理店 (n=95)	15 15.8%	61 64.2%	15 15.8%	3 3.2%	1 1.1%
中華料理店 (n=463)	72 15.6%	294 63.5%	75 16.2%	19 4.1%	3 0.6%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	28 19.0%	97 66.0%	13 8.8%	7 4.8%	2 1.4%
一般食堂 (n=200)	30 15.0%	126 63.0%	36 18.0%	6 3.0%	2 1.0%
ファーストフード店 (n=32)	9 28.1%	17 53.1%	4 12.5%	2 6.3%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	10 13.5%	48 64.9%	15 20.3%	1 1.4%	0 0.0%
料亭 (n=11)	0 0.0%	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	12 13.3%	66 73.3%	10 11.1%	1 1.1%	1 1.1%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	54 16.2%	227 68.0%	41 12.3%	8 2.4%	4 1.2%
酒場、ビヤホール (n=612)	108 17.6%	405 66.2%	77 12.6%	13 2.1%	9 1.5%
その他 (n=94)	15 16.0%	54 57.4%	16 17.0%	6 6.4%	3 3.2%
無回答・不明 (n=67)	10 14.9%	42 62.7%	9 13.4%	1 1.5%	5 7.5%

図 3-2-6-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



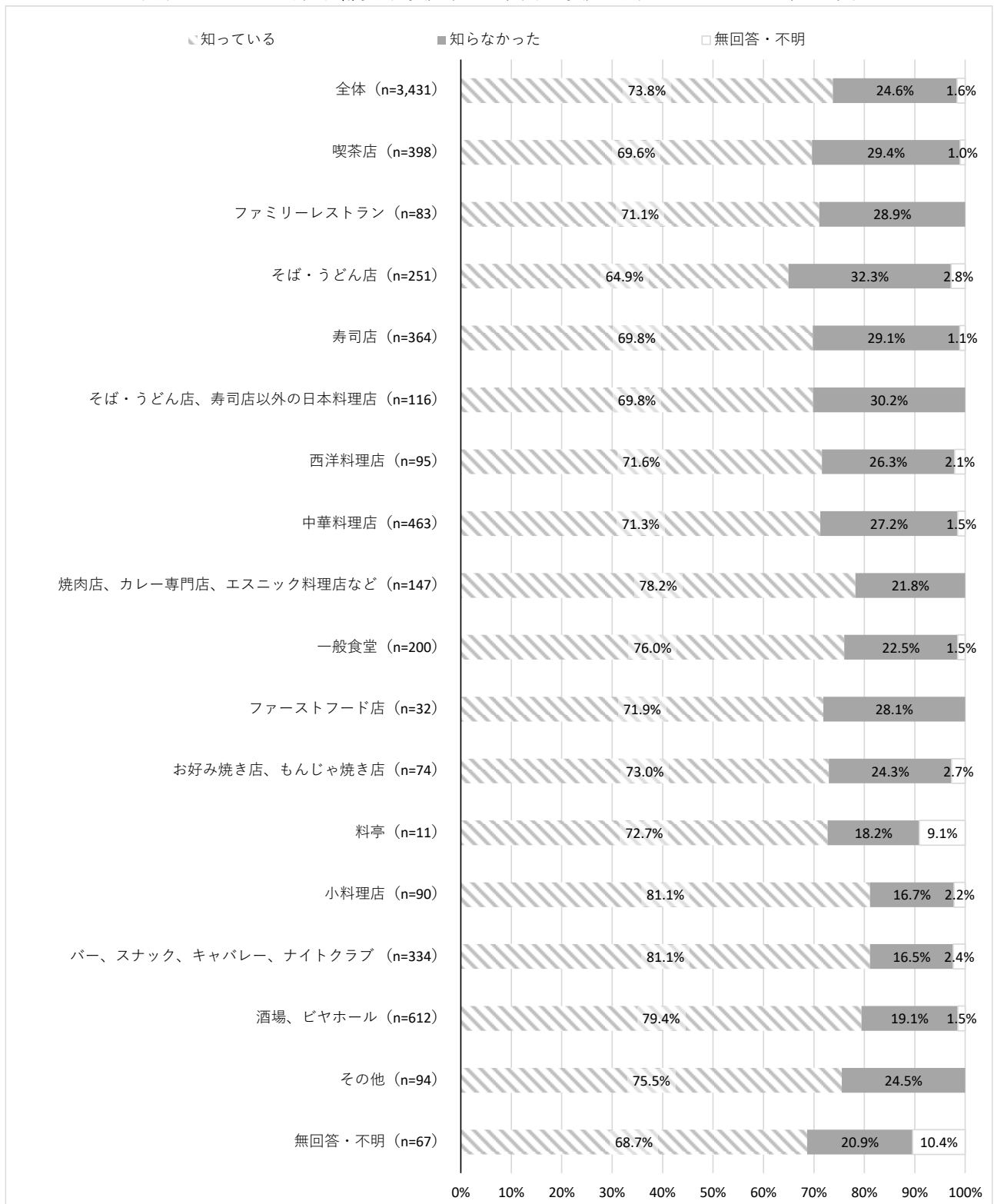
(7)東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度 <問 14>

全体的に6割から8割程度の認知度であり、ばらつきは比較的少なくなっている。今回最も低い数値となったそば・うどん店では64.9%となっている。

図表 3-2-7-1 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,531 73.8%	844 24.6%	56 1.6%
喫茶店 (n=398)	277 69.6%	117 29.4%	4 1.0%
ファミリーレストラン (n=83)	59 71.1%	24 28.9%	0 0.0%
そば・うどん店 (n=251)	163 64.9%	81 32.3%	7 2.8%
寿司店 (n=364)	254 69.8%	106 29.1%	4 1.1%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	81 69.8%	35 30.2%	0 0.0%
西洋料理店 (n=95)	68 71.6%	25 26.3%	2 2.1%
中華料理店 (n=463)	330 71.3%	126 27.2%	7 1.5%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	115 78.2%	32 21.8%	0 0.0%
一般食堂 (n=200)	152 76.0%	45 22.5%	3 1.5%
ファーストフード店 (n=32)	23 71.9%	9 28.1%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	54 73.0%	18 24.3%	2 2.7%
料亭 (n=11)	8 72.7%	2 18.2%	1 9.1%
小料理店 (n=90)	73 81.1%	15 16.7%	2 2.2%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	271 81.1%	55 16.5%	8 2.4%
酒場、ビヤホール (n=612)	486 79.4%	117 19.1%	9 1.5%
その他 (n=94)	71 75.5%	23 24.5%	0 0.0%
無回答・不明 (n=67)	46 68.7%	14 20.9%	7 10.4%

図表 3-2-7-2 東京都受動喫煙防止条例の喫煙可能室についての認知度



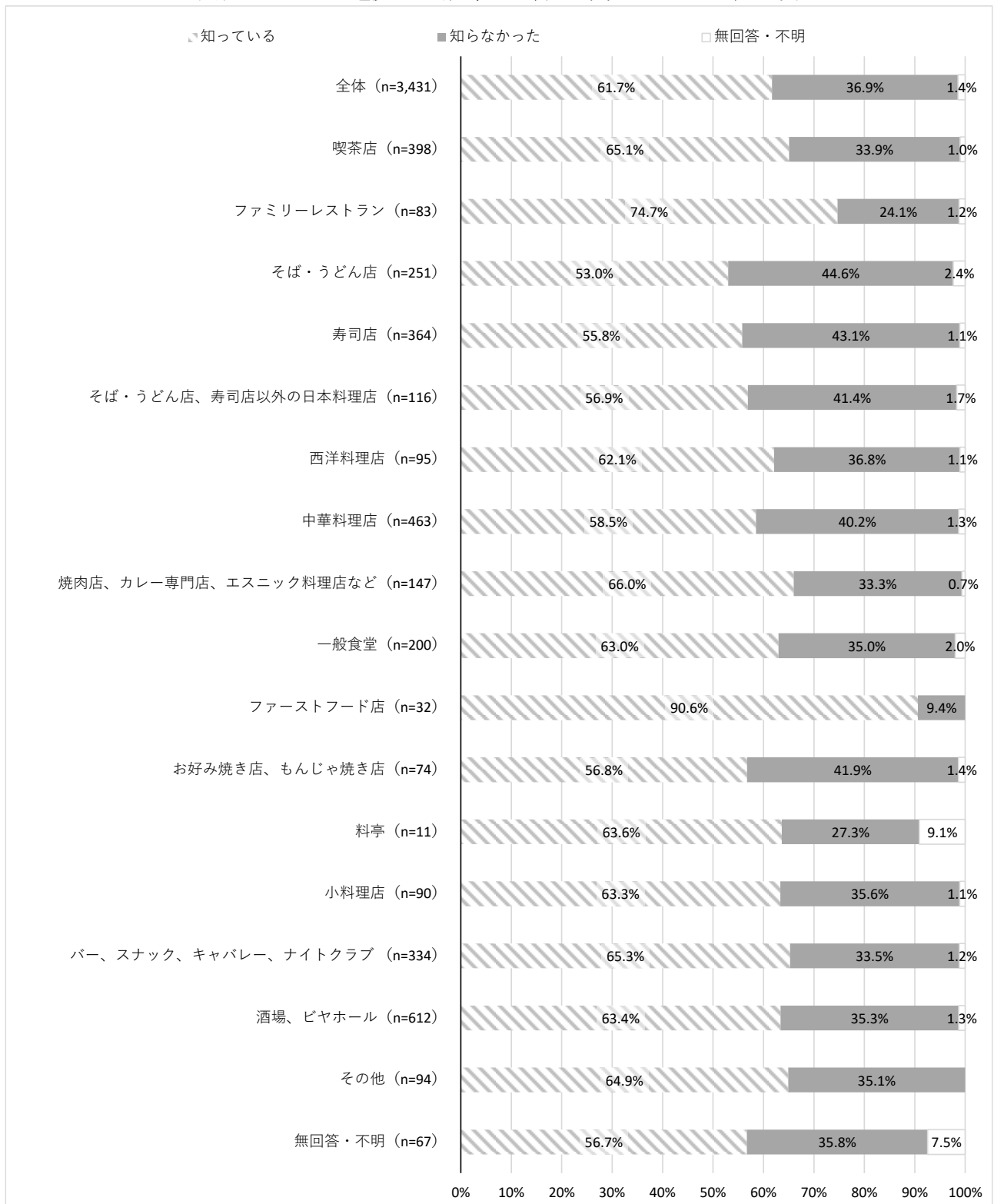
(8)違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>

全体的に「知っている」が半数を超えている。特にファーストフード店では認知度が9割を超えている。

図表 3-2-8-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
全体 (n=3,431)	2,116 61.7%	1,266 36.9%	49 1.4%
喫茶店 (n=398)	259 65.1%	135 33.9%	4 1.0%
ファミリーレストラン (n=83)	62 74.7%	20 24.1%	1 1.2%
そば・うどん店 (n=251)	133 53.0%	112 44.6%	6 2.4%
寿司店 (n=364)	203 55.8%	157 43.1%	4 1.1%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	66 56.9%	48 41.4%	2 1.7%
西洋料理店 (n=95)	59 62.1%	35 36.8%	1 1.1%
中華料理店 (n=463)	271 58.5%	186 40.2%	6 1.3%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	97 66.0%	49 33.3%	1 0.7%
一般食堂 (n=200)	126 63.0%	70 35.0%	4 2.0%
ファーストフード店 (n=32)	29 90.6%	3 9.4%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	42 56.8%	31 41.9%	1 1.4%
料亭 (n=11)	7 63.6%	3 27.3%	1 9.1%
小料理店 (n=90)	57 63.3%	32 35.6%	1 1.1%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	218 65.3%	112 33.5%	4 1.2%
酒場、ビヤホール (n=612)	388 63.4%	216 35.3%	8 1.3%
その他 (n=94)	61 64.9%	33 35.1%	0 0.0%
無回答・不明 (n=67)	38 56.7%	24 35.8%	5 7.5%

図表 3-2-8-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



(9)受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答) <問 16>

どの業種もほぼ同じ傾向であり、全体で見ると、「東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など」、「区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など」、「テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)」、「一般の新聞・雑誌」が多くなっている。

図表 3-2-9-1 受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答)

項目	番組、事業者説明会など	東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	会や機関紙(誌)を含む	加盟している団体(協会や組合など) ※講習	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	フリー会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)	国に属するものを除く)	インターネット(東京都、区市町村・保健所、	駅や街なかのポスター・デジタルサイネージな	その他	特にな	無回答・不明
全体	1,862	1,226	299	610	167	732	93	40	866	977	273	107	76	71	51			
喫茶店	235	155	35	38	9	50	3	4	91	103	36	11	14	10	5			
ファミリーレストラン	32	13	20	16	2	10	1	1	17	25	11	4	5	2	0			
そば・うどん店	131	81	20	89	27	51	3	3	74	78	15	9	6	10	4			
寿司店	210	127	19	87	26	71	5	4	107	98	18	9	5	11	3			
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	79	47	18	26	6	14	8	2	32	31	12	3	3	2	1			
西洋料理店	55	34	12	13	5	9	2	2	29	33	14	0	1	1	1			
中華料理店	259	155	29	71	18	95	14	4	133	138	25	9	6	11	6			
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	82	57	15	17	4	31	7	5	41	49	18	4	2	2	1			
一般食堂	108	71	15	26	13	29	0	1	70	62	20	4	4	3	2			
ファーストフード店	14	3	4	7	2	4	0	1	11	9	12	3	0	0	1			
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	35	24	6	6	4	23	3	0	19	26	2	4	0	3	2			
料亭	6	3	1	3	2	2	0	0	3	3	0	1	1	0	0			
小料理店	48	37	6	26	4	25	3	0	20	23	5	3	0	2	3			
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	167	129	32	66	13	105	9	3	67	89	24	16	5	2	5			
酒場、ビヤホール	320	226	50	92	27	180	31	8	118	162	48	22	18	8	13			
その他	51	37	10	15	4	26	3	2	18	26	7	2	3	3	0			
無回答・不明	30	27	7	12	1	7	1	0	16	22	6	3	3	1	4			

3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について

(1) 受動喫煙防止に向けた対応策の状況 <問 17>

業種によってばらつきが見られる。「屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」は、ファーストフード店が75.0%最も高く、次いでファミリーレストランが63.9%、そば・うどん店が51.8%と過半数を超えている。

「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場を設置した／すでにしていた」は、料亭が45.5%と最も高く、次いで、お好み焼き店・もんじゃ焼き店が43.2%、西洋料理店が42.1%となっている。

一方、小料理店、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ、酒場・ビヤホールは、屋内を全部禁煙にしている店が過半数に満たない。

図表 3-3-1-1 受動喫煙防止に向けた対応策の状況

項目	屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場を設置した／すでにしていた	「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	屋内の一部を「喫煙可能室」とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）	屋内全部を「喫煙可能室（店）」とし、客席の全てを「喫煙可能室」とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）	「喫煙専用室」を設置した	喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）	喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）	検討中もしくは改修中につき、一旦禁煙にした	検討中その他	無回答・不明
全体 (n=3,431)	1,207 35.2%	909 26.5%	41 1.2%	90 2.6%	629 18.3%	62 1.8%	8 0.2%	101 2.9%	13 0.4%	114 3.3%	257 7.5%
喫茶店 (n=398)	196 49.2%	83 20.9%	13 3.3%	9 2.3%	50 12.6%	9 2.3%	2 0.5%	6 1.5%	0 0.0%	7 1.8%	23 5.8%
ファミリーレストラン (n=83)	53 63.9%	22 26.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.4%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 6.0%
そば・うどん店 (n=251)	130 51.8%	87 34.7%	1 0.4%	1 0.4%	12 4.8%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.4%	1 0.4%	4 1.6%	13 5.2%
寿司店 (n=364)	135 37.1%	122 33.5%	2 0.5%	9 2.5%	48 13.2%	4 1.1%	0 0.0%	5 1.4%	0 0.0%	14 3.8%	25 6.9%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	51 44.0%	27 23.3%	2 1.7%	3 2.6%	13 11.2%	8 6.9%	0 0.0%	2 1.7%	1 0.9%	1 0.9%	8 6.9%
西洋料理店 (n=95)	45 47.4%	40 42.1%	1 1.1%	1 1.1%	4 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.2%
中華料理店 (n=463)	201 43.4%	137 29.6%	2 0.4%	8 1.7%	62 13.4%	4 0.9%	1 0.2%	5 1.1%	0 0.0%	12 2.6%	31 6.7%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	68 46.3%	44 29.9%	2 1.4%	4 2.7%	8 5.4%	5 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.4%	14 9.5%
一般食堂 (n=200)	91 45.5%	48 24.0%	0 0.0%	4 2.0%	35 17.5%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.5%	1 0.5%	3 1.5%	14 7.0%
ファーストフード店 (n=32)	24 75.0%	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.4%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	19 25.7%	32 43.2%	0 0.0%	4 5.4%	7 9.5%	1 1.4%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	5 6.8%	5 6.8%
料亭 (n=11)	3 27.3%	5 45.5%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小料理店 (n=90)	14 15.6%	15 16.7%	2 2.2%	7 7.8%	34 37.8%	0 0.0%	1 1.1%	6 6.7%	0 0.0%	3 3.3%	8 8.9%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	38 11.4%	57 17.1%	2 0.6%	15 4.5%	115 34.4%	5 1.5%	1 0.3%	31 9.3%	5 1.5%	28 8.4%	37 11.1%
酒場、ビヤホール (n=612)	66 10.8%	151 24.7%	13 2.1%	21 3.4%	221 36.1%	17 2.8%	1 0.2%	39 6.4%	5 0.8%	28 4.6%	50 8.2%
その他 (n=94)	45 47.9%	25 26.6%	0 0.0%	2 2.1%	11 11.7%	1 1.1%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	2 2.1%	7 7.4%
無回答・不明 (n=67)	28 41.8%	13 19.4%	0 0.0%	1 1.5%	8 11.9%	1 1.5%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	5 7.5%	10 14.9%

図表 3-3-1-2 受動喫煙防止に向けた対応策について

ㄨ 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた

■ 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた

┆ 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した

⊠ 屋内の一部を「喫煙可能室」とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）

— 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）

■ 「喫煙専用室」を設置した

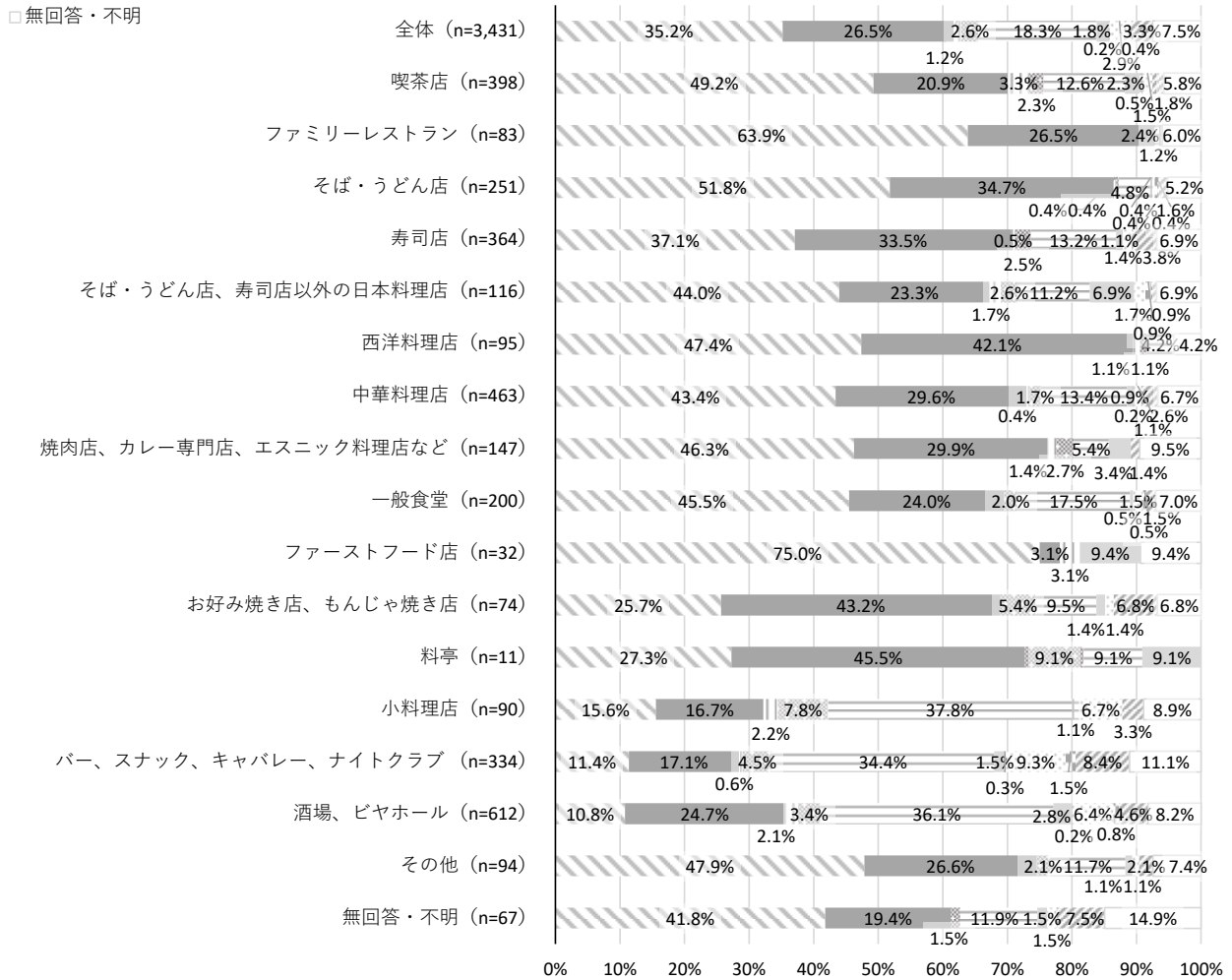
± 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）

⊖ 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）

■ 検討中もしくは改修中につき、一旦禁煙にした

ㄨ 検討中 その他

□ 無回答・不明



(2) 屋内を全面禁煙にした理由(複数回答) <問 18>

ほとんどの業種で、「改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要となったため」又は「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が最も多い結果となった。

図表 3-3-2-1 屋内を全面禁煙にした理由(複数回答)

項目	動 喫 煙 防 止 対 策 が 必 要 に な っ た た め	改 正 健 康 増 進 法 ・ 東 京 都 受 動 喫 煙 防 止 条 例 で 受	お 客 様 の 受 動 喫 煙 に よ る 健 康 影 響 を 防 ぐ た め	お 客 様 か ら の 要 望 が あ っ た た め	従 業 員 の 受 動 喫 煙 に よ る 健 康 影 響 を 防 ぐ た め	従 業 員 か ら の 要 望 が あ っ た た め	空 調 設 備 な ど の 費 用 が か か ら な い た め	完 全 分 煙 す る の は お 店 の ス ペ ー ス 上 難 し い た め	全 面 禁 煙 の 店 と し て ア ピ ー ル す る た め	料 理 や 飲 み 物 の 味 や 香 り を 楽 し ん で も ら う た め	売 上 が 上 が る こ と が 見 込 ま れ る た め	所 属 す る 組 合 や チ ェ ー ン 本 部 の 方 針 の た め	入 居 し て い る ビ ル 等 の 方 針 の た め	そ の 他	特 に な い	無 回 答 ・ 不 明
全体	1,198	1,053	389	509	79	215	682	353	580	41	110	39	191	23	38	
喫茶店	100	135	29	50	9	27	51	47	84	4	11	12	53	6	6	
ファミリーレストラン	52	34	13	24	6	2	9	9	8	2	32	2	5	0	2	
そば・うどん店	101	116	39	60	12	25	79	53	84	4	9	1	21	3	4	
寿司店	177	150	70	52	9	27	104	47	103	5	5	0	15	0	2	
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	45	35	20	24	3	10	23	17	36	3	1	3	4	1	1	
西洋料理店	32	56	18	29	2	3	31	17	43	6	2	1	11	1	3	
中華料理店	219	147	63	81	12	25	116	54	58	6	14	3	20	7	7	
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	76	43	11	25	3	7	42	13	21	2	6	1	7	1	1	
一般食堂	80	74	28	42	6	17	51	22	31	1	4	4	10	0	0	
ファーストフード店	8	7	4	4	2	0	3	3	3	2	11	6	1	1	1	
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	29	31	5	11	1	5	26	4	7	0	0	0	7	0	1	
料亭	8	4	2	1	0	1	3	1	2	0	2	0	0	0	0	
小料理店	15	12	8	3	1	4	8	3	7	0	1	0	1	0	2	
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	51	57	28	22	1	17	29	13	14	4	3	0	8	0	3	
酒場、ビヤホール	146	97	29	50	7	36	76	29	49	1	1	0	13	3	4	
その他	32	32	12	18	4	8	19	13	16	1	3	2	13	0	1	
無回答・不明	27	23	10	13	1	1	12	8	14	0	5	4	2	0	0	

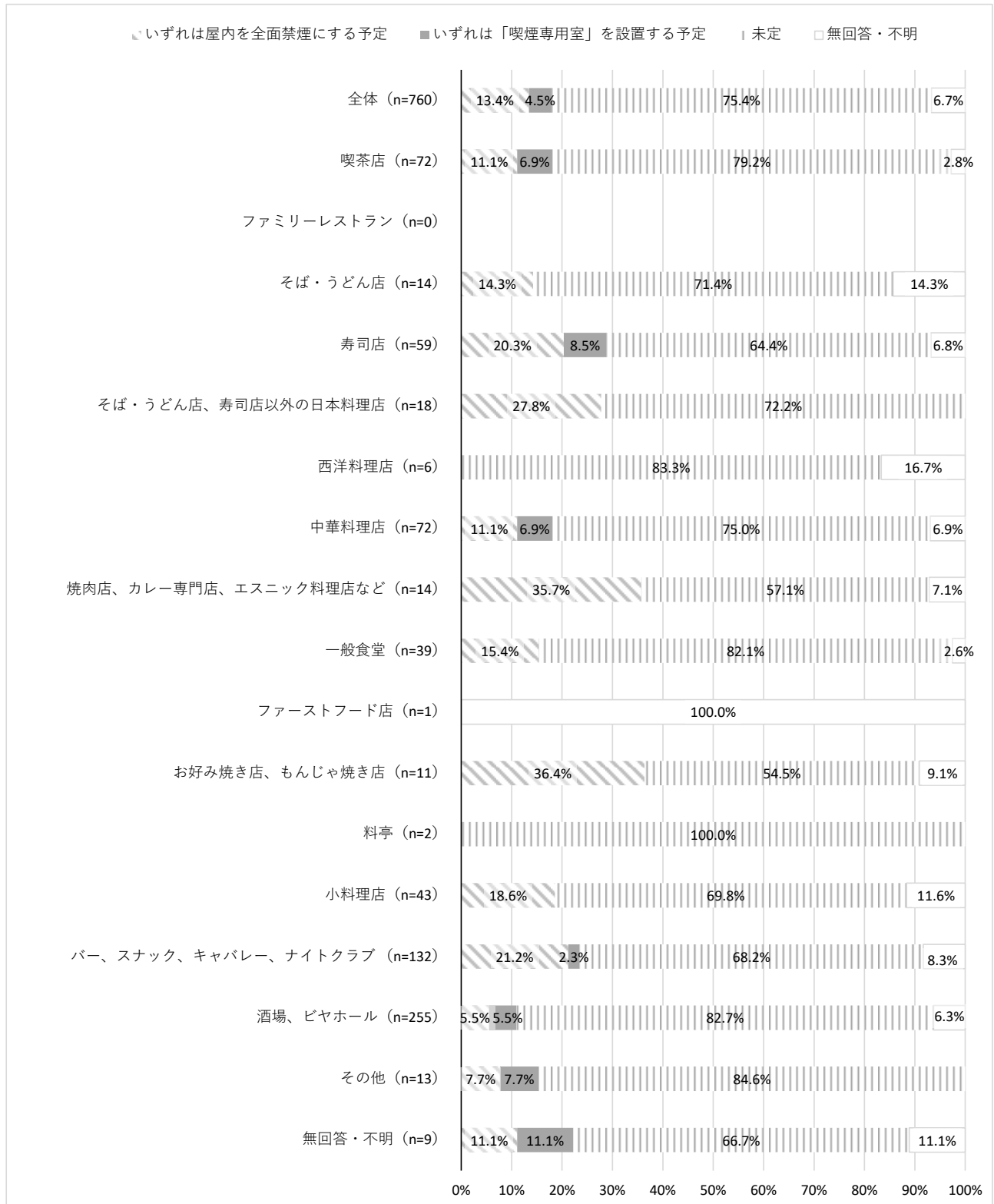
(3) 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)の今後の方針について <問 19>

業種別では、ややばらつきは見られるが、全体の傾向とほぼ同じく、「未定」という回答が半数を超える結果となった。

図表 3-3-3-1 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)の今後の方針について

項目	いずれは 屋内を全 面禁煙に する予定	いずれは 「喫煙専 用室」を 設置する 予定	未定	無回答・ 不明
全体 (n=760)	102 13.4%	34 4.5%	573 75.4%	51 6.7%
喫茶店 (n=72)	8 11.1%	5 6.9%	57 79.2%	2 2.8%
ファミリーレストラン (n=0)	0 -	0 -	0 -	0 -
そば・うどん店 (n=14)	2 14.3%	0 0.0%	10 71.4%	2 14.3%
寿司店 (n=59)	12 20.3%	5 8.5%	38 64.4%	4 6.8%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=18)	5 27.8%	0 0.0%	13 72.2%	0 0.0%
西洋料理店 (n=6)	0 0.0%	0 0.0%	5 83.3%	1 16.7%
中華料理店 (n=72)	8 11.1%	5 6.9%	54 75.0%	5 6.9%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=14)	5 35.7%	0 0.0%	8 57.1%	1 7.1%
一般食堂 (n=39)	6 15.4%	0 0.0%	32 82.1%	1 2.6%
ファーストフード店 (n=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=11)	4 36.4%	0 0.0%	6 54.5%	1 9.1%
料亭 (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%
小料理店 (n=43)	8 18.6%	0 0.0%	30 69.8%	5 11.6%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=132)	28 21.2%	3 2.3%	90 68.2%	11 8.3%
酒場、ビヤホール (n=255)	14 5.5%	14 5.5%	211 82.7%	16 6.3%
その他 (n=13)	1 7.7%	1 7.7%	11 84.6%	0 0.0%
無回答・不明 (n=9)	1 11.1%	1 11.1%	6 66.7%	1 11.1%

図表 3-3-3-2 指定たばこ専用喫煙室・喫煙可能室（店）の今後の方針について



(4)屋内全面禁煙以外にした理由(複数回答) <問 20>

多くの業種で、「お客様からの要望があったため」「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が多い傾向にある。

図表 3-3-4-1 屋内全面禁煙以外にした理由(複数回答)

項目	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	お客様の要望があったため	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	従業員からの要望があったため	喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	完全分煙の店としてアピールするため	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	売上が上がることが見込まれるため	所属する組合やチェーン本部の方針のため	入居しているビル等の方針のため	その他	特になし	無回答・不明
全体	174	121	273	44	16	375	38	37	101	31	2	40	81	199
喫茶店	15	11	28	7	0	47	7	3	13	13	0	6	7	12
ファミリーレストラン	2	2	0	2	0	2	1	1	0	2	0	0	0	0
そば・うどん店	2	3	5	0	0	9	0	0	1	0	0	0	1	4
寿司店	6	9	21	2	1	23	2	8	6	0	0	3	7	17
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	10	8	9	5	3	14	3	2	4	1	0	3	3	4
西洋料理店	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1
中華料理店	11	9	21	1	0	36	5	2	12	1	0	4	7	17
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	7	1	2	2	0	4	3	1	1	3	0	1	3	4
一般食堂	8	3	17	1	0	11	0	0	2	0	0	3	8	6
ファーストフード店	3	4	2	2	1	2	2	0	0	2	0	0	0	0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	4	4	5	0	0	2	0	1	2	0	0	1	2	2
料亭	1	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
小料理店	8	4	15	2	1	17	0	3	2	0	0	2	1	17
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	33	23	54	5	6	70	1	3	16	1	0	7	6	44
酒場、ビヤホール	59	37	87	14	4	127	12	12	35	8	2	9	31	63
その他	2	1	3	0	0	5	1	0	2	0	0	0	2	5
無回答・不明	2	2	1	1	0	4	1	1	2	0	0	0	2	3

(5)問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの(複数回答) <問 21>

全体的に、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど」や、「区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど」が多くなっている。

そば・うどん店は「加盟している団体(協会や組合など)※講習会や機関紙(誌)を含む」が最も多くなっている。

図表 3-3-5-1 問 17 の受動喫煙防止対策を決める際に参考にしたもの(複数回答)

項目	0696900(もくぜろ)への問合せ	東京都受動喫煙防止対策相談窓口(0570)の問合せ	測定等)	喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザーの計	東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど	区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、	区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	加盟している団体(協会や組合など)※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	インターネット(東京都、区市町村・保健所、	その他	特になし	無回答・不明
全体	144	55	661	686	185	158	362	72	480	424	483	124	162	543	463			
喫茶店	16	6	74	67	17	20	23	4	17	42	30	12	37	117	37			
ファミリーレストラン	5	1	13	6	4	18	11	1	5	9	8	4	10	13	6			
そば・うどん店	8	4	36	45	18	4	60	10	47	44	44	4	16	43	38			
寿司店	13	8	78	74	26	8	56	7	52	61	62	8	14	41	48			
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	5	1	40	26	6	4	19	3	8	14	16	5	8	18	6			
西洋料理店	6	2	16	19	5	9	3	2	9	17	20	8	10	24	9			
中華料理店	18	6	96	109	16	19	43	11	61	63	72	12	17	72	62			
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	10	3	29	35	10	11	11	3	22	14	19	13	1	20	18			
一般食堂	3	1	37	47	12	6	15	5	19	39	41	10	5	39	24			
ファーストフード店	3	0	5	1	0	5	5	0	3	1	1	2	6	7	1			
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	2	1	19	16	2	3	5	0	19	9	13	1	1	9	12			
料亭	2	0	1	2	1	1	4	2	3	3	3	0	0	1	1			
小料理店	2	0	19	16	4	1	9	3	10	10	10	0	0	14	22			
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	15	1	58	65	24	18	36	7	77	27	48	10	7	21	54			
酒場、ビヤホール	29	18	111	130	32	23	45	13	111	54	78	29	20	74	102			
その他	2	1	16	14	4	5	11	1	13	9	6	4	7	24	10			
無回答・不明	5	2	13	14	4	3	6	0	4	8	12	2	3	6	13			

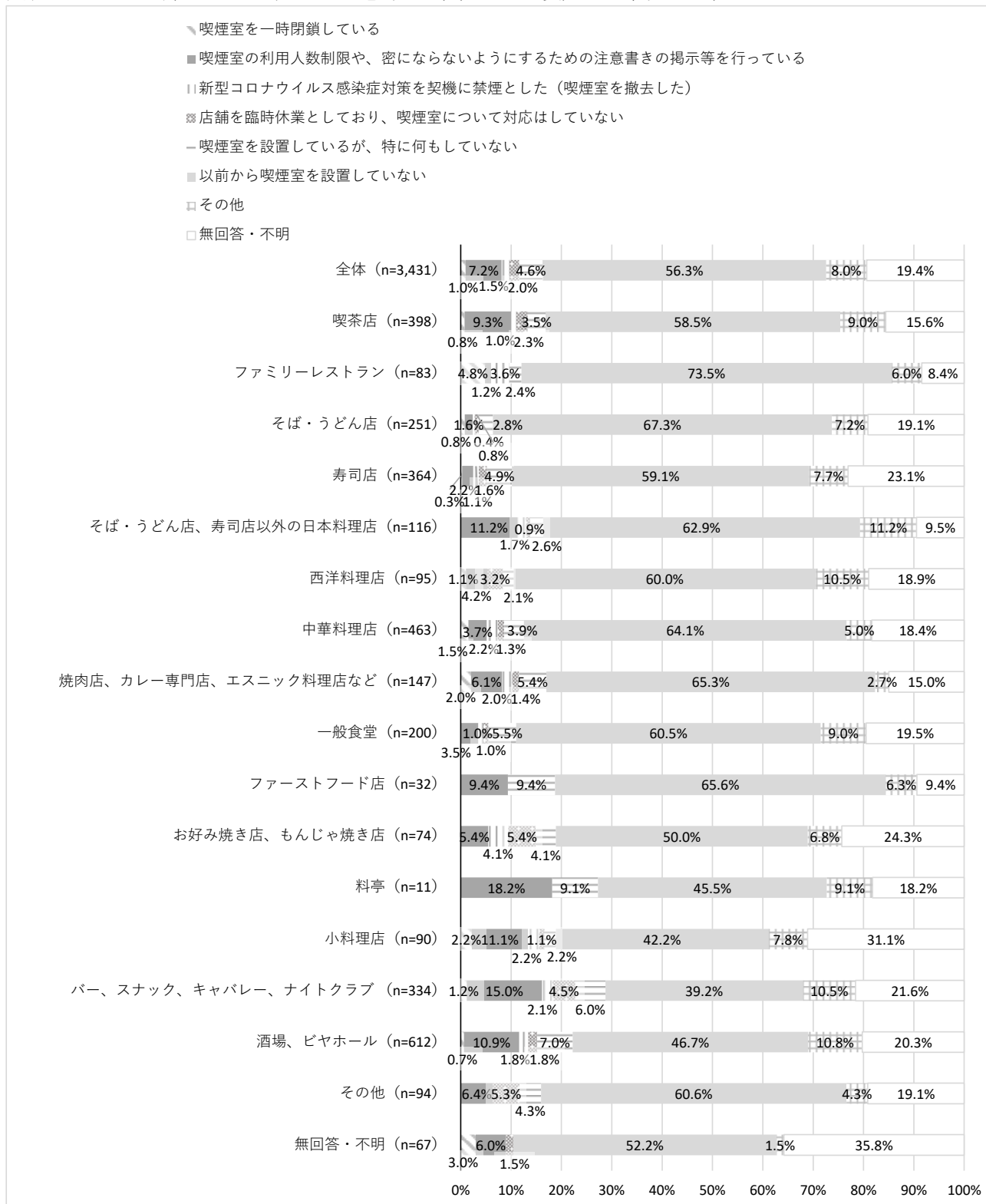
(6)新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと <問 22>

どの業種でも「以前から喫煙室を設置していない」が最も高い数値の項目となっている。特に、ファミリーレストランでは7割を超えている。

図表 3-3-6-1 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと

項目	喫煙室を一時間閉鎖している	書きの掲示等をすすめている注意	喫煙室の利用人数制限や、密に	撤去した(禁煙とした(喫煙室を	を契機に禁煙とした(喫煙室を	新型コロナウイルス感染症対策	店舗を臨時休業としており、喫	喫煙室を設置しているが、特に	以前から喫煙室を設置していない	その他	無回答・不明
全体 (n=3,431)	33 1.0%	246 7.2%	52 1.5%	68 2.0%	159 4.6%	1,932 56.3%	276 8.0%	665 19.4%			
喫茶店 (n=398)	3 0.8%	37 9.3%	4 1.0%	9 2.3%	14 3.5%	233 58.5%	36 9.0%	62 15.6%			
ファミリーレストラン (n=83)	4 4.8%	1 1.2%	3 3.6%	0 0.0%	2 2.4%	61 73.5%	5 6.0%	7 8.4%			
そば・うどん店 (n=251)	2 0.8%	4 1.6%	1 0.4%	2 0.8%	7 2.8%	169 67.3%	18 7.2%	48 19.1%			
寿司店 (n=364)	1 0.3%	8 2.2%	4 1.1%	6 1.6%	18 4.9%	215 59.1%	28 7.7%	84 23.1%			
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	0 0.0%	13 11.2%	2 1.7%	1 0.9%	3 2.6%	73 62.9%	13 11.2%	11 9.5%			
西洋料理店 (n=95)	1 1.1%	4 4.2%	0 0.0%	3 3.2%	2 2.1%	57 60.0%	10 10.5%	18 18.9%			
中華料理店 (n=463)	7 1.5%	17 3.7%	10 2.2%	6 1.3%	18 3.9%	297 64.1%	23 5.0%	85 18.4%			
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	3 2.0%	9 6.1%	3 2.0%	2 1.4%	8 5.4%	96 65.3%	4 2.7%	22 15.0%			
一般食堂 (n=200)	0 0.0%	7 3.5%	2 1.0%	2 1.0%	11 5.5%	121 60.5%	18 9.0%	39 19.5%			
ファーストフード店 (n=32)	0 0.0%	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.4%	21 65.6%	2 6.3%	3 9.4%			
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	0 0.0%	4 5.4%	3 4.1%	4 5.4%	3 4.1%	37 50.0%	5 6.8%	18 24.3%			
料亭 (n=11)	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	5 45.5%	1 9.1%	2 18.2%			
小料理店 (n=90)	2 2.2%	10 11.1%	2 2.2%	1 1.1%	2 2.2%	38 42.2%	7 7.8%	28 31.1%			
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	4 1.2%	50 15.0%	7 2.1%	15 4.5%	20 6.0%	131 39.2%	35 10.5%	72 21.6%			
酒場、ビヤホール (n=612)	4 0.7%	67 10.9%	11 1.8%	11 1.8%	43 7.0%	286 46.7%	66 10.8%	124 20.3%			
その他 (n=94)	0 0.0%	6 6.4%	0 0.0%	5 5.3%	4 4.3%	57 60.6%	4 4.3%	18 19.1%			
無回答・不明 (n=67)	2 3.0%	4 6.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	35 52.2%	1 1.5%	24 35.8%			

図表 3-3-6-2 新型コロナウイルス感染症対策として喫煙室に関して対応したこと



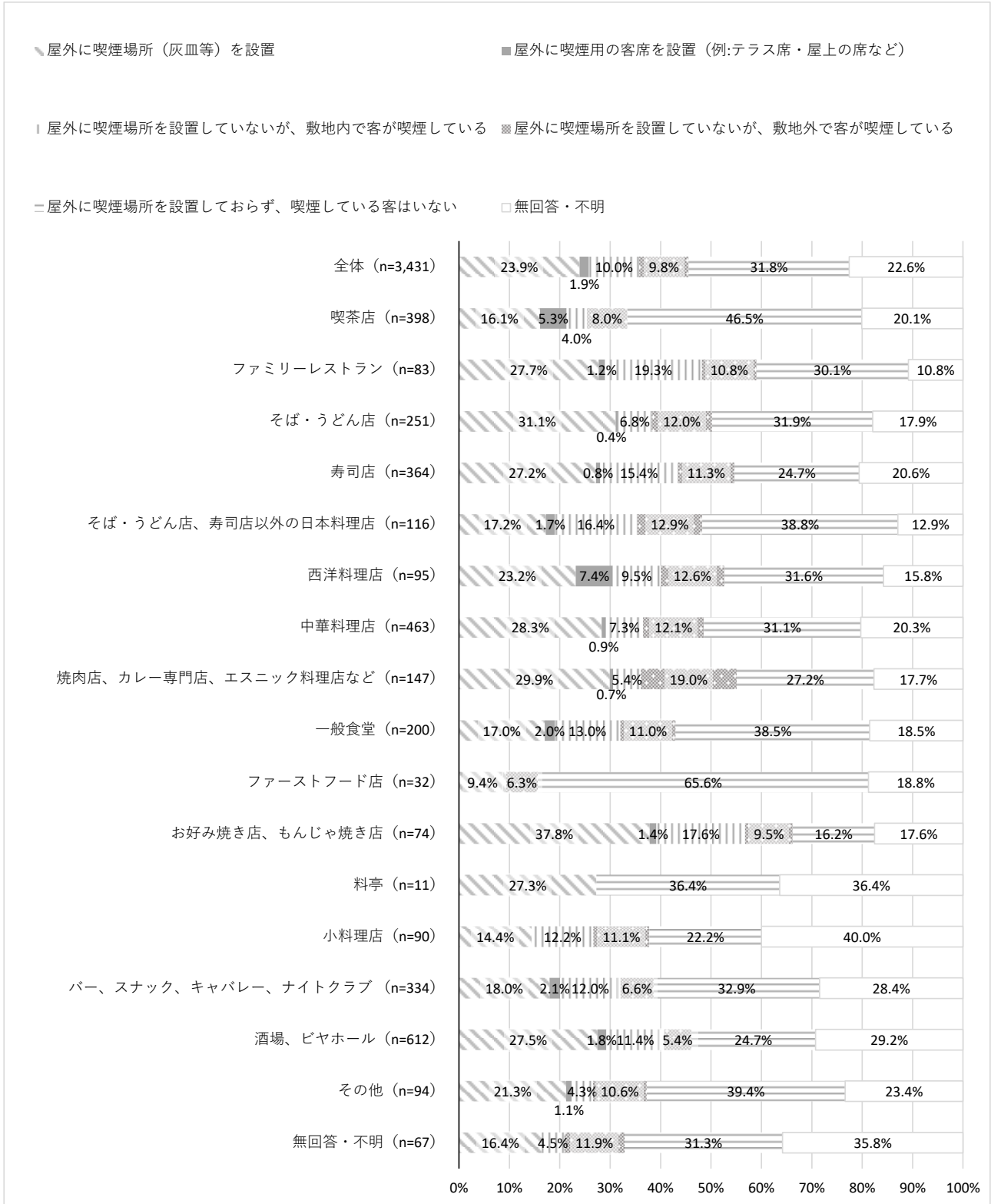
(7)屋外の喫煙場所等の状況について <問 23>

ほとんどの業種において、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」か「屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置」が最も高い数値の項目となっている。

図表 3-3-7-1 屋外の喫煙場所等の状況について

項目	屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置	屋外に喫煙用の客席を設置（例：テラス席・屋上の席など）	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明
全体 (n=3,431)	821 23.9%	64 1.9%	342 10.0%	337 9.8%	1,092 31.8%	775 22.6%
喫茶店 (n=398)	64 16.1%	21 5.3%	16 4.0%	32 8.0%	185 46.5%	80 20.1%
ファミリーレストラン (n=83)	23 27.7%	1 1.2%	16 19.3%	9 10.8%	25 30.1%	9 10.8%
そば・うどん店 (n=251)	78 31.1%	1 0.4%	17 6.8%	30 12.0%	80 31.9%	45 17.9%
寿司店 (n=364)	99 27.2%	3 0.8%	56 15.4%	41 11.3%	90 24.7%	75 20.6%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	20 17.2%	2 1.7%	19 16.4%	15 12.9%	45 38.8%	15 12.9%
西洋料理店 (n=95)	22 23.2%	7 7.4%	9 9.5%	12 12.6%	30 31.6%	15 15.8%
中華料理店 (n=463)	131 28.3%	4 0.9%	34 7.3%	56 12.1%	144 31.1%	94 20.3%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	44 29.9%	1 0.7%	8 5.4%	28 19.0%	40 27.2%	26 17.7%
一般食堂 (n=200)	34 17.0%	4 2.0%	26 13.0%	22 11.0%	77 38.5%	37 18.5%
ファーストフード店 (n=32)	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.3%	21 65.6%	6 18.8%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	28 37.8%	1 1.4%	13 17.6%	7 9.5%	12 16.2%	13 17.6%
料亭 (n=11)	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 36.4%	4 36.4%
小料理店 (n=90)	13 14.4%	0 0.0%	11 12.2%	10 11.1%	20 22.2%	36 40.0%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	60 18.0%	7 2.1%	40 12.0%	22 6.6%	110 32.9%	95 28.4%
酒場、ビヤホール (n=612)	168 27.5%	11 1.8%	70 11.4%	33 5.4%	151 24.7%	179 29.2%
その他 (n=94)	20 21.3%	1 1.1%	4 4.3%	10 10.6%	37 39.4%	22 23.4%
無回答・不明 (n=67)	11 16.4%	0 0.0%	3 4.5%	8 11.9%	21 31.3%	24 35.8%

図表 3-3-7-2 屋外の喫煙場所等の状況について



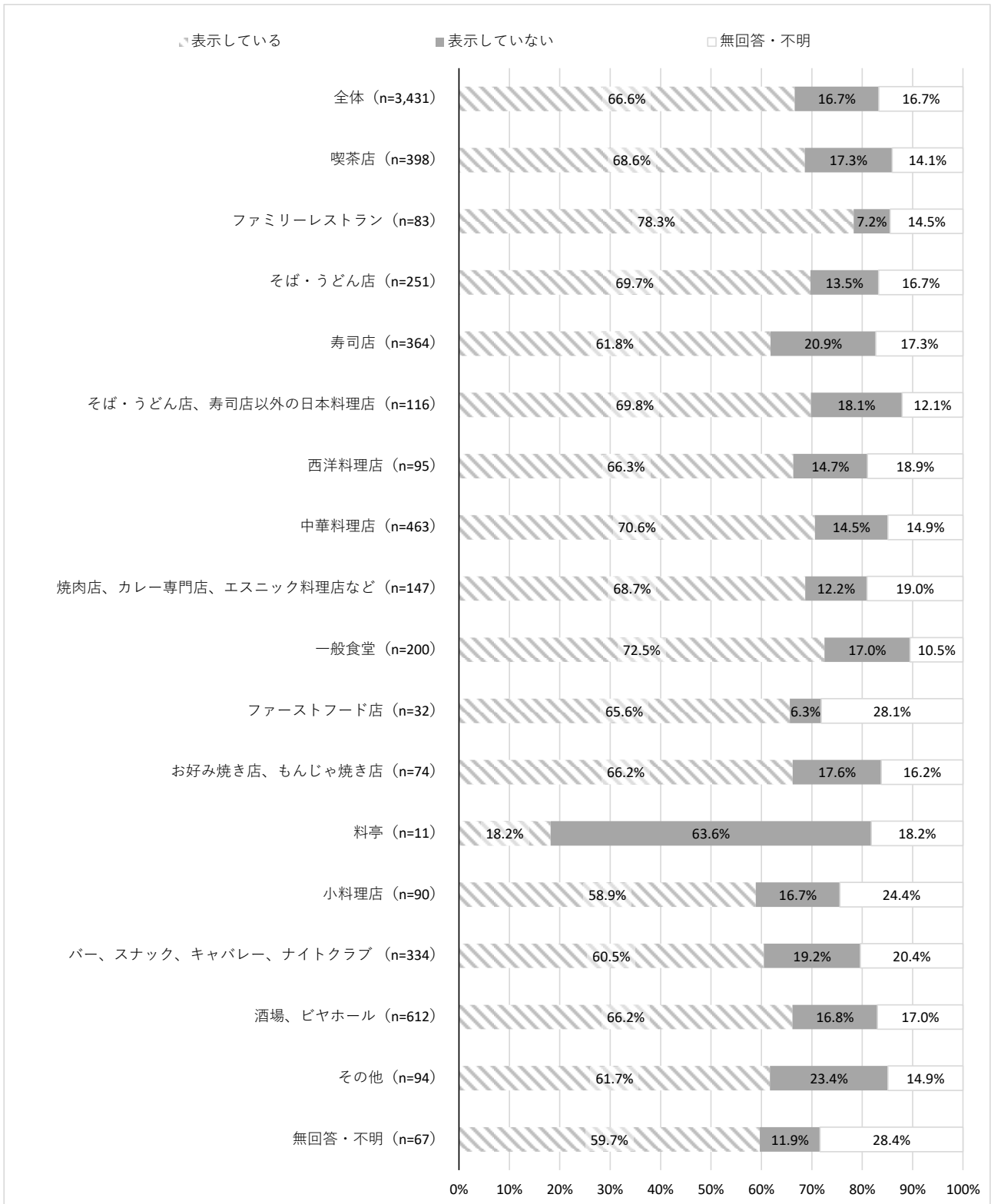
(8)店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について <問 24>

「表示していない」が他の業種と比べて、料亭は63.6%と高い。ほとんどの業種は、約6割から7割で「表示している」と回答しており、特にファミリーレストランでは78.3%と最も高い。

図表 3-3-8-1 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について

項目	表示して いる	表示して いない	無回答・ 不明
全体 (n=3,431)	2,285 66.6%	573 16.7%	573 16.7%
喫茶店 (n=398)	273 68.6%	69 17.3%	56 14.1%
ファミリーレストラン (n=83)	65 78.3%	6 7.2%	12 14.5%
そば・うどん店 (n=251)	175 69.7%	34 13.5%	42 16.7%
寿司店 (n=364)	225 61.8%	76 20.9%	63 17.3%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=116)	81 69.8%	21 18.1%	14 12.1%
西洋料理店 (n=95)	63 66.3%	14 14.7%	18 18.9%
中華料理店 (n=463)	327 70.6%	67 14.5%	69 14.9%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=147)	101 68.7%	18 12.2%	28 19.0%
一般食堂 (n=200)	145 72.5%	34 17.0%	21 10.5%
ファーストフード店 (n=32)	21 65.6%	2 6.3%	9 28.1%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=74)	49 66.2%	13 17.6%	12 16.2%
料亭 (n=11)	2 18.2%	7 63.6%	2 18.2%
小料理店 (n=90)	53 58.9%	15 16.7%	22 24.4%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=334)	202 60.5%	64 19.2%	68 20.4%
酒場、ビヤホール (n=612)	405 66.2%	103 16.8%	104 17.0%
その他 (n=94)	58 61.7%	22 23.4%	14 14.9%
無回答・不明 (n=67)	40 59.7%	8 11.9%	19 28.4%

図表 3-3-8-2 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について



(9)表示していない理由(複数回答) <問 25>

ほとんどの業種において、「表示が義務化されていることを知らなかったため」か「表示しなくてもトラブルがないため」が最も多い項目となっている。

図表 3-3-9-1 表示していない理由 (複数回答)

項目	表示が義務化されていることを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	どんな表示にしてもいいかわからないため	ステッカー等を持っていないため／作っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
全体	220	123	237	56	120	28	111	87	33
喫茶店	24	14	22	4	11	6	19	19	5
ファミリーレストラン	0	0	1	0	1	0	2	4	0
そば・うどん店	15	7	11	2	6	1	8	4	3
寿司店	29	20	34	4	16	4	11	6	4
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	9	3	11	1	6	1	5	4	2
西洋料理店	8	4	5	2	4	2	7	3	1
中華料理店	30	13	31	10	10	3	10	9	2
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	9	3	8	3	4	0	1	4	0
一般食堂	8	8	14	6	4	1	11	7	1
ファーストフード店	1	0	1	0	2	0	0	0	0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	6	3	5	2	4	0	1	2	0
料亭	3	2	7	1	1	2	2	0	0
小料理店	5	3	9	2	3	2	1	3	1
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	24	15	24	6	15	2	7	7	5
酒場、ピヤホール	42	21	40	10	27	3	19	10	7
その他	5	5	8	2	5	1	5	5	1
無回答・不明	2	2	6	1	1	0	2	0	1

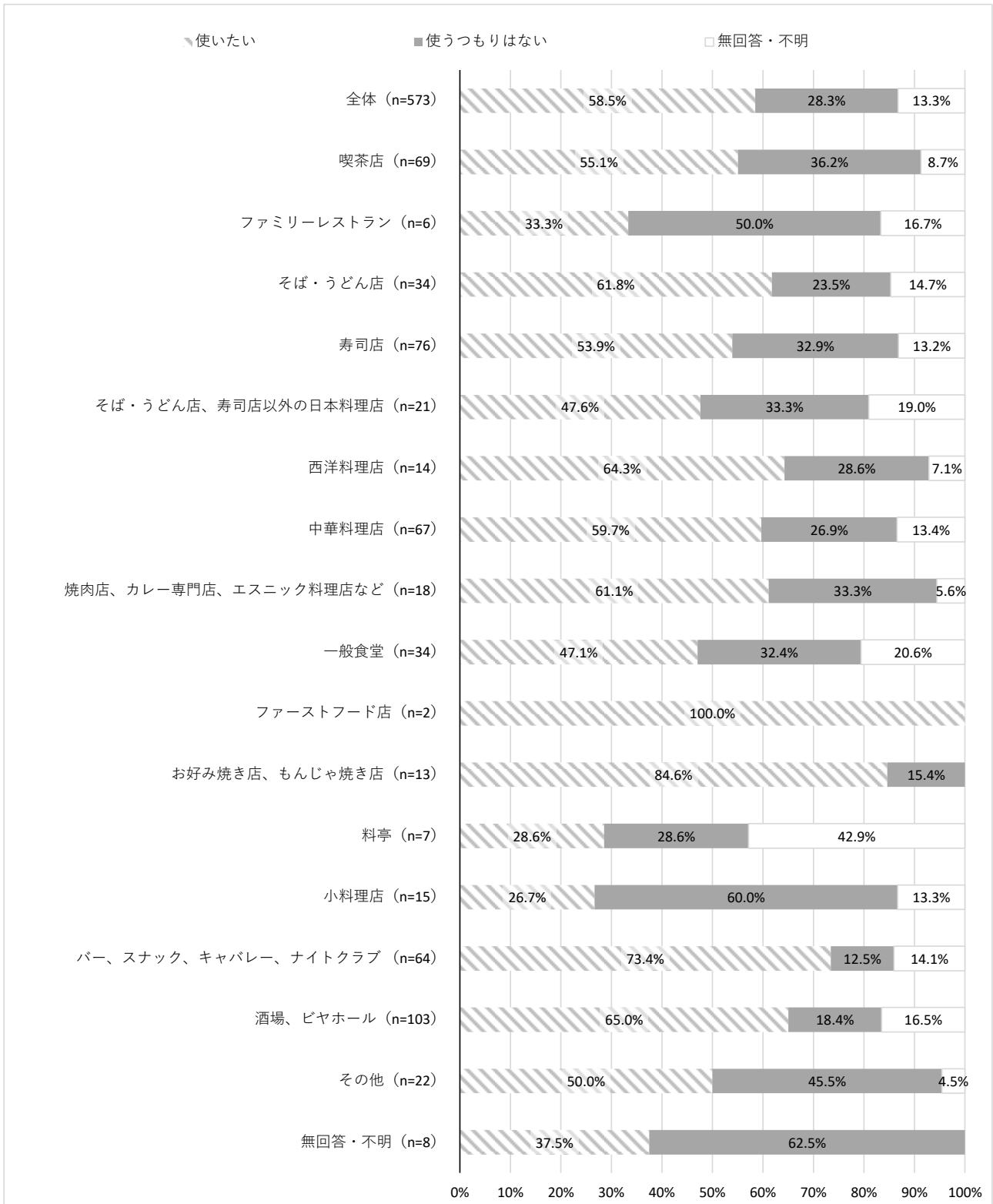
(10)店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問 26>

問 24 で表示していないと回答した店で、店頭ステッカーの利用希望については、「使いたい」はそば・うどん店、西洋料理店、焼肉店・カレー専門店・エスニック料理店など、お好み焼き店・もんじゃ焼き店、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ、酒場・ビヤホールで6割から8割となっており、比較的高くなっている。「小料理店」は、「使うつもりはない」が60.0%と他の業種に比べて高い。

図表 3-3-10-1 店頭掲示用のステッカーの利用希望

項目	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明
全体 (n=573)	335 58.5%	162 28.3%	76 13.3%
喫茶店 (n=69)	38 55.1%	25 36.2%	6 8.7%
ファミリーレストラン (n=6)	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%
そば・うどん店 (n=34)	21 61.8%	8 23.5%	5 14.7%
寿司店 (n=76)	41 53.9%	25 32.9%	10 13.2%
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店 (n=21)	10 47.6%	7 33.3%	4 19.0%
西洋料理店 (n=14)	9 64.3%	4 28.6%	1 7.1%
中華料理店 (n=67)	40 59.7%	18 26.9%	9 13.4%
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など (n=18)	11 61.1%	6 33.3%	1 5.6%
一般食堂 (n=34)	16 47.1%	11 32.4%	7 20.6%
ファーストフード店 (n=2)	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
お好み焼き店、もんじゃ焼き店 (n=13)	11 84.6%	2 15.4%	0 0.0%
料亭 (n=7)	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%
小料理店 (n=15)	4 26.7%	9 60.0%	2 13.3%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ (n=64)	47 73.4%	8 12.5%	9 14.1%
酒場、ビヤホール (n=103)	67 65.0%	19 18.4%	17 16.5%
その他 (n=22)	11 50.0%	10 45.5%	1 4.5%
無回答・不明 (n=8)	3 37.5%	5 62.5%	0 0.0%

図表 3-3-10-2 店頭掲示用のステッカーの利用希望



4. 東京都への要望について

(1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答) <問 27>

多くの業種において、「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」か「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」が最も多い項目となっている。

一般食堂では、「受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい」が最も多い項目となっている。

図表 3-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望 (複数回答)

項目	新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい	受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい	団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい	行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	その他	特になし	無回答・不明
全体	558	660	263	492	821	493	729	138	799	477
喫茶店	55	82	22	52	93	60	87	27	101	44
ファミリーレストラン	16	17	9	19	13	15	18	1	27	6
そば・うどん店	39	66	20	29	70	44	27	9	57	31
寿司店	62	84	41	58	96	72	86	11	76	51
そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	20	24	7	14	24	29	21	7	33	13
西洋料理店	16	17	6	12	18	15	22	4	23	10
中華料理店	69	94	34	47	115	54	86	18	115	66
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	25	32	10	29	33	26	30	7	28	23
一般食堂	26	48	12	23	45	30	40	11	52	22
ファーストフード店	5	6	1	4	7	5	9	3	6	4
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	20	21	7	10	22	16	20	1	13	8
料亭	2	1	2	2	1	1	1	0	2	4
小料理店	18	13	6	16	16	11	21	1	22	15
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	63	53	32	61	93	36	86	11	61	53
酒場、ビヤホール	103	76	47	99	140	54	143	21	140	91
その他	14	15	5	11	22	18	19	5	29	14
無回答・不明	5	11	2	6	13	7	13	1	14	22

第4部 元年度調査との比較

1. 回答者の属性

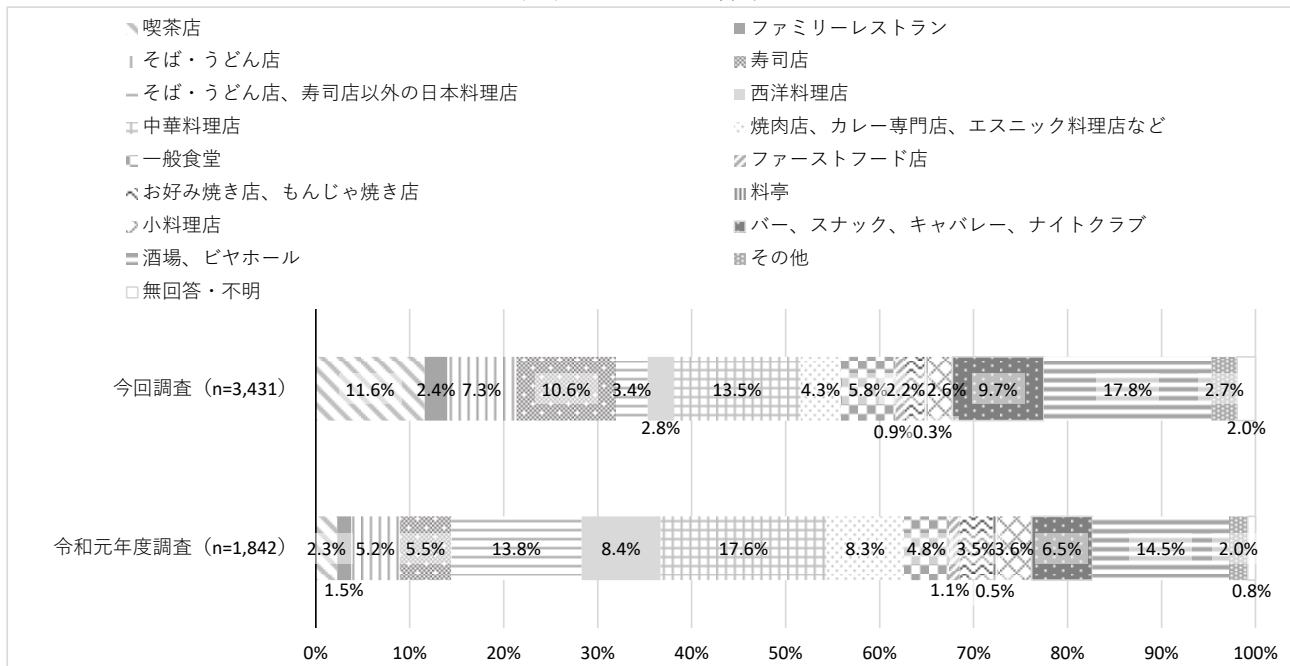
(1)業種 <問1>

元年度調査では、中華料理店が17.6%と最も多かったが、今回調査では、酒場・ビヤホールが17.8%と最も多い結果となった。

図表 4-1-1-1 業種

項目	喫茶店	ファミリーレストラン	そば・うどん店	寿司店	そば・うどん店、寿司店以外の日本料理店	西洋料理店	中華料理店	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	一般食堂	ファーストフード店	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	料亭	小料理店	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	酒場、ビヤホール	その他	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	398 11.6%	83 2.4%	251 7.3%	364 10.6%	116 3.4%	95 2.8%	463 13.5%	147 4.3%	200 5.8%	32 0.9%	74 2.2%	11 0.3%	90 2.6%	334 9.7%	612 17.8%	94 2.7%	67 2.0%
令和元年度調査 (n=1,842)	42 2.3%	27 1.5%	96 5.2%	101 5.5%	255 13.8%	155 8.4%	325 17.6%	152 8.3%	88 4.8%	21 1.1%	65 3.5%	9 0.5%	67 3.6%	119 6.5%	268 14.5%	37 2.0%	15 0.8%

図表 4-1-1-2 業種



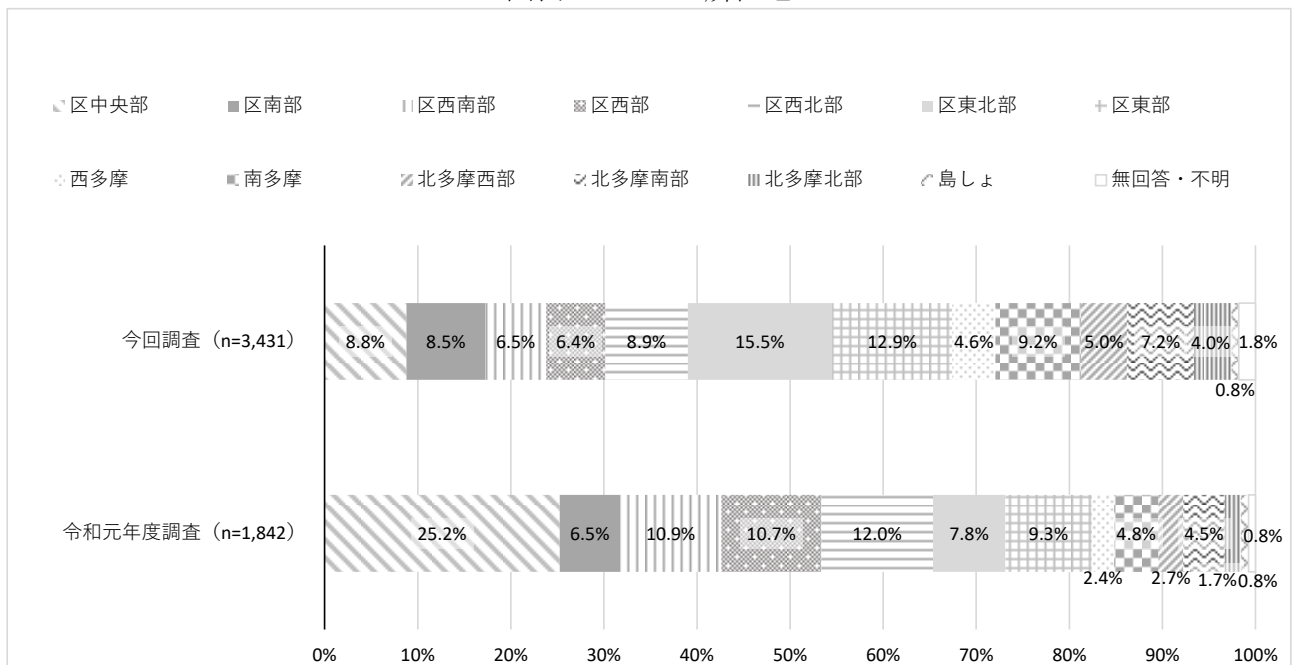
(2)所在地 <問2>

元年度調査では「区中央部」が25.2%と最も多かったが、今回調査では「区東北部」が15.5%と最も多い結果となった。

図表 4-1-2-1 所在地

項目	区中央部	区南部	区西南部	区西部	区西北部	区東北部	区東部	西多摩	南多摩	北多摩西部	北多摩南部	北多摩北部	島しょ	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	302 8.8%	291 8.5%	224 6.5%	218 6.4%	304 8.9%	531 15.5%	444 12.9%	158 4.6%	316 9.2%	170 5.0%	247 7.2%	138 4.0%	26 0.8%	62 1.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	465 25.2%	120 6.5%	200 10.9%	198 10.7%	221 12.0%	143 7.8%	171 9.3%	44 2.4%	88 4.8%	49 2.7%	82 4.5%	32 1.7%	15 0.8%	14 0.8%

図表 4-1-2-2 所在地



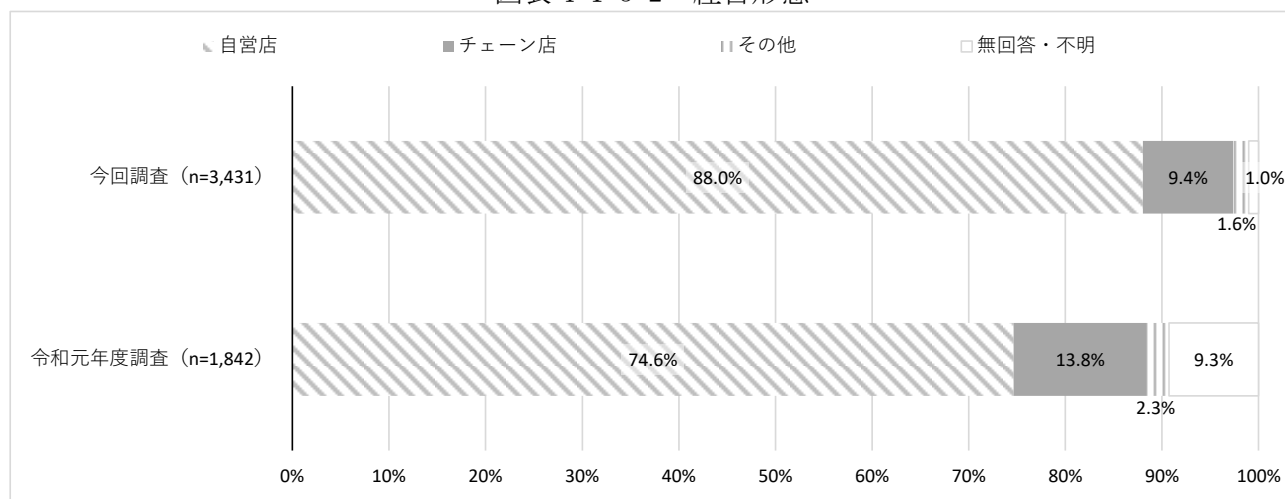
(3)経営形態 <問3>

元年度調査と同様に今回調査でも「自営店」の割合が最も多かった。

図表 4-1-3-1 経営形態

項目	自営店	チェーン店	その他	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	3,020	321	55	35
	88.0%	9.4%	1.6%	1.0%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,375	254	42	171
	74.6%	13.8%	2.3%	9.3%

図表 4-1-3-2 経営形態



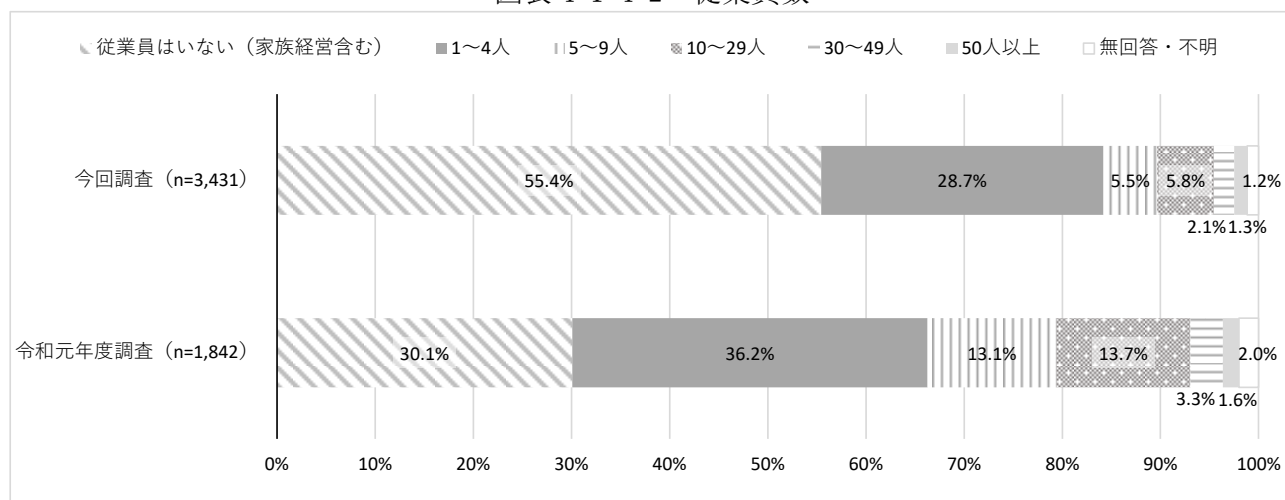
(4)従業員数 <問4>

元年度調査では、従業員数は「1～4人」が36.2%と最も多かったが、今回調査では、「従業員がいない（家族経営含む）」が55.4%と最も多い結果となった。

図表 4-1-4-1 従業員数

項目	従業員は いない (家族経 営含む)	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	無回答・ 不明
今回調査 (n=3,431)	1,902 55.4%	986 28.7%	188 5.5%	199 5.8%	71 2.1%	45 1.3%	40 1.2%
令和元年度調査 (n=1,842)	554 30.1%	667 36.2%	241 13.1%	252 13.7%	61 3.3%	30 1.6%	37 2.0%

図表 4-1-4-2 従業員数



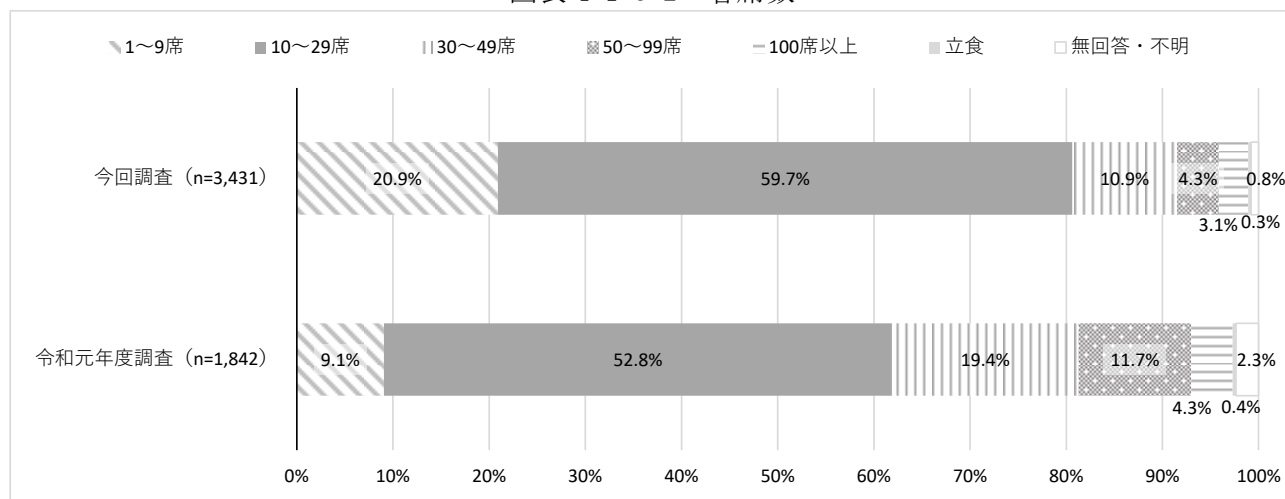
(5)客席数 <問5>

元年度調査と同様に今回調査でも「10～29席」の割合が最も多かった。

図表 4-1-5-1 客席数

項目	1～9席	10～29席	30～49席	50～99席	100席以上	立食	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	718 20.9%	2,049 59.7%	373 10.9%	149 4.3%	105 3.1%	10 0.3%	27 0.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	167 9.1%	973 52.8%	357 19.4%	216 11.7%	79 4.3%	7 0.4%	43 2.3%

図表 4-1-5-2 客席数



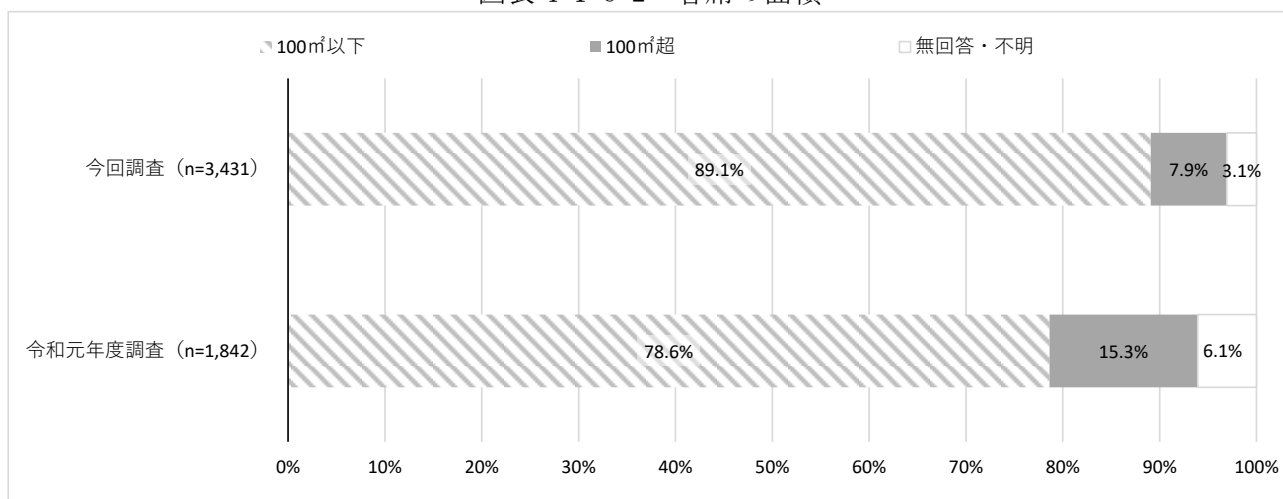
(6)客席の面積 <問6>

「100 m²以下」のお店が元年度調査は 78.6%であったが、今回調査では 89.1%であった。

図表 4-1-6-1 客席の面積

項目	100m ² 以下	100m ² 超	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	3,056	270	105
	89.1%	7.9%	3.1%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,448	282	112
	78.6%	15.3%	6.1%

図表 4-1-6-2 客席の面積



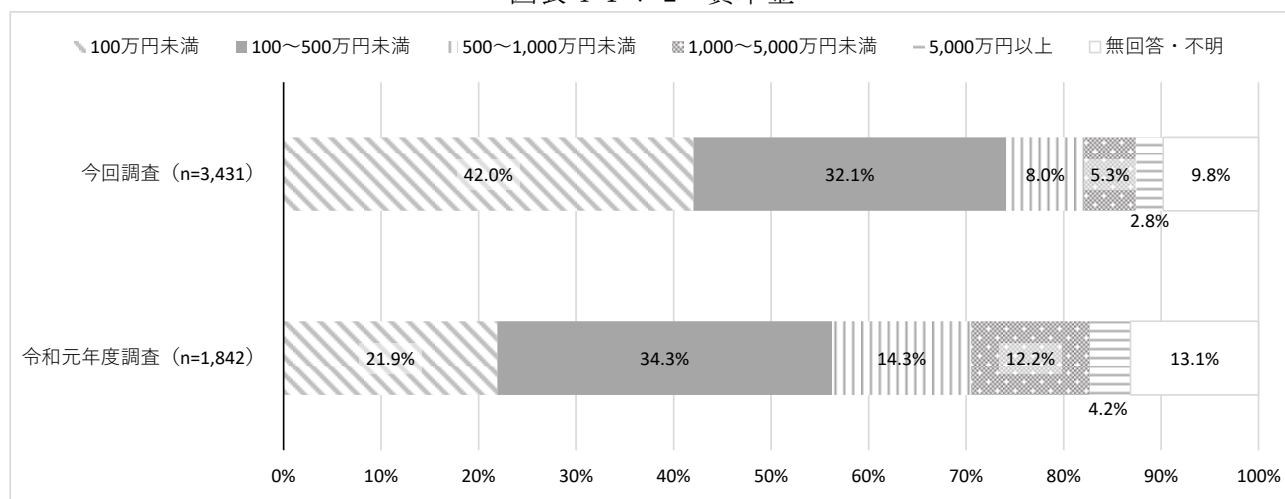
(7) 資本金 <問7>

元年度調査では、「100～500万円未満」が34.3%と最も多かったが、今回調査では、「100万円未満」が42.0%と最も多い結果となった。

図表 4-1-7-1 資本金

項目	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円以上	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	1,442 42.0%	1,101 32.1%	274 8.0%	182 5.3%	96 2.8%	336 9.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	404 21.9%	632 34.3%	263 14.3%	224 12.2%	77 4.2%	242 13.1%

図表 4-1-7-2 資本金



2. 受動喫煙に関する制度について

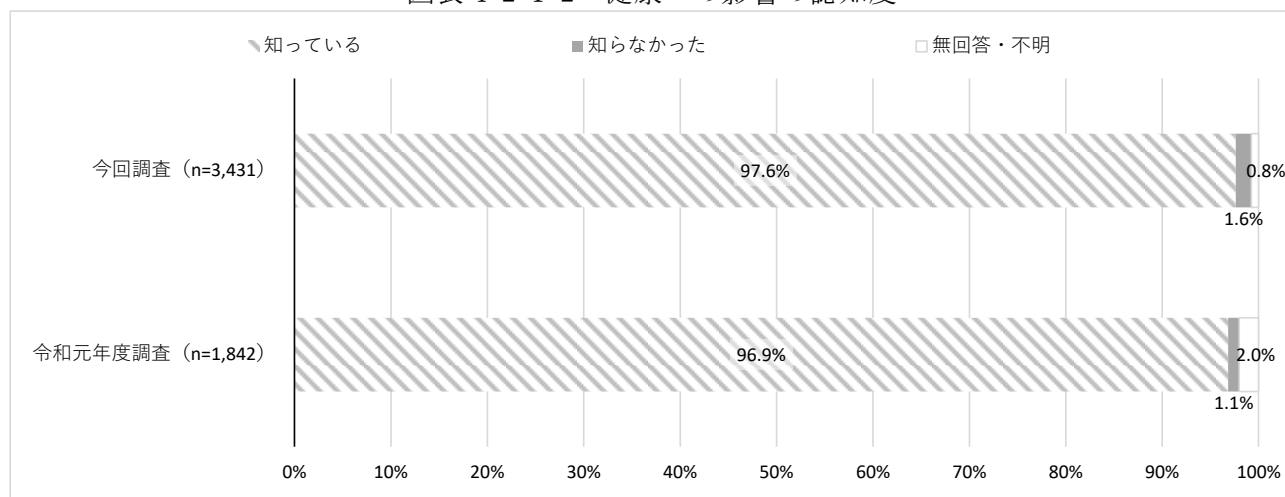
(1)健康への影響の認知度 <問8>

今回調査も、受動喫煙の健康影響について「知っている」が9割を超えており、元年度調査と同様の傾向がみられた。

図表 4-2-1-1 健康への影響の認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	3,350	55	26
	97.6%	1.6%	0.8%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,784	21	37
	96.9%	1.1%	2.0%

図表 4-2-1-2 健康への影響の認知度



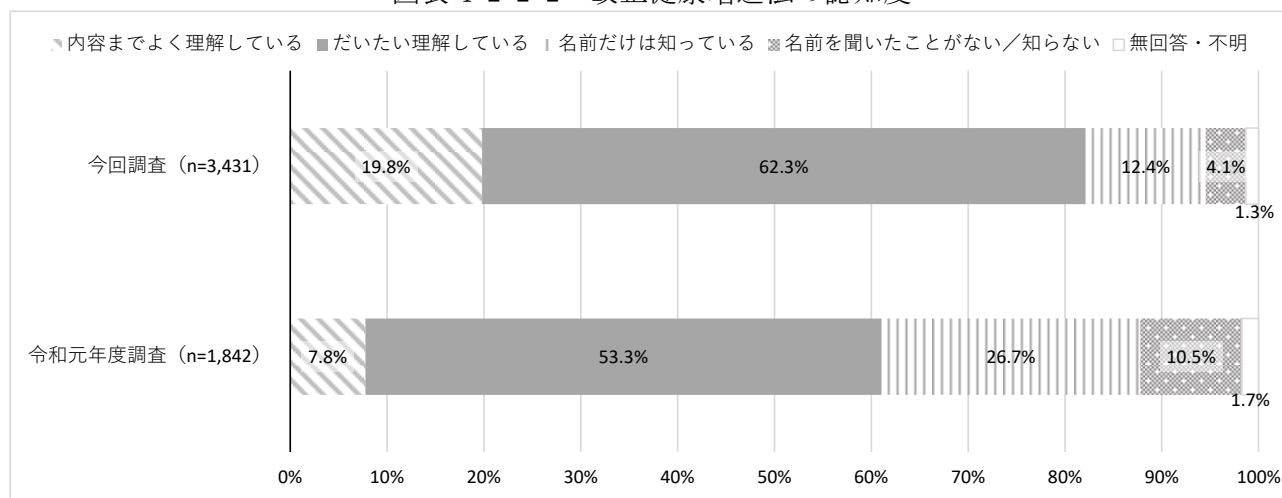
(2)改正健康増進法の認知度 <問9>

改正健康法の認知度については、「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計が元年度調査では 87.8%であったのに対して、今回調査は 94.5%と認知度が増加していることが分かる。

図表 4-2-2-1 改正健康増進法の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	680 19.8%	2,138 62.3%	426 12.4%	142 4.1%	45 1.3%
令和元年度調査 (n=1,842)	143 7.8%	982 53.3%	492 26.7%	193 10.5%	32 1.7%

図表 4-2-2-2 改正健康増進法の認知度



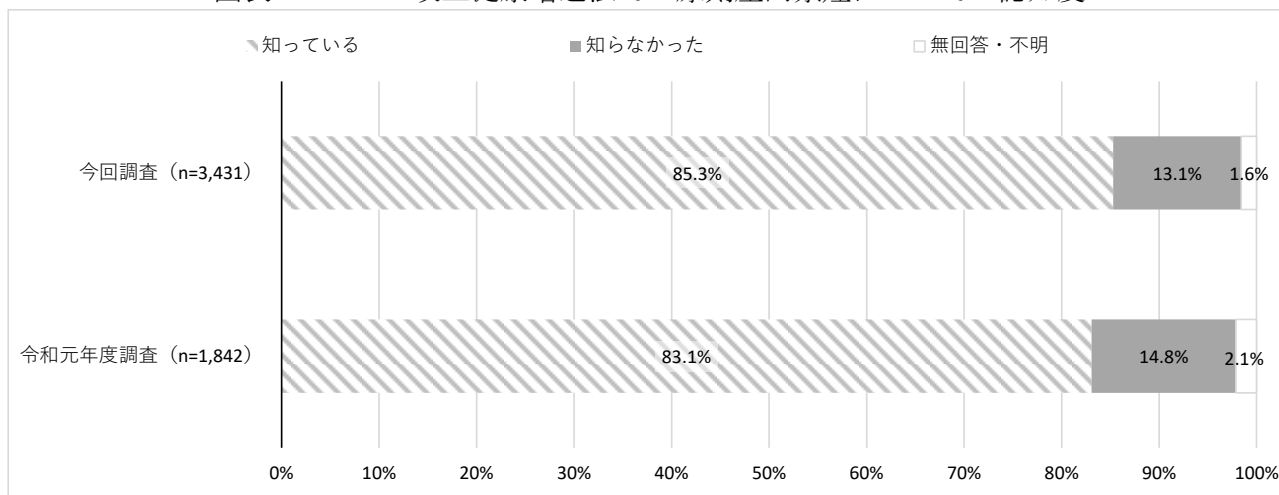
(3)改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>

改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度は、元年度調査と今回調査でそれほど大きな差は見られなかったが、元年度調査より今回調査の方が「知っている」が2.2%増加している。

図表 4-2-3-1 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	2,926 85.3%	451 13.1%	54 1.6%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,530 83.1%	273 14.8%	39 2.1%

図表 4-2-3-2 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



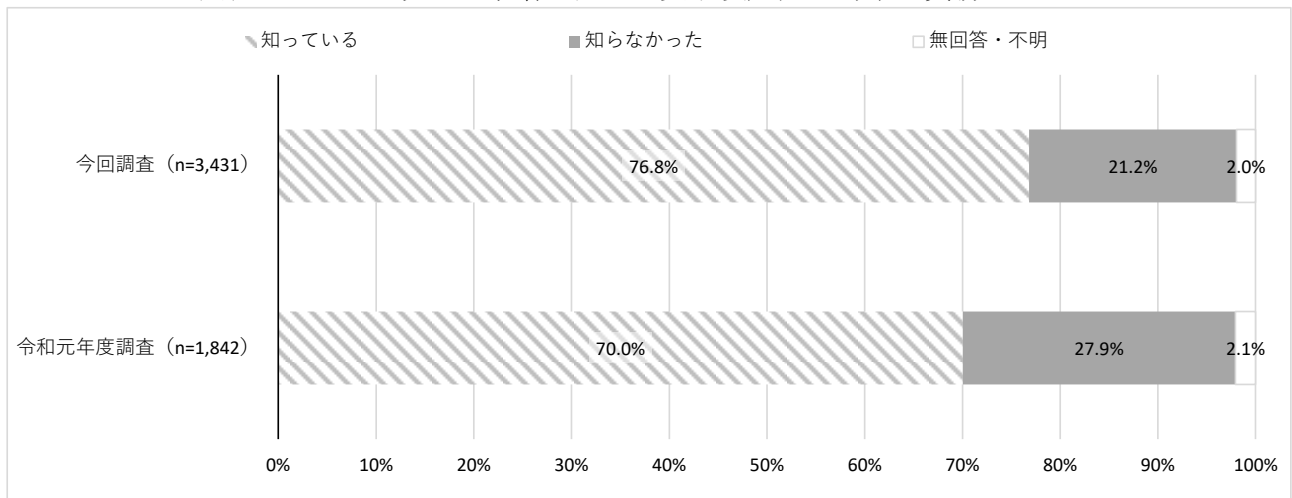
(4)改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 12>

改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務については、「知っている」の割合が元年度調査の70.0%と比較して、今回調査が76.8%と認知度が高まっている。

図表 4-2-4-1 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	2,636 76.8%	728 21.2%	67 2.0%
令和元年度調査 (n=1,842)	1,290 70.0%	514 27.9%	38 2.1%

図表 4-2-4-2 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



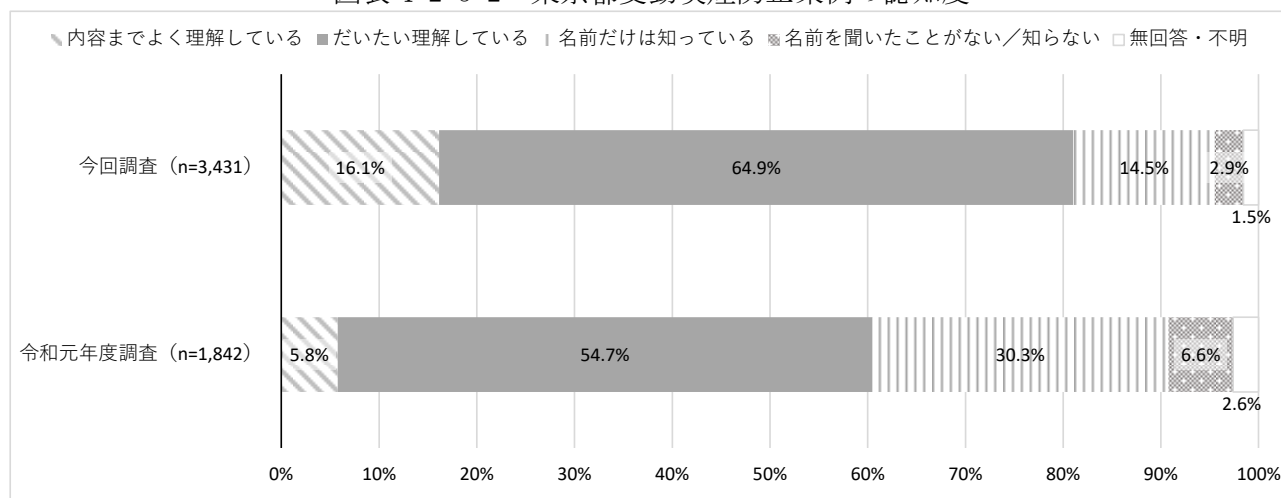
(5)東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>

東京都受動喫煙防止条例の認知度については、「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計が、元年度調査は90.8%であったのに対して今回調査は、95.5%と認知度が高まっている。

図表 4-2-5-1 東京都受動喫煙防止条例の認知度

項目	内容までよく理解している	だいたい理解している	名前だけは知っている	名前を聞いたことがない／知らない	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	554	2,227	496	101	53
	16.1%	64.9%	14.5%	2.9%	1.5%
令和元年度調査 (n=1,842)	106	1,008	558	122	48
	5.8%	54.7%	30.3%	6.6%	2.6%

図表 4-2-5-2 東京都受動喫煙防止条例の認知度



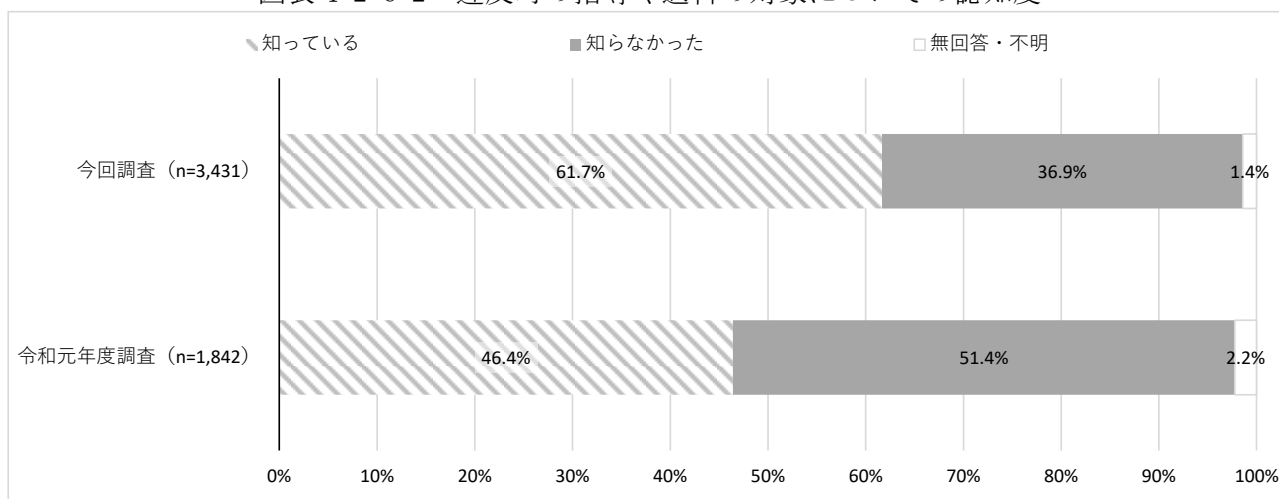
(6)違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>

違反時の指導や過料の対象についての認知度については、元年度調査は「知っている」の割合が46.4%と半数を下回っていたのに対し、今回調査は61.7%と6割を超えている。

図表 4-2-6-1 違反時の指導や過料の対象についての認知度

項目	知っている	知らなかった	無回答・不明
今回調査 (n=3,431)	2,116 61.7%	1,266 36.9%	49 1.4%
令和元年度調査 (n=1,842)	855 46.4%	946 51.4%	41 2.2%

図表 4-2-6-2 違反時の指導や過料の対象についての認知度



(7)受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答) <問 16>

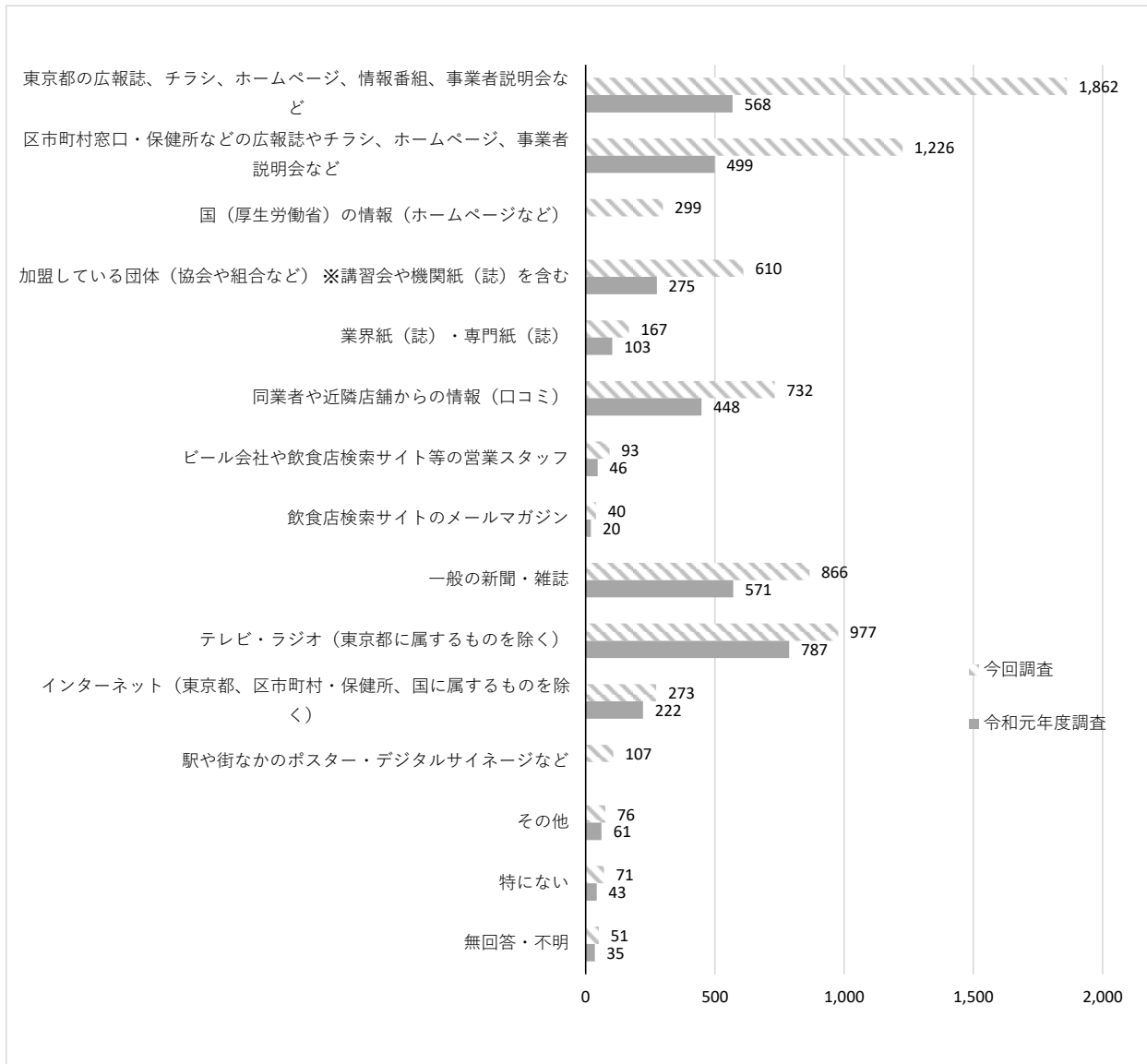
受動喫煙に関する情報の入手方法については、元年度調査では「テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)」による入手方法が787件と最も多かったが、今回調査では「東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など」が1,862件と最も多い結果となった。

図表 4-2-7-1 受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答)

項目	東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	加盟している団体(協会や組合など)※講習会や機関紙(誌)を含む	業界紙(誌)・専門紙(誌)	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	飲食店検索サイトのメールマガジン	一般の新聞・雑誌	テレビ・ラジオ(東京都に属するものを除く)	インターネット(東京都、区市町村・保健所、国に属するものを除く)	駅や街なかのポスター・デジタルサイネージなど	その他	特にない	無回答・不明
今回調査	1,862	1,226	299	610	167	732	93	40	866	977	273	107	76	71	51
令和元年度調査	568	499	0	275	103	448	46	20	571	787	222	0	61	43	35

注)「国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)」、「駅や街なかのポスター・デジタルサイネージなど」の選択肢は「今回調査」から

図表 4-2-7-2 受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答)



3. 現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策について

(1)屋外の喫煙場所等の状況について <問 23>

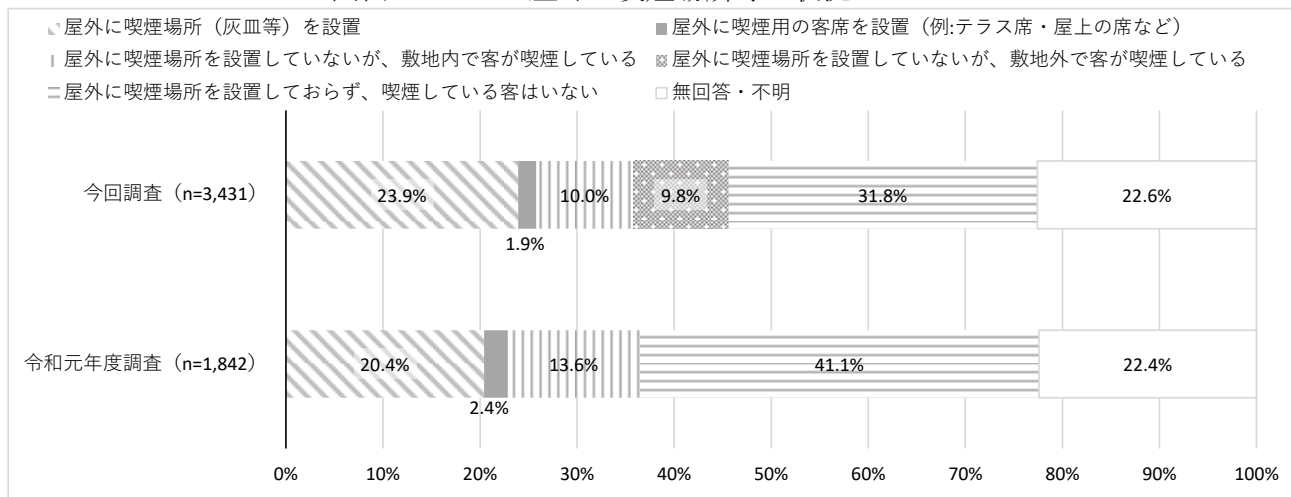
屋外の喫煙場所等の状況については、選択肢が元年度調査と今回調査で若干異なるが、比較できる「屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置」では、元年度調査は20.4%であったのに対し、今回調査は23.9%と高くなっている。

図表 4-3-1-1 屋外の喫煙場所等の状況について

項目	屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置	屋外に喫煙用の客席を設置（例:テラス席・屋上の席など）	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地で客が喫煙している	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	無回答・不明
今回調査（n=3,431）	821 23.9%	64 1.9%	342 10.0%	337 9.8%	1,092 31.8%	775 22.6%
令和元年度調査（n=1,842）	376 20.4%	45 2.4%	251 13.6%	0 0.0%	757 41.1%	413 22.4%

注)「令和元年度調査」の「屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している」の251件は「屋外に喫煙場所を設置していないが、客が喫煙している」という選択肢となっている。また、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」の757件は「屋外の喫煙場所はない」という選択肢である。

図表 4-3-1-2 屋外の喫煙場所等の状況について



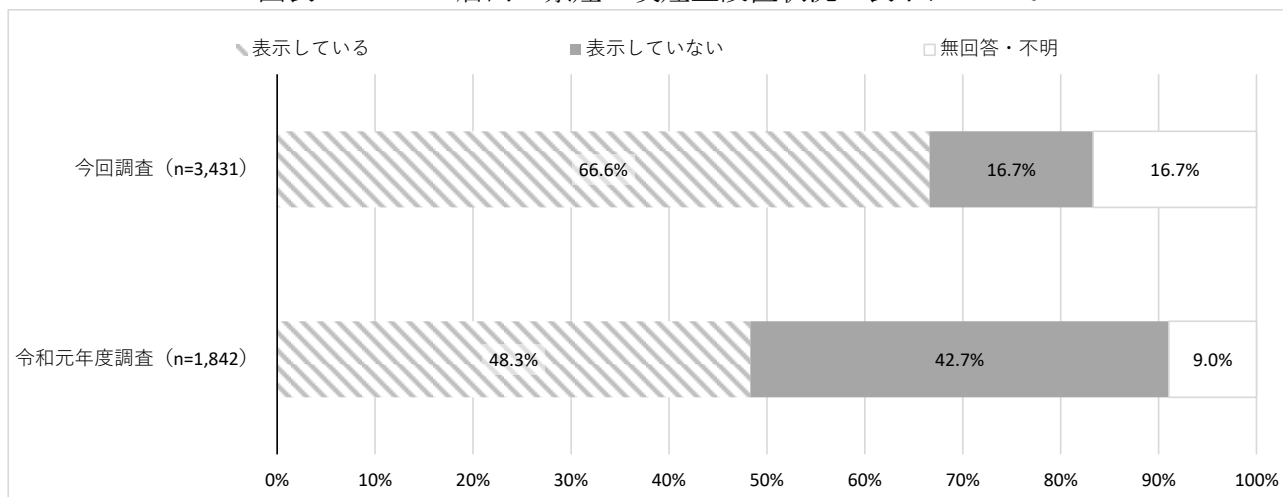
(2) 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について<問 24>

店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示については、「表示している」の割合は、元年度調査は48.3%と半数を下回っていたのに対して今回調査は、66.6%と6割を超え表示している割合が増加した。

図表 4-3-2-1 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について

項目	表示して いる	表示して いない	無回答・ 不明
今回調査 (n=3,431)	2,285 66.6%	573 16.7%	573 16.7%
令和元年度調査 (n=1,842)	890 48.3%	787 42.7%	165 9.0%

図表 4-3-2-2 店内の禁煙・喫煙室設置状況の表示について



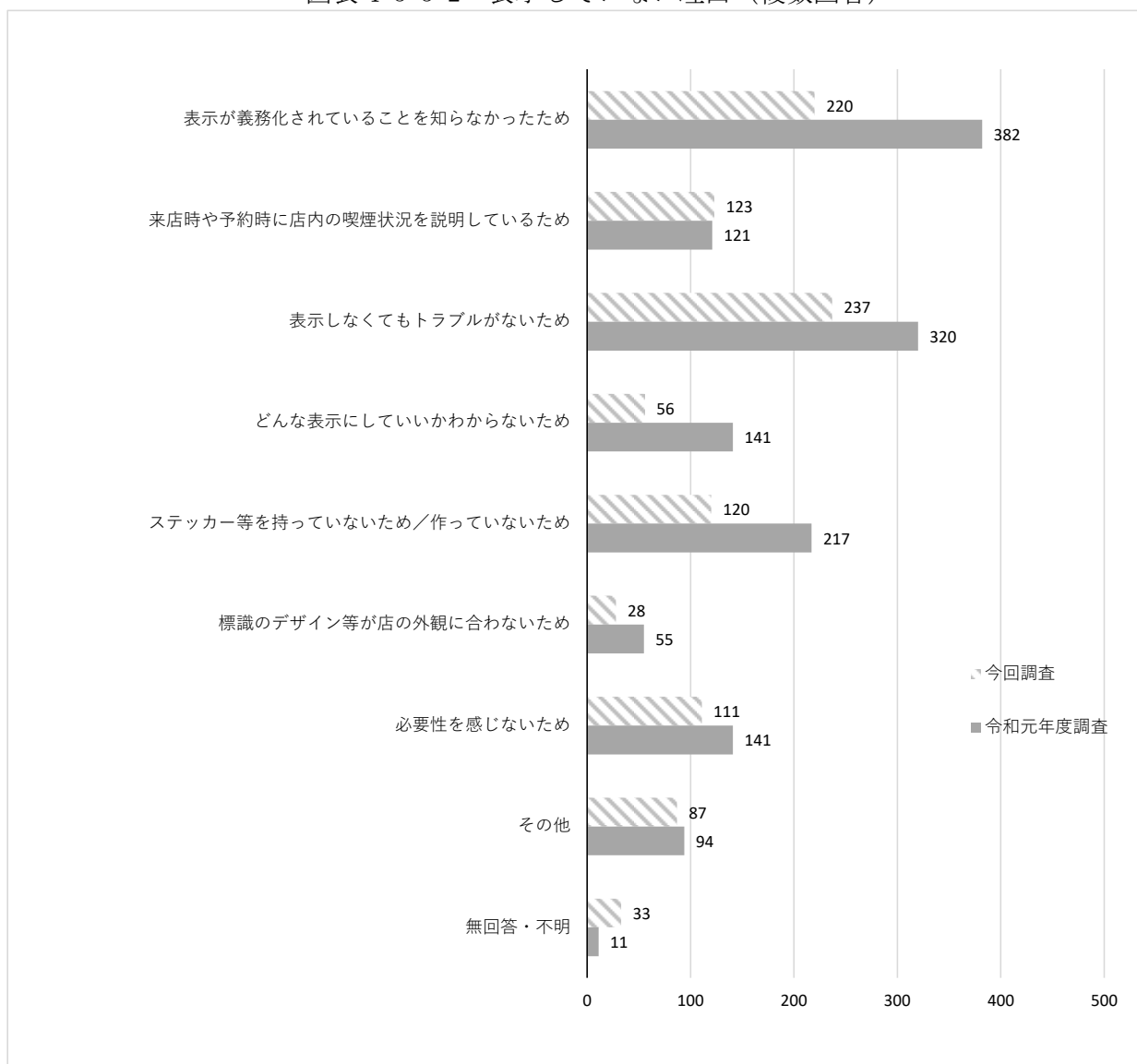
(3)表示していない理由(複数回答) <問 25>

問 24 で表示していないと回答した店で、表示していない理由については、元年度調査は「表示が義務化されていることを知らなかったため」が 382 件と最も多かったのに対して、今回調査は「表示しなくてもトラブルがないため」が 237 件と最も多い結果となった。

図表 4-3-3-1 表示していない理由 (複数回答)

項目	表示が義務化されていることを知らなかったため	来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	表示しなくてもトラブルがないため	どんな表示にしていかわからないため	ステッカー等を持っていないため/作っていないため	標識のデザイン等が店の外観に合わないため	必要性を感じないため	その他	無回答・不明
今回調査	220	123	237	56	120	28	111	87	33
令和元年度調査	382	121	320	141	217	55	141	94	11

図表 4-3-3-2 表示していない理由 (複数回答)



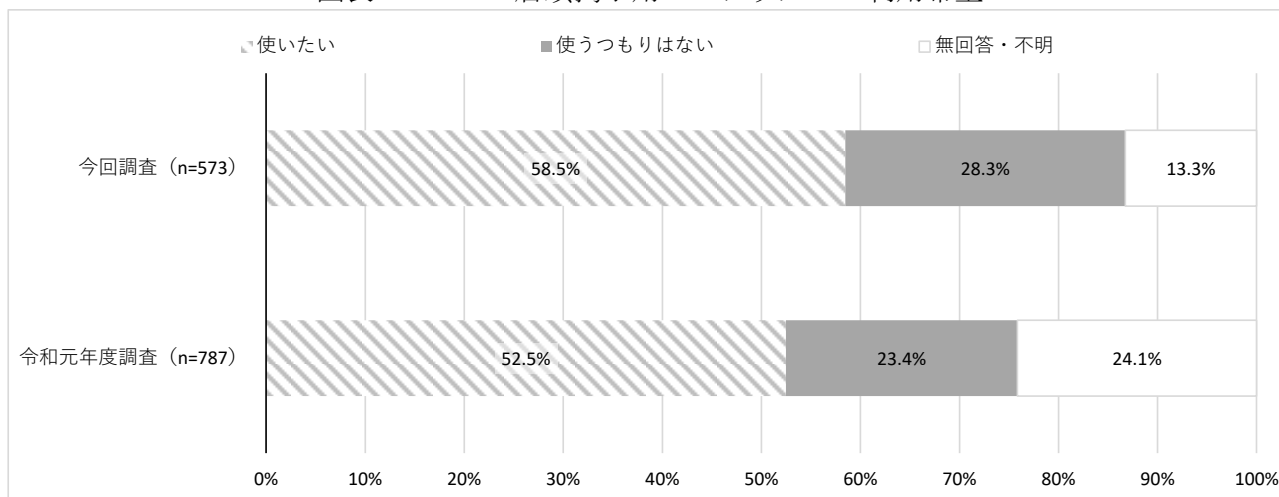
(4)店頭掲示用のステッカーの利用希望 <問 26>

問 24 で表示していないと回答した店で、店頭掲示用のステッカーの利用希望については、元年度調査と今回調査では、ほぼ同じ傾向がみられたが、今回調査では「使いたい」と回答した人の割合が 6.0%上昇し、58.5%となっている。

図表 4-3-4-1 店頭掲示用のステッカーの利用希望

項目	使いたい	使うつもりはない	無回答・不明
今回調査 (n=573)	335 58.5%	162 28.3%	76 13.3%
令和元年度調査 (n=787)	413 52.5%	184 23.4%	190 24.1%

図表 4-3-4-2 店頭掲示用のステッカーの利用希望



4. 東京都への要望について

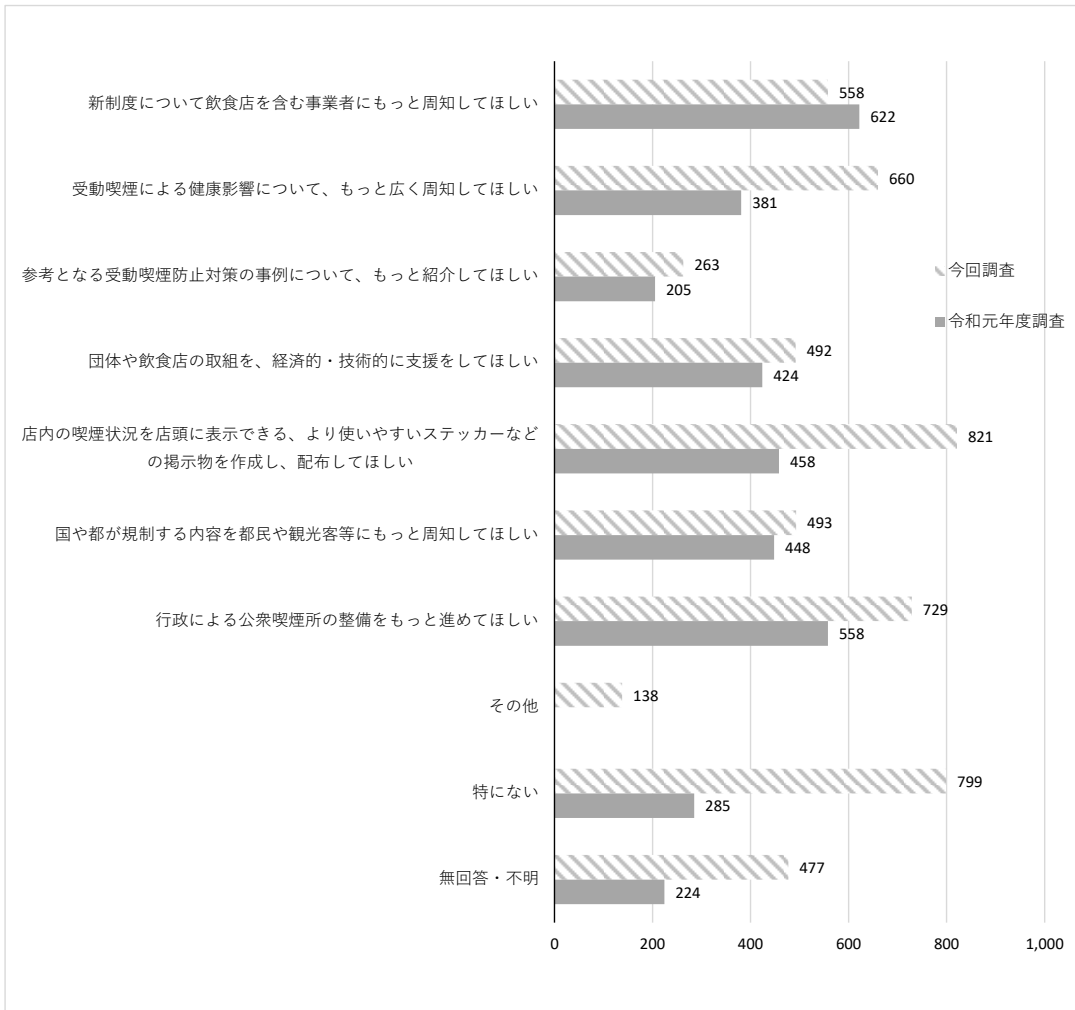
(1)受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答) <問 27>

受動喫煙防止の取組のための東京都への要望については、元年度調査は「新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい」が622件と最も多かったが、今回調査は「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」という回答が821件と最も多くなった。

図表 4-4-1-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答)

項目	新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい	受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい	団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい	行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	その他	特になし	無回答・不明
今回調査	558	660	263	492	821	493	729	138	799	477
令和元年度調査	622	381	205	424	458	448	558	0	285	224

図表 4-4-1-2 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望（複数回答）



第5部 その他の意見

受動喫煙防止に関する意見・要望

大項目	項目	回答数
たばこについて	国としてたばこ製造・販売を止めてほしい	51
	タバコの値上げ・罰金制度の導入をするべきである	13
	たばこは嫌い、良くない	6
	たばこを悪とするのは良くない	2
	たばこが良いものなのか悪いものなのかはっきりしてほしい等	3
加熱式たばこ・電子たばこ	加熱式たばこ及び電子たばこはもっと許容してほしい	6
	加熱式たばこ及び電子たばこも害になることを周知してほしい等	4
たばこによる健康被害	害になる	5
	たばこの健康被害を周知させてほしい	5
	においがきつい	4
	たばこの煙を吸うだけで気持ち悪くなる等	3
路上喫煙等への規制の強化	路上喫煙・歩きたばこの取り締まり等を強化してほしい	49
喫煙者のマナー	ポイ捨てが多く、困っている	19
	禁煙の意識は向上してきている	9
	1人1人のマナーの問題	4
	夜、外でタバコを吸う人たちが大声でうるさい	2
屋外の喫煙所や 公衆喫煙所について	もっと公衆喫煙所を設置してほしい	42
	屋外での喫煙もやめたほうがいい	17
	公衆喫煙所・店外の喫煙場所のにおいが店に来る	14
	喫煙所以外で吸わないでほしい	8
	煙・におい漏れのない公衆喫煙所を設置してほしい	3
受動喫煙防止対策について	客が減る、売り上げが減る	48
	新制度の周知に力を入れてほしい	34
	店内における喫煙の可否は経営者及び客が判断すべきである。	34
	飲食店はすべて禁煙にすべきである。	32
	喫煙客が多いので、喫煙者への配慮が必要と考える	23
	違反店を取り締まってほしい	23
	新制度に感謝している・今後も防止していくべき	21
	屋外で吸ってもらっている、又は今後吸ってもらうようにする	14
	元々禁煙にしていた。	14
	お客様も納得し禁煙している	13
	禁煙を早めにやってよかった	11
	禁煙を決めた	10
	喫煙者と非喫煙者が共存できる方法を考えてほしい	10
	客の喫煙を断れない・断りづらい	9
	制度自体をやめてほしい	8
	具体的な法令を出してより取り締まってほしい	5
	出前専門店のため禁煙	4
	店舗の規模で規制を変えてほしい	4
	規制を軽くしてほしい	3
	将来的に禁煙にするつもりである	3
	換気している	3
	小規模店では、対応が難しい	2
	巡回指導するべき	2
場所が無く喫煙所を設けられない	1	
条例の定期的な見直しが必要等	6	

喫煙室整備等の補助	喫煙室の整備等、もっと支援してほしい	12
	補助金制度が分かりづらいのでわかりやすく教えてほしい	4
	受動喫煙対策できる機械など補助してほしい	3
	喫煙者を禁煙にするための援助を国がしてほしい	2
ステッカー	ステッカーがほしい・送ってほしい	10
	分かりやすいステッカーにするべきである	9
	ステッカーを大きくしてほしい	5
	配布されたシール・ステッカーを使用している	5
	ステッカーがはがれやすい等	4
本調査について	調査票が分かりづらい等	7
	本調査を実施する時期が遅い	5
	本調査により、理解力が上がった	4
	分からないところは記入していない等	3
新型コロナウイルス感染症に関する意見	コロナ禍によって、経営が悪化している（又は悪化した）	18
	新型コロナウイルス感染症に関する対策を優先すべきである	10
	コロナ禍により、営業していない等	4
その他意見	現状に問題はない	4
	対応が多いと経営に支障が出る	4
	その他施策の要望	4
	要望ではないその他の意見	1
	特になし	44

第6部 参考資料

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

【調査票】

1. 本実態調査は、東京都内の飲食店から無作為に抽出した10,000店に、送付させていただいております。
2. お答えいただいた内容については、本調査の目的（記入要領・解説及び依頼文に記載）のみに使用します。調査結果は公表しますが、統計的に処理しますので、貴店が特定されるなど、ご回答される方にご迷惑をおかけするようなことはございません。
3. この実態調査は経営者又は店長など、責任者の方のご記入をお願いします。原則として、記入者個人のお考えではなく、貴店の方針や状況をお答えください。複数の店舗をお持ちの場合でも、調査票をお送りした店舗について教えてください。別添の記入要領に、言葉の説明や選択肢の選び方などについて解説していますので、ご確認ください。
4. この実態調査は全28問で、所要時間は15分程度です。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力よろしくお願いします。
5. 本調査の回答にあたり、ご質問がある場合、以下の「受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口」にご連絡ください。

質問の該当する答えの番号に○印をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

「その他」や自由記載欄は、具体的な内容やご意見などをご記載ください。

調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて令和2年12月21日(月)までに投函してください。

調査の内容、調査票の記入方法 など調査に関すること	受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口 受託先:株式会社シムテクノ総研 担当:山岸、今川 TEL:03-3556-1641 受付時間:月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
制度の内容に関する問い合わせ	<small>もくもくゼロ</small> 0570-069690 (受動喫煙防止対策専用窓口)
本調査の実施主体	03-5320-4361 (東京都福祉保健局保健政策部健康推進課)

◎下記の欄からご記入ください。

記 入 日	令和2年 月 日		
●ご回答のない項目等があった場合などに、お電話でお聞きしてもよろしいですか			
1. はい		2. いいえ	
「1. はい」の方は、以下にご連絡先を記入してください。			
電 話 番 号	—	—	
店 舗 名 (事 業 所 名)			
ご 担 当 者		ご連絡可能な時間	

I. 貴店についておたずねします。

(複数のお店をお持ちの場合でも、調査票をお送りしたお店についてお答えください。)

問1. お店の主な業種を教えてください。(○は1つ)

1. 喫茶店
2. ファミリーレストラン
3. そば・うどん店
4. 寿司店
5. 上記3、4以外の日本料理店
(天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど)
6. 西洋料理店 (フランス料理、イタリア料理など)
7. 中華料理店 (ラーメン店も含む)
8. 焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など
9. 一般食堂 (定食屋など)
10. ファーストフード店
11. お好み焼き店、もんじゃ焼き店
12. 料亭
13. 小料理店
14. バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ
15. 酒場、ビヤホール (居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど)
16. その他 () 【例】 たこ焼き屋、甘味処など

問2. お店の地域 (所在地) を教えてください。(○は1つ)

1. 区中央部 (千代田区、中央区、港区、文京区、台東区)
2. 区南部 (品川区、大田区)
3. 区西南部 (目黒区、世田谷区、渋谷区)
4. 区西部 (新宿区、中野区、杉並区)
5. 区西北部 (豊島区、北区、板橋区、練馬区)
6. 区東北部 (荒川区、足立区、葛飾区)
7. 区東部 (墨田区、江東区、江戸川区)
8. 西多摩 (青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村)
9. 南多摩 (八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)
10. 北多摩西部 (立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市)
11. 北多摩南部 (武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市)
12. 北多摩北部 (小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)
13. 島しょ (大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村)

問3. お店の経営形態を教えてください。(○は1つ)		
1. 自営店	2. チェーン店	3. その他 ()

問4. 従業員数(オーナー様を除く)を教えてください。(○は1つ)		
1. 従業員はいない(家族経営含む)	2. 1~4人	3. 5~9人
4. 10~29人	5. 30~49人	6. 50人以上

問5. お店の客席数を教えてください。(○は1つ)		
1. 1~9席	2. 10~29席	3. 30~49席
4. 50~99席	5. 100席以上	6. 立食(収容可能人数: 人)

問6. お店の客席面積(※)を教えてください。(○は1つ)		
1. 100㎡以下	2. 100㎡超	
※客席面積は、店舗の面積ではなく、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等の面積を除いたお客様が利用する面積をお答えください。		

問7. お店の資本金を教えてください。(○は1つ)		
1. 100万円未満	2. 100~500万円未満	3. 500~1,000万円未満
4. 1,000~5,000万円未満	5. 5,000万円以上	

II. 受動喫煙に関する制度についておたずねします。

問8. 受動喫煙(※)が健康に影響することを知っていますか。(○は1つ)	
1. 知っている	2. 知らなかった
※「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙、喫煙者が吐き出す呼出煙に分けられ、副流煙と呼出煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。	

問9. 2020年4月1日に全面施行された改正健康増進法（※）についてご存知ですか。（○は1つ）

1. 内容までよく理解している 2. だいたい理解している
3. 名前だけは知っている 4. 名前を聞いたことがない／知らない

※健康増進法は、全国的に喫煙環境などの規定を定めた法律。
東京都では、改正健康増進法をもとに都独自の規定を定めた東京都受動喫煙防止条例を制定しています。

問10. 改正健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室（※）以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。（○は1つ）

1. 知っている 2. 知らなかった

※喫煙室には以下の4種類があります。

「喫煙専用室」・・・たばこを吸うためだけの喫煙室（飲食等不可）

「指定たばこ専用喫煙室」・・・加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室（飲食等可）

「喫煙可能室」・・・従業員のいない小規模飲食店の喫煙室（飲食等可）

以下の4つの要件を満たした場合のみ、設置できます。

①2020年4月1日時点ですでに営業している。

②客席部分の床面積が100㎡以下

③中小企業または個人経営

④従業員がいない（④は都独自の規定です。）

「喫煙目的室」・・・喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」（シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所）にのみ設置できる喫煙室（シガーバー等の飲食店が設置する場合：飲食等可）です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。

シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

①たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること

②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

Ⅲ. 貴店の現在（新制度開始後）の受動喫煙防止対策についておうかがいします。

問 17. 新制度が 2020 年 4 月 1 日に全面施行されましたが、受動喫煙防止に向けた貴店の対応策について教えてください。（○は1つ）

1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた
2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた

⇒問 18 へ

3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した
4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした
（従業員がいない飲食店のみ設置可）
5. 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした
（従業員がいない飲食店のみ設置可）

⇒問 19 へ

6. 「喫煙専用室」を設置した
7. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした
（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）
8. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室(店)」とし、
客席の全てを喫煙可能とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）
9. 検討中もしくは改修中につき、一旦禁煙にした

⇒問 20 へ

10. 検討中 その他（ ）

⇒問 21 へ

※以下をご参照の上、ご回答ください。

「喫煙専用室」・・・たばこを吸うためだけの喫煙室（飲食等不可）

「指定たばこ専用喫煙室」・・・加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室（飲食等可）

「喫煙可能室」・・・従業員のいない小規模飲食店の喫煙室（飲食等可）

以下の4つの要件を満たした場合のみ、設置できます。

①2020年4月1日時点ですでに営業している。

②客席部分の床面積が100㎡以下

③中小企業または個人経営

④従業員がいない（④は都独自の規定です。）

「喫煙目的室」・・・喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」（シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所）にのみ設置できる喫煙室（シガーバー等の飲食店が設置する場合：飲食等可）です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。

シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

①たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること

②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

問18. 問17で「1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた」、「2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた」と回答した方におうかがいします。全面禁煙にした理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 空調設備などの費用がかからないため
7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため
8. 全面禁煙の店としてアピールするため
9. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
10. 売上が上がることが見込まれるため
11. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
12. 入居しているビル等の方針のため
13. その他 ()
14. 特にない

⇒回答後 問21へ

問19. 問17で「3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した」、「4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)」、「5. 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした(従業員がいない飲食店のみ設置可)」と回答した方におうかがいします。指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室については、改正健康増進法の経過措置(期間未定)(※)となっていますが、今後、全面禁煙にする、もしくは喫煙専用室を設置する予定はありますか。(〇は1つ)

1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定
2. いずれは「喫煙専用室」を設置する予定
3. 未定

※新制度への移行に伴う影響を減らすための一時的な対応

⇒回答後 問20へ

問20. 問 17で「3.」～「9.」の対応をしたと回答した方におうかがいします。その理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙防止対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
7. 完全分煙の店としてアピールするため
8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
9. 売上が上がることが見込まれるため
10. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
11. 入居しているビル等の方針のため
12. その他 ()
13. 特にない

⇒回答後 問21へ

問21. 問 17の取り組みを決める際に参考にしたものはどれですか。(〇はいくつでも)

1. 東京都受動喫煙防止対策相談窓口(0570-069690(もくもくゼロ))への問合せ
2. 喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業(現地での助言、既存喫煙室の計測等)
3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど
4. 区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど
5. 東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など
6. 国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)
7. 加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関紙(誌)を含む
8. 業界紙(誌)・専門紙(誌)
9. 同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)
10. 一般の新聞・雑誌
11. テレビ・ラジオ
12. インターネット(「3」「4」「6」に属するものを除く)
13. その他 ()
14. 特にない

⇒回答後 問22へ

問22. 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、貴店の喫煙室に関して、現在どのように対応していますか。(現時点での対応をご回答ください。)(○は1つ)

1. 喫煙室を一時閉鎖している
2. 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている
3. 新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした(喫煙室を撤去した)
4. 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない
5. 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない
6. 以前から喫煙室を設置していない
7. その他 ()

問23. 屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。(○は1つ)

1. 屋外に喫煙場所(灰皿等)を設置
2. 屋外に喫煙用の客席を設置(例:テラス席・屋上の席など)
3. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している
4. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している
5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない

問24. 新制度においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。(○は1つ)

1. 表示している	⇒問27へ
2. 表示していない	⇒問25へ

問25. 問24で「2. 表示していない」と回答した方におうかがいします。
表示していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 表示が義務化されていることを知らなかったため
2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため
3. 表示しなくてもトラブルがないため
4. どんな表示にしていかわからないため
5. ステッカー等を持っていないため/作っていないため
6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため
7. 必要性を感じないため
8. その他(具体的に)

※改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、飲食店においては店頭表示が義務化されています。(表示されていない場合は、違反事例となる可能性があります。必ず表示してください。)

⇒回答後 問26へ

問26. 問24で「2. 表示していない」と回答した方におうかがいします。

都では、喫煙室と店頭に表示するステッカーを作成しています。今後、表示する際に、都作成のステッカーをお使いになりたいですか。(○は1つ)

1. 使いたい

2. 使うつもりはない

※喫煙室と店頭に表示するステッカー (例)

●店内全面禁煙の場合



●喫煙専用室を設置した場合 (飲食等不可)



●指定たばこ専用喫煙室を設置した場合 (飲食等可) ※指定たばこ＝加熱式たばこ



●喫煙可能室を設置した場合 (飲食等可)

※従業員がいない小さな飲食店のみ設置可能



⇒回答後 問27へ

IV. 東京都への要望などについておたずねします。

問27. 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望があれば教えてください。(〇はいくつでも)

1. 新制度について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい
2. 受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい
3. 参考となる受動喫煙防止対策の事例について、もっと紹介してほしい
4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい
5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい
6. 国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい
7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい
8. その他 ()
9. 特にない

問28. 受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのようなことでも自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入した調査票を、同封した返信用封筒に入れて、

令和2年12月21日(月)までに切手を貼らずに投函してください。